

栄町第5次総合計画

基本構想・前期基本計画

栄町

「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」 をめざして



はじめに

私たちが住むまち、栄町は、東京都心から 45km 圏にありながら、利根川をはじめとする恵まれた水辺環境や里山など豊かな自然環境を有し、良好な住環境が整備され整然とした町並みが広がるなど魅力あふれるまちです。

一方、町としては町民の生命・財産を守ることを第一の使命として、子どもたちの幸せを願い、持続可能で町民満足度の高い町政運営に取り組んでいます。

しかし、本町では人口減少が課題となっており、特に若い世代の転出による町の活力の低下が懸念されています。

このような中、第5次総合計画では、第4次総合計画で掲げた「誇りと愛着の持てる まち」の基本理念と「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」の将来像を継承しつつ、「子育てがしやすい元気なまち」「生活環境が整った元気なまち」「安全で安心できる元気なまち」「産業が活性化し賑わいのある元気なまち」など8つの基本目標を定めました。

また、前期基本計画では、第5次総合計画の基本目標に応じた施策とそのための主な事業と取組みを定めるとともに、3つの重点プロジェクトに取り組むこととしています。さらに、民間企業などの力を活用した3つのチャレンジ戦略を定めています。

今後、町としては、町民の皆様のご協力を得ながら、本総合計画の推進と実現に向けて全庁をあげて取り組んでまいります。

結びにあたり、本総合計画の策定にあたり、町民の皆様をはじめ、議会議員、熱心にご議論いただきました政策審議会委員の皆様、各種団体にご協力いただきましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

今後は、本総合計画が円滑かつ着実に推進できますよう、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年3月

栄町長

鈴木正市

目次

第1編 序論	1
第1章. 計画策定の趣旨	1
第2章. 町の現状	2
第3章. 時代の潮流	5
第4章. 町民の意向	7
第5章. まちづくりの基本的課題	9
第2編 基本構想	17
第1章. まちづくりの基本理念	17
第2章. 将来像	18
第3章. 計画の構成と期間	19
第4章. 計画の取組方針	20
第5章. 人口フレーム	22
第6章. 土地利用構想	24
第7章. まちづくりの基本目標・政策体系	26
第3編 前期基本計画	37
第1章. 基本計画の概要	37
第2章. 重点プロジェクト・チャレンジ戦略	40
第3章. S D G s 推進に向けた取組み	50
分野別施策	51
基本目標1 子育てがしやすい元気なまちをつくる	51
基本目標2 生活環境が整った元気なまちをつくる	63
基本目標3 安全で安心できる元気なまちをつくる	84
基本目標4 健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる	93
基本目標5 産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる	111
基本目標6 歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいが育める元気なまちをつくる	129
基本目標7 みんなの知恵と力で元気なまちをつくる	146
基本目標8 健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる	156
資料編	177



第1編 序論

第1章 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政経営のための指針を示すものです。

本町では、昭和47年に「水と緑の田園観光都市」をスローガンとした「栄町基本構想」を策定し、平成元年及び平成12年、平成24年に改定を加えながら、まちづくりを進めてきました。

しかしながら、本町をとりまく環境は、平成24年の「栄町基本構想」改定の頃に比べ、成田空港の更なる機能強化の見通しが示されたことや、訪日外国人旅行者の大幅増加、さらに全国的な地方創生の動きが加速するなど大きく変貌しています。

また、少子高齢化、歪な人口構造への対応、予期せぬ大規模災害への備え、老朽化しつつある都市基盤の更新の取り組みなどは、本町でも喫緊の課題であり、さらに、それらに伴う一層の財政負担の増加、地方分権・地域主権への制度改革など、地方自治体にとって大きな変革の時代を迎えています。

このような社会経済情勢のもと、町民の期待に応えられる自立したまちとして、「栄町」ならではの魅力を高め、「誇りと愛着のもてる まち」として持続的に成長していくことが求められています。

こうしたことから、本町独自の魅力を引き出した元気なまちにするため、現状を客観的に分析し、本町の特性を十分に踏まえた、栄町第5次総合計画を策定するものです。



印旛水門



町の木『さざんか』昭和45年10月24日制定



町の花『りんどう』平成15年4月1日制定



第2章 町の現状

1. 地勢

本町は、千葉県の北部、利根川流域に位置し、東は成田市、西は印西市、南は印旛沼、北は利根川をはさんで茨城県に接しています。東京都心から 45km 圏に入り、千葉市からは 35km の距離で、日本の表玄関成田空港へは 10km のところに位置しています。総面積は 32.51 km²で、東西に約 12km、南北に約 5km と東西に細長く、東部は一帯に高台で山林や畑が多く、南部及び北西部は平坦で豊かな水田地帯が広がっています。東部の台地上の役場周辺など一部の地域は、住宅地として開発されています。

2. 沿革

本町は、紀元前からすでに丘陵地を中心に集落が形成され、その跡に貝塚が残っており、多くの石器や土器が出土しています。また、奈良時代前期には龍角寺地区を中心として豪族が勢力を示し、その墓と伝えられる岩屋古墳（国指定史跡）など 110 余基の古墳群が点在し、その歴史的おもかげを今日に伝えています。江戸時代には、江戸と東北方面からの物資の流通を河川に依存していたことから、中継基地や宿場町として大変なにぎわいをみせたといわれています。

近代に入り、明治 22 年に、安食村、北辺田村、龍角寺村、酒直村、矢口村、須賀村及び麻生村の 7 村と安食卜杭新田飛地が合併して境村となり、また、布鎌請方新田他 15 村が合併して布鎌村となりました。さらに、境村は、明治 25 年には安食町と改称し、昭和 29 年に豊住村（現在成田市）の一部を編入しました。そして、翌年の昭和 30 年 12 月 1 日には、安食町と布鎌村が合併し栄町が誕生しました。その後、昭和 31 年には、茨城県出津地区を編入しています。

昭和 47 年には、「水と緑の田園観光都市」構想の策定による新たな施策の展開と成田線の電化によって、東京への通勤圏となりました。昭和 57 年以降は、安食台、竜角寺台、酒直台、南ヶ丘など民間事業者による大規模宅地開発が行われ、小中学校が相次いで開校したほか、「水と緑の運動広場」（平成 2 年）や「ふれあいプラザさかえ」（平成 6 年）などスポーツ・文化施設も整備されました。

ふれあいプラザさかえ





この間、本町の人口は、平成 10 年に 26,182 人に達し、以降、人口は減少し、平成 29 年では 21,201 人となっています。

このような中、若者の定住・移住施策を充実させるため、平成 26 年度に全国に先駆けて、「不動産定住班」を設置するとともに、各種子育て支援策の創設やエアコンを全小・中学校に設置するなど教育環境の向上を行いました。

産業面では、稲作を中心とした農業が長く基幹産業として本町の経済を支えてきましたが、平成 4 年には、矢口地区において、日本初のスーパー堤防整備事業と、これと一体となって進められてきた工業団地の土地区画整理事業が竣工し、日本を代表する食品製造会社などが立地しました。さらに、平成 27 年に当該工業団地の拡張に着手しました。

一方、観光拠点では、平成 4 年にオープンした「千葉県立房総のむら」が平成 16 年に体験博物館としてリニューアルスタートし、平成 14 年にはその隣接地に「栄町総合交流拠点ドラムの里」を開設し、平成 30 年には、ドラムの里に、国際観光拠点機能を有する「コスプレの館」を開設しました。

この間、県道美浦栄線若草大橋（平成 18 年）が開通し、産業面、生活面における利便性が高まりました。また、平成 8 年に県道鎌ヶ谷本塁線バイパスが着工され、本町の発展に寄与することが期待されています。

紀元前にまで及ぶ歴史を持つ本町は、昭和 30 年の合併以降、人口、産業、観光、交通など、様々な面において機能強化を繰り返しながら、現在に至っています。

3. 人口

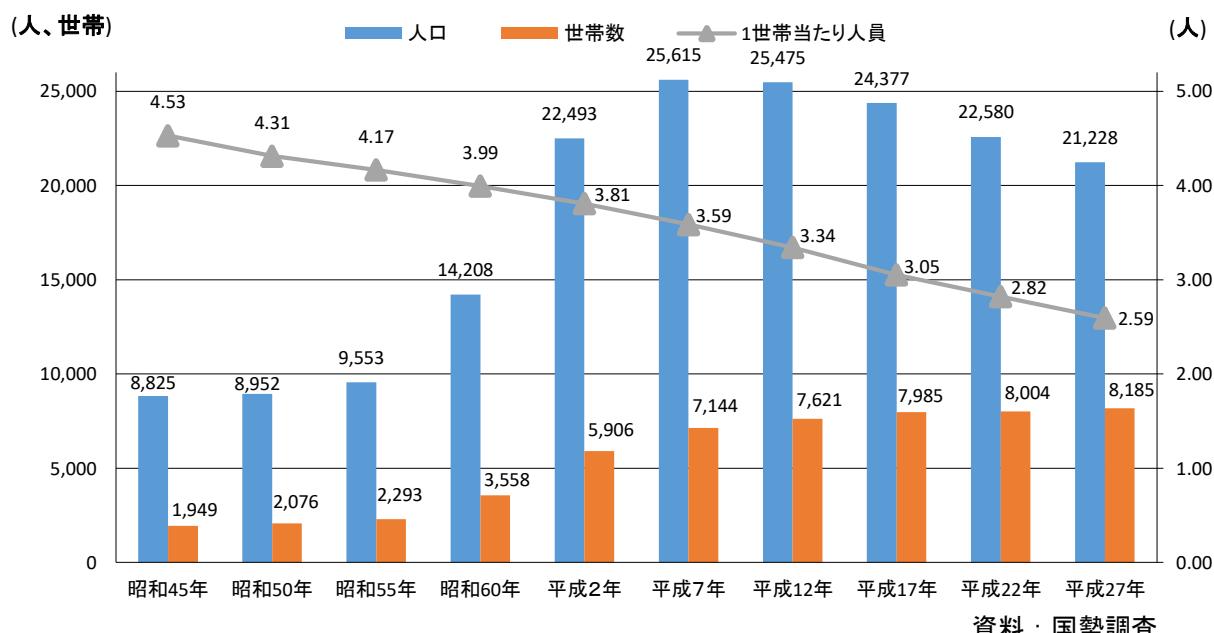
国勢調査の結果をみると、総人口は、昭和 55 年の約 1 万人から急速な増加をみせ、平成 2 年に 22,493 人と 2 万人の大台を超えたのち、平成 7 年には 25,615 人となりましたが、その後人口は減少に転じ、平成 27 年には 21,228 人となっています。

年齢別に、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口及び 65 歳以上の老人人口をみてみると、年少人口は、平成 2 年をピークに一貫して減少傾向にあり、生産年齢人口は、平成 12 年までは増加していましたが、平成 17 年には減少に転じました。また、老人人口は、一貫して増加しており、平成 2 年から平成 27 年までの 25 年間で約 2.9 倍に増加しています。

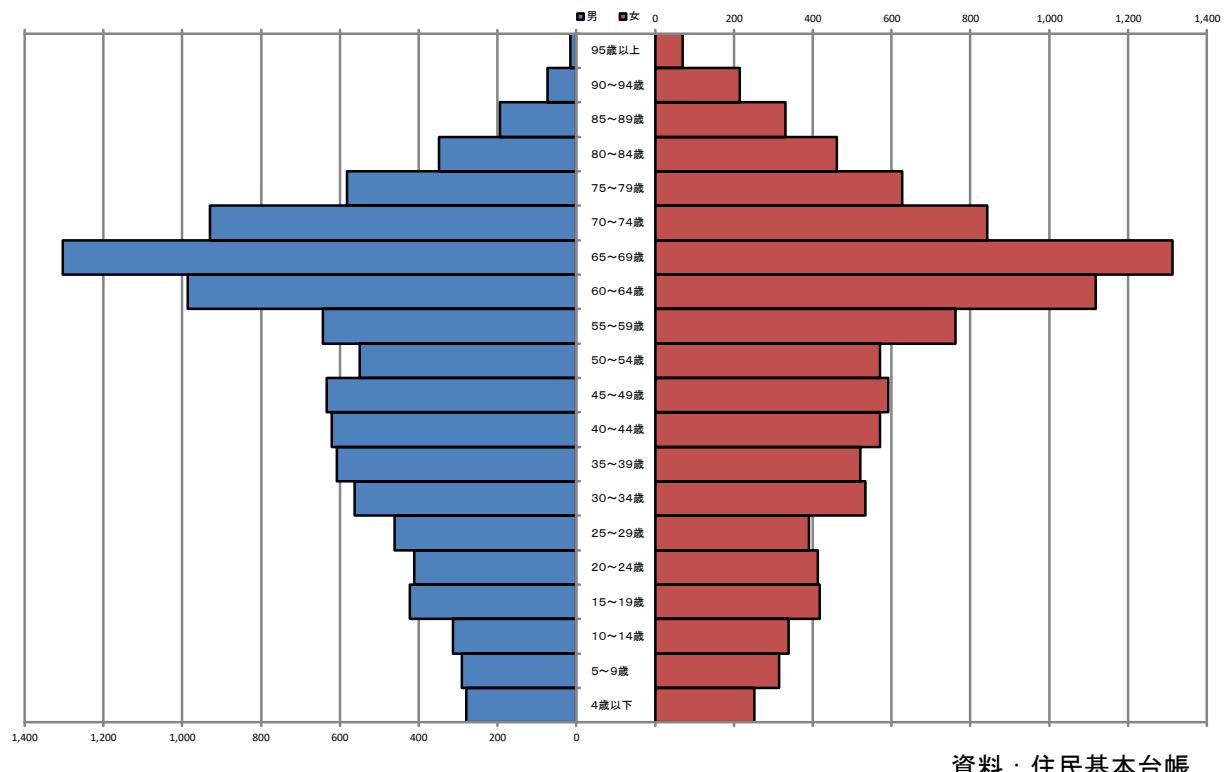
本町の人口減少の傾向は、出生数より死亡数が上回る自然減に加えて、転入者より転出者が大幅に上回る社会減の傾向であることによっていますが、近年、定住・移住施策の取り組みを拡充したことにより、転入者数が増加し、社会減の傾向が改善されつつあります。



図一人口・世帯数・1世帯当たり人員の推移



図一人口ピラミッド（平成30年5月1日現在）





第3章 時代の潮流

今後のまちづくりを考えるうえで踏まえるべき主な時代の潮流は、次のとおりです。

1. 人口減少社会の到来と少子高齢化の更なる進展

わが国では、平成20年をピークに、以降人口減少傾向に転じています。

本格的な少子高齢化と人口減少の進行により、消費者の絶対数が減り、生産者としての労働力も減少するおそれがあることから、人口減少に歯止めをかけ、歪な人口構造を改善することが喫緊の課題となっています。そのため、魅力ある雇用の場の創出や安心して子どもを生み育てられる環境の整備などに取り組むとともに、高齢者をはじめ誰もが生き生きとその人らしく暮らせる環境づくりなどが求められます。

また、高齢化の進展は、地域コミュニティの存続が懸念されることから、町民と行政の協働による地域での支え合いの取り組みも必要となっています。

2. 大規模災害等や犯罪に対する懸念の高まり

平成23年に発生した東日本大震災以降も、平成28年4月の熊本地震等、震度6以上の地震が全国で発生しており、今後も、千葉県北西部直下地震や千葉県東方沖地震など、大規模な地震の発生の懸念が高まっています。

一方、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨による利根川水系の鬼怒川の堤防の決壊や、平成30年7月に発生した西日本豪雨での河川の氾濫や土砂災害により、多くの命が失われるとともに家屋の浸水や損壊など甚大な被害をもたらす等、気候変動等に伴い、水害が頻発・激甚化する傾向にあります。

また、身近な暮らしのなかでも、高齢者を狙った悪質な犯罪、通信機器などを利用した犯罪や、食品偽装など社会不安を増大させる事故や事件が多発しています。

こうしたなか、生活の安全安心の確保に対する意識が高まっており、災害対策や危機管理体制の整備などにより、安全に、安心して暮らすことができる社会づくりが求められています。

3. 地球温暖化への対応と循環型社会の構築

20世紀に入って明らかに世界の平均気温は上昇し、我が国においても温暖化が進行しており、その対応が地球規模で必要となっています。そのため、大雨に備えた排水対策や熱中症対策等の取り組みや自然環境の保全などを重視していく必要があります。

また、環境負荷の低減に向けた環境に配慮した行動の促進や、地球温暖化防止のための再生可能エネルギーの利用と省エネルギーの実践など、資源循環型社会の実現への視点が求められています。

4. 価値観やライフスタイルの多様化

生活水準の向上や余暇時間の増大などを背景に、人々の価値観が経済的な豊かさから心の豊かさや個性を重視する方向へと変化するとともに、国際化や高度情報化の進展によりライフスタイルが多様化しています。

わが国の社会は、仕事と生活が両立しにくい現実があることから、社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していくことが求められています。

さらに、一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希



望が叶い、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みが進められています。

5. 高度情報通信技術の進展と情報サービスの高度化

高度情報通信技術の発達により、インターネットや携帯電話は、家庭や職場など社会全体で普及しており、ＩＣＴは、なくてはならない存在になっています。さらに近年では、スマートフォンの普及が進み、新たなインターフェイスとして急速に浸透しつつあります。

また、テレワークの導入も進展しつつあり、モバイル端末の普及により、ビジネス形態も変化しつつあります。

これからは、行政運営のさらなる効率化と住民生活の利便性向上に向け、まちづくりへのＩＣＴの積極的な活用が求められています。また、テレワーク等に対応した環境整備も有効と考えられます。

さらに、少子高齢化による労働力不足などに対応するためＡＩ技術が進展しており、産業分野や福祉分野にとどまらない行政分野全般への積極的な活用が求められています。

6. グローバル化の進展

経済活動のグローバル化に伴い、ヒト・モノ・カネ・情報が国境を越えて活発に交流し、世界的な地域間競争が進んでいます。一方で製造業等では、海外現地生産から国内生産にシフトする動きもみられ、海外流出だけの動きではなくなってきています。さらに、在日外国人は、増加傾向で推移しており、成田空港に比較的近い立地条件にある本町においても、外国人居住者が増加傾向にあり、受入対策を強化していくことが必要となっています。

また、訪日外国人旅行者数も増加傾向で推移しており、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催により、今後も増加が見込まれます。

7. 地方創生の動きと協働の必要性の増大

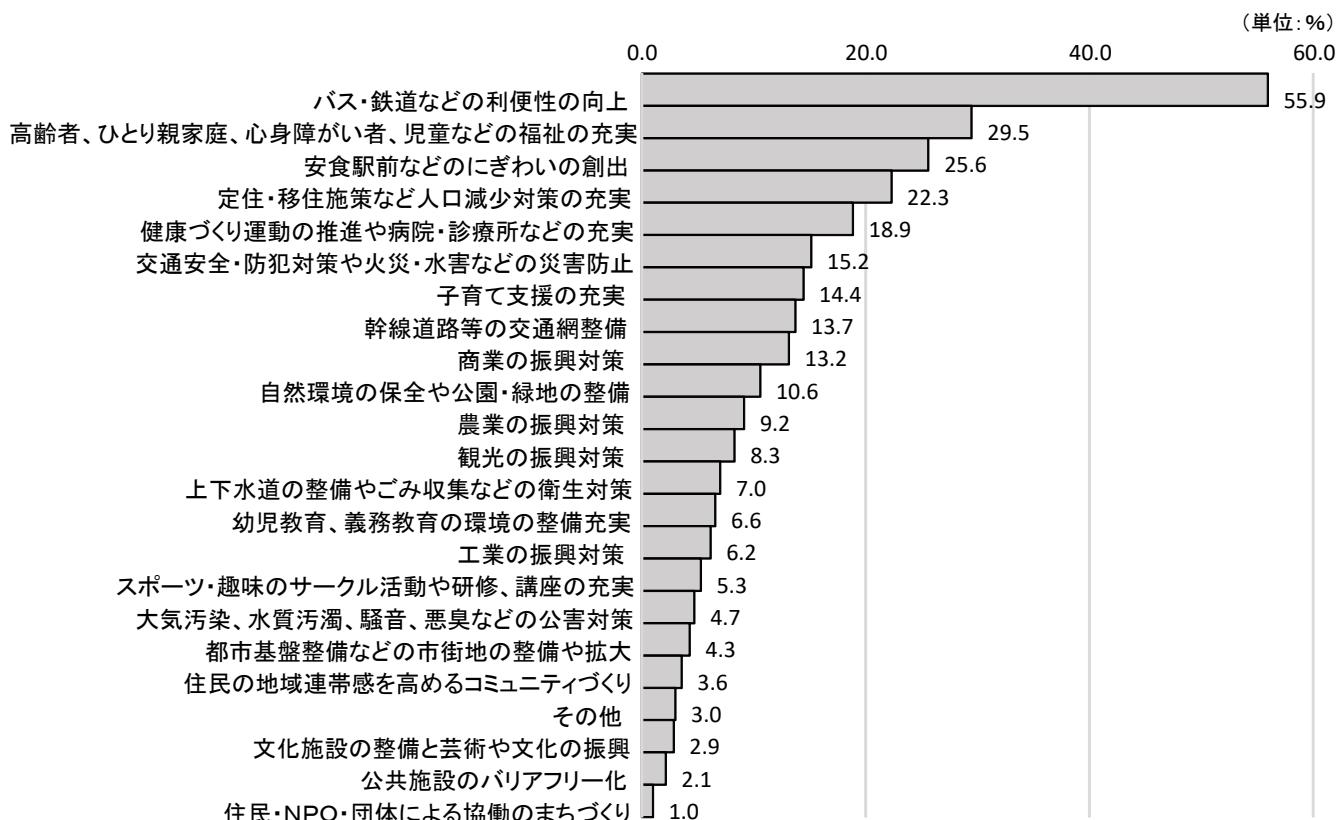
人口減少、超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対応するために、平成26年末に、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されました。同法に基づき、国や地方自治体において、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、地域が持つ個性を活かし、知恵と工夫により地域間競争に打ち勝つために、子育て支援や転入促進、雇用創出等の取り組みが進められています。

一方、住民ニーズは高度化・多様化しており、住民満足度の高いまちづくりを目指すには、行政だけで対応することが困難になっています。今後、持続的な行政運営を行うためには、町民と行政が、互いの責任と役割を分担しながら、「自助」、「共助」、「公助」によるまちづくりを進めていく必要があります。そのため、自治会等の地縁団体をはじめとした多様な活動主体が相互に理解し合い、身近な活動である防災や福祉、環境、教育などの分野において、協働を進めることが重要となっています。

第4章 町民の意向

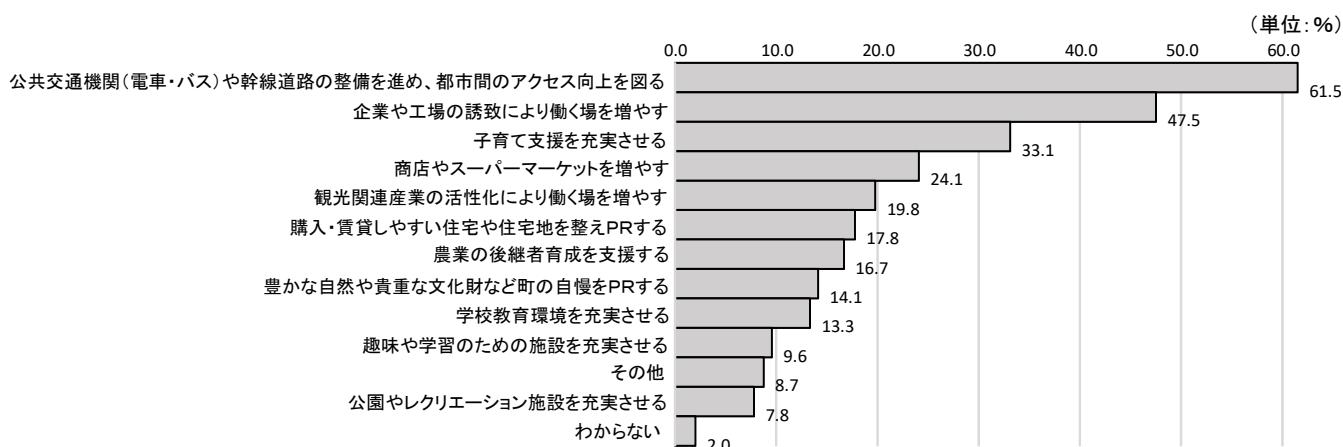
1. 町政全般で力を入れてもらいたいこと

平成29年度に実施した町民意識調査によれば、「町政全般で力を入れてもらいたいこと」に関する町民の意向は、「バス・鉄道などの利便性の向上」が55.9%で最も多く、次いで「高齢者、ひとり親家庭、心身障がい者、児童などの福祉の充実」が29.5%、「安食駅前などのぎわいの創出」が25.6%で多くなっています。



2. 若い世代の人口を減少させないためにはどうすれば良いか

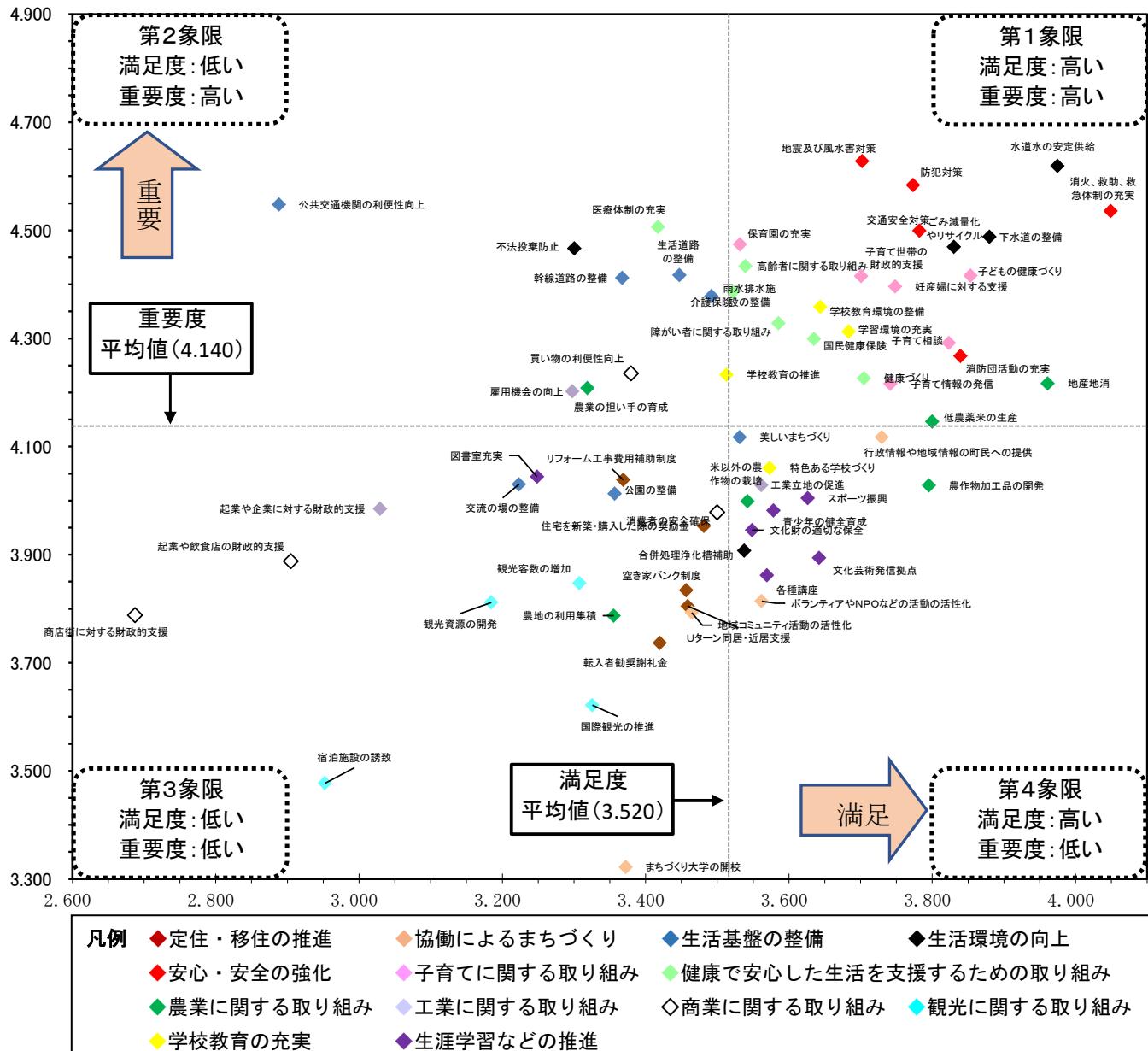
町民意識調査によれば、町の課題といえる「若い世代の人口を減少させないためにはどうすれば良いか」に関する町民の意向は、「公共交通機関（電車・バス）や幹線道路の整備を進め、都市間のアクセス向上を図る」が61.5%で最も多く、次いで「企業や工場の誘致により働く場を増やす」が47.5%、「子育て支援を充実させる」が33.1%で多くなっています。



3. 充実が期待される施策

町民意識調査によれば、充実が期待されている施策（重要度が高く満足度が低い施策）は、「公共交通機関の利便性向上」「不法投棄の防止」「幹線道路の整備」等で、第4次総合計画策定時に実施された前回の調査結果とほぼ同様の傾向となっています。

図一 充実が期待される施策（満足度、重要度の傾向）





第5章 まちづくりの基本的課題

計画を策定するにあたっての、まちづくりの基本的課題は、次のとおりです。

1. 人口減少に関する課題

人口減少や少子高齢化は全国的に進んでおり、本町も例外ではありません。本町の場合、昭和50年代からの団地開発による急激な人口増加による影響で、65歳から75歳までの元気な高齢者が多いのが特徴です。

このことは、将来に向けて、支えられる後期高齢者層に対して支える若・壮年層の割合が他の地方自治体より少なくなってしまうという懸念につながっています。すなわち、まちの賑わいの低下に加え、社会福祉施策の負担増加も含め、町の財政面などの点からも大きな課題があるといえます。

そして、この課題の克服については、若者の定住・移住の促進などが求められています。

(1) 若者の定住・移住の促進

まちが元気になるには、若者の定住・移住の促進が欠かせない視点といえます。

そのためには、受け皿となる新たな住宅地の開発とともに空き家・空き地の有効活用等の施策を開拓する必要があります。

一方、若者にとって魅力あるまちとするためには、まちの賑わいを取り戻すとともに、子育て支援の充実、新たな雇用の場の創出、交通利便性の向上等の取組を進めることが大きな要素となっています。

(2) 子育て支援の推進

人口減少に歯止めをかけるために、従来から、子育て支援の充実に取り組んでおり、一定程度の成果を得てきました。一方、全国的に少子化対策が充実してきており、本町においても一層充実した支援策が求められています。

そのため、相談体制の充実や、経済的支援策の展開、子育て施設等の整備、子と親の健康づくりの支援など各種施策において、出産から子育てまで切れ目のないきめ細かな施策に取り組むことが必要になっています。

(3) 新たな雇用の場の創出

若者の定住・移住を促進するには、新たな雇用の場を作り上げていくことも重要になっています。そして、成田空港の機能強化による雇用の創出が今後期待できる一方、町独自に町内における工場などの新たな雇用の場づくりを促進していくことが求められています。

そのため、人気の高い矢口工業団地の拡張や、国県道沿いなどへの流通業務施設の誘導、そして、観光関係施設の誘致促進とともに、新たな起業・創業の支援にも取り組む必要があります。

(4) 交通利便性の向上

人口減少に歯止めをかけ元気なまちづくりを進めるためには、交通利便性の向上は欠かせないものとなっています。

そのため、県道鎌ヶ谷本塙線バイパスの早期開通など、国県道の整備促進とともに、鉄道や路線バスに関する利便性の確保も必要になっています。



特に、鉄道については、JR成田線の増便等による利用環境の向上やJR安食駅の機能強化等を図るとともに、JR成田線だけに頼ることなく、北総線や成田スカイアクセス線方面へのアクセス向上による交通ネットワークの充実に取り組むことも求められています。

2. 生活基盤・生活環境に関する課題

町民がいかに住みやすく、暮らしやすいかは、生活基盤や生活環境の良し悪しが大きな視点といえます。

そのため、道路・公園・上下水道などの整備が求められているとともに、これら社会資本の老朽化対策、すなわち長寿命化対策も大きな課題となっています。

さらに、障がい者や高齢者とともに子育て世代にも優しい生活基盤づくりが求められています。

一方、町の豊かな自然環境は大変貴重なもので、これを未来に向けて守り続けるとともに、ごみの減量化など環境負荷の低減に有効な施策の推進も課題となっています。

(1) 道路・公園・上下水道等の整備

町民の生活基盤として欠かせない道路・公園・上下水道などについては、使いやすく安全な道路、子どもから高齢者までが楽しめる公園、そして安定して安価に供給する上下水道などが求められています。

そのため、新規道路の整備とともに、既存道路の交通安全対策・拡幅・舗装修繕、橋梁修繕、排水整備等を進める必要があります。

また、公園については、老朽化した施設の改良とともに、適正な管理も必要となっています。

さらに、老朽化した水道施設・下水道施設にあっては、計画的な長寿命化対策とともに、適切な企業経営に基づく安定供給・安定処理が必要になっています。

(2) 自然環境の保全と環境負荷の低減

町の豊かな緑と利根川などの水資源、そしてきれいな空気は、大変貴重な地域資源であり、将来に向けて、町民の方々の協力を得ながら引き継いでいかねばならない町民の財産といえます。

そのため、騒音、水質汚濁、土壤汚染などの公害防止に取り組むほか、廃棄物の不法投棄対策や雑草の繁茂を防止する対策などに取り組む必要があります。

また、ごみの減量化を進めるなど、地球や地域の環境負荷の低減にも取り組む必要があります。



みんなが利用する公園



3. 災害対策・防犯に関する課題

町民の安全安心と財産を守ることは、町政の最大の責務といえます。また、そのことがまちの魅力としての評価につながります。

特に、近年の異常気象による記録的な集中豪雨や、東日本大震災等の地震災害では、大きな被害が生じています。そのため、いつ起きるかわからない災害に対し、防災体制のより一層の充実が課題となっています。

一方、犯罪についても、多様な犯罪形態となっているため、きめ細かな防犯対策の推進が課題となっています。

(1) 大規模災害への備え

近年は、異常気象などにより、集中豪雨や台風などによる被害が各地で発生しています。特に、本町は、利根川が氾濫した場合、甚大な被害が想定されます。また、東日本大震災以降も熊本や大阪などにおいて大規模地震が頻発しており、千葉北西部直下地震等の大地震による被害発生の懸念も高まっています。

そのため、災害時の被害を最小限に抑えて、町民の生命・財産を守るために、防災体制の強化が求められており、消防の広域化も含めた、常備消防力の強化とともに、消防団や自主防災組織の充実、さらには、避難体制や企業等との応援協力体制の強化などを推進することが必要です。

(2) 犯罪などがないまちづくりの推進

犯罪などがない安全安心なまちづくりは、高齢化社会においてはますます重要な視点となっています。

犯罪の傾向としては、忍び込みや車上狙いなどの窃盗が最も多くなっていますが、通信サービスに関する犯罪や振り込め詐欺などの割合も多くなってきています。

そのため、安全で安心な暮らしづくりにとって、多様な犯罪形態に対応した防犯対策や、地域と一緒にした犯罪が起こりづらい環境づくりが必要です。



栄町防犯ボックス



4. 健康福祉に関する課題

誰もがいつまでも健康で、その人らしく生き生きと暮らしていける地域づくりを進めていくことは重要なことです。

乳幼児から高齢者そして障がい者まで全ての町民に対する健康維持施策・医療体制づくりとともに、介護等の福祉サービス施策の充実が求められています。

特に、本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、後期高齢者や独居世帯の割合が多くなっていくことから、健康寿命の延伸方策と地域包括ケアシステムの構築が大きな課題となっています。

(1) 身体と心の健康づくりの推進

誰もが、生涯にわたって、身体も心も健康で、元気に生き生きと暮らしていくことができる地域づくりが求められています。

そのためには、乳幼児から高齢者まで、全ての町民が健康を保持し、増進することができる環境を整備することが必要です。

特に、疾病の予防、発見、治療、リハビリにおける各種施策の充実が求められています。さらに、高齢化社会に対応できる救急救命体制の構築も求められています。

(2) 地域福祉の充実

高齢者や障がい者をはじめ誰もが、住み慣れた地域で、生き生きと安心して暮らすことができる環境の整備が求められています。

そのためには、きめ細かな福祉施策の充実が必要であり、特に、本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、福祉サービスや医療サービスと地域の支え合いを一体的に展開する地域包括ケアシステムの構築が必要となっています。



オレンジサロンさかえ



5. 産業・観光に関する課題

町を元氣にするには、産業の活性化が必要であり、特に厳しい経営環境の中にあって、基幹産業としての農業や既存商業の振興は、従来から重要な課題となっています。

また、成田空港から近いことや千葉県立房総のむらや水辺など美しい自然、さらには古い歴史と文化を有するといった利点を生かした観光事業の振興も重要な課題となっています。

さらに、雇用の場の確保や町税源の充実のためにも、工業団地の規模拡張など新たな企業立地の推進は、将来のまちづくりに欠かせないものとなっています。

(1) 元気な農業経営の推進

長年にわたり基幹産業として本町の経済を支えてきた農業は、若者の農業離れや農業従事者の高齢化等を背景に、農家人口、農家数、耕地面積、農業生産額とも減少傾向にあり、衰退が懸念されています。

こうした本町の農業を将来にわたって持続可能とするためには、農業経営の安定化や高付加価値化、また、農産物の6次産業化や観光資源としての活用などの取り組みを推進していくことが重要です。さらに、農地の利用集積や多面的機能の発揮の推進などとともに、新規就農者を受け入れる取り組みも必要です。

(2) 商業の活性化と観光振興の推進

本町の商業の活性化は、まちの賑わいの創出とともに就業の場の確保や買い物の利便性向上という観点からも重要であり、各種支援策の活用の促進など継続的な取り組みが必要です。

また、成田空港の機能強化などをチャンスと捉え、千葉県立房総のむらや美しい自然環境とともに古い歴史や文化など貴重な観光資源を有効に活用することが求められています。

さらに、商業の活性化のためにも、これら観光客を町中心部に誘導する取り組みも必要です。

(3) 工業など新たな企業立地の推進

矢口工業団地は、成田空港から近いこともあり、立地希望が比較的多い一方、用地が手狭になっています。そのため、矢口工業団地を拡張し地元雇用の増大と、町税源の確保を図ることが求められています。

さらに、成田空港の機能強化に伴い、物流関係などの企業進出が期待できることから、立地調整など、企業誘致の取り組みも必要です。



6. 教育文化に関する課題

これからの中を支える子どもたちを育むため、本町では、より良い学校教育環境づくりに取り組んでいます。

現在のように社会情勢がめまぐるしく変化する中でも、子どもたちが社会の変化に対応し、「生き抜く力を育む」教育を推進することが求められています。

また、それに併せ、保護者や地域から信頼される学校づくりの推進、保護者や地域の期待に応じられる教職員の育成が求められています。

学校施設等については、経年により老朽化した施設の改修など教育環境の充実を図る必要があります。

生涯学習については、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが、生涯にわたってスポーツや芸術文化に触ることは心を豊かにし、地域社会に活力を与えます。

そのため、スポーツや芸術文化により多くの町民が参加できる環境づくりが求められます。

また、本町は、貴重な古墳や社寺など多くの史跡や文化財がある一方、これらの財産の保存と活用が課題となっています。

(1) 学校教育の推進・子どもの健全育成

基本的生活習慣を身につけ、自ら学ぶ意欲を持ち、心豊かにたくましく生きる子どもの育成、保護者や地域から信頼される学校づくりの推進、保護者や地域の期待に応じられる教職員の育成、安心して学ぶことができる教育環境づくりの推進が求められています。

さらに、地域全体で子どもたちの成長を支えていくこと、地域の人たちが持つ知識や教養などを子どもたちの教育や学校における教育活動などに積極的に活用できる仕組みづくりが求められています。

また、老朽化した学校施設等を計画的に改修していくことなども必要となっています。

(2) 生涯学習の推進

生涯を通して学習やスポーツは、町民が健康で生き生きと暮らしていく上で欠くことのできないものです。そのため老朽化した施設の改修とともに新たなプログラムづくりなど、いつでも、どこでも、誰でもが、取り組みたいと思う学習やスポーツをすることができる環境の整備が求められています。

(3) 歴史と文化の充実

本町では、国史跡や重要文化財が所在する龍角寺、県内最大の指定史跡龍角寺古墳群・岩屋古墳など様々な文化財や芸能・行事が、貴重な財産・資源として残されており、年々これらに対する価値観は高まっています。そして、これらの財産は町民の誇りや郷土への愛着心を育む源ともなっています。

そのため、町として町民の協力も得たうえで、これら貴重な財産の保存を図るとともに観光資源としての活用策を進めていくことが必要となっています。



7. 協働のまちづくりの課題

住民ニーズの高度化・多様化や核家族化、本格的な高齢化社会の到来、予期せぬ大規模災害の発生など、行政だけでは対応しきれない事案が多くなってきています。

そのため、地域住民の支え合いなどが今後の地域社会にとって欠かせないものとなっており、町民との協働の推進が大きな課題となっています。また、それと併せて、地域における自治活動の活性化も必要となっています。

(1) 町民との協働の推進

住民ニーズの高度化・多様化により、行政に期待される役割は徐々に広がりをみせています。

一方、行政だけの取組には限界があることから、将来にわたってそのニーズに応えていくためには、町民や住民活動団体等が、まちづくりに今以上に容易に参加することができる環境と仕組みを整備することが必要です。

また、町民と行政による協働のまちづくり、すなわち町民参加のまちづくりを推進していくためには、町民と行政との情報共有を図っていくことも必要です。

(2) 地域の自治活動の活性化

価値観やライフスタイルの多様化などにより地域活動における自治会等の地縁団体への加入率の低下が問題となっています。

このことは、高齢化が急速に進む本町にとって地域社会が崩壊していくことにつながる危険性を帶びています。

そのような中にあって、今後のまちづくりを町民とともに進めるためには、まちづくりの担い手としての自治組織の支援を充実させ、地域活動を活性化させていくことが必要です。



住民活動ふれあいまつり





8. 行財政運営に関する課題

町政を執行する上で、住民サービスの向上を目指した適正な行政運営を行うことは、基本といえます。そのため、町長のリーダーシップのもと各分野における住民ニーズを捉えつつ、法令などに基づいた堅実な行政運営を行っていくことが必要です。

さらに、本格的な高齢化社会を迎える一方で、社会保障費が増加していく一方、町税の減収が危惧されることから、将来に向けて、計画的かつ効率的な財政運営による健全財政の確保が課題となっています。

(1) 適正な行政運営による住民サービスの向上

行政運営は、日々変化する行政課題を的確に捉え柔軟かつ迅速に対応するとともに、効果的・効率的な行政サービスを安定して提供することが必要です。

このことから、トップマネジメントのもと、従来の価値観や行政手法に捉われず、時代に即し町の特徴を生かした行政運営が求められますが、当然のことながら、法令などを順守した適正な行政運営を行うことを前提とする必要があります。

また、広域的な課題については、近隣自治体などと密接な連携を図ることなどが求められています。

(2) 将来に向けての健全財政の確保

財政はまちづくりの基盤となるものですが、本町は、従来から地方債残高比率や人件費の比率が高いといった財政構造とともに、近年の税収減や社会保障費の増加等により、厳しい財政状況にあるといえます。

そのため、将来に向けて、持続可能な財政基盤を構築するうえでは、税源のかん養に努め計画的かつ効率的な財政運営が求められています。



第2編 基本構想

本町は、人口減少、少子高齢化の傾向にあり、今後もその進行が見込まれています。そのことにより、町の活力が低減していくことが懸念される状況となっています。

その一方で、本町は、利根川、長門川、印旛沼などの恵まれた水辺環境や広がる田園、里山などの自然環境が豊かな町です。また、先人達が築いてきた歴史や文化・伝統が生活に息づくなど、本町は他に引けを取るものではありません。

そのような中、本町を取り巻く状況をみると、成田空港の機能強化が行われることにより、空港従業員の増加、物流等の空港関連産業の立地、訪日外国人の観光、宿泊需要の増加が見込まれています。

さらに広域幹線道路である北千葉道路の整備などがあり、これらの波及効果を本町に取り込み、地域の活力を高めていき人口減少、少子高齢化の傾向を緩やかにしていくことが、今後のまちづくりには重要と考えられます。

本町では、平成24年に策定した第4次総合計画において、町民誰もが、まちを愛し、誇りと愛着を持てるよう、町民の皆さんとともに「住み続けたいまち」「住みやすいまち」づくりに向かた取組を一步一歩積み重ね、元気な町を創っていきたいと考え、「誇りと愛着のもてるまち」を基本理念とし、「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」を将来像に掲げ、その実現に向けた取り組みを推進してきました。

今後重点的に行う、人口減少、少子高齢化の傾向を緩やかにする取り組みについても、その取り組みの礎となるのは、「ひとが元気 まちが元気」であることから、本基本構想の「まちづくりの基本理念」と「将来像」は、第4次総合計画を継承していくこととします。

第1章 まちづくりの基本理念

人が集まりまちができます。まちの活力の源は人です。

本町には、恵まれた自然と先人達が築き今まで受け継がれてきた歴史と文化があり、これらが人々を惹きつけます。これらを磨き上げるとともに、時代のニーズに対応した新たな魅力を創り出し、そこに暮らす人々が「誇りと愛着のもてるまち」とすることができれば、町民は住み続け、町外からも人が集まり、町は元気になります。

本基本構想では、「誇りと愛着のもてるまち」をまちづくりの基本理念に据え、町民と行政とが知恵と力を出し合い、共に協力することにより将来像の実現を目指します。

● 誇りと愛着のもてるまち ●

第2章 将来像

元気なまちづくりを実現するためには、先ず、そこに暮らす「ひとが元気」であることが必要です。

「ひとが元気」であるためには、子どもからお年寄りまで、安全に安心して健やかに暮らすことができ、夢や生きがいを持っていることが必要です。

元気なひとの周りには、さらに元気なひとが集まり、まちに賑わいや活気が生まれ、「まちが元気」になります。

また、「元気なまち」は、町民、地域、各種団体、NPO、民間企業、行政などあらゆる活動主体がそれぞれの強みを活かし、互いに助け合い「みんなでつくる」ことが必要です。

このように、「水と緑」に恵まれた本町を、みんなで力を合わせて、住み続けたいまち、住んでみたいまち、誇りと愛着のもてる「ふるさと さかえ」にすることを目指します。

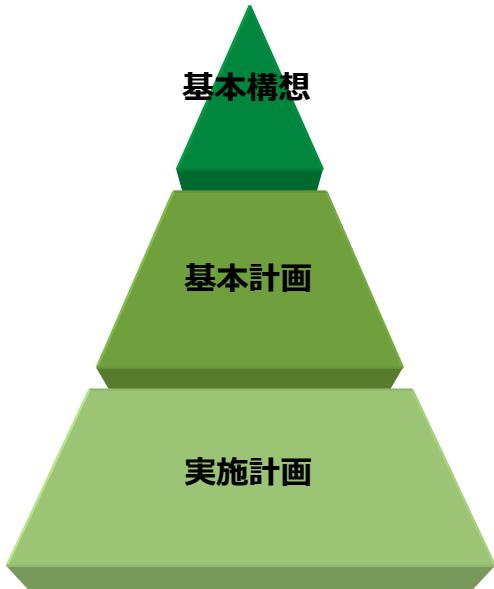
ひとが元気 まちが元気みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ



基本理念 誇りと愛着のもてる まち

第3章 計画の構成と期間

第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つの計画で構成します。



●基本構想

基本構想は、本町の現状と課題を明らかにするとともに、まちづくりの基本理念とあるべき姿（将来像）、また、これらを実現するための施策の基本目標と大綱を定めるものです。

平成31年度を初年度とし、平成38年度を目標年次とする8年間とします。

●基本計画

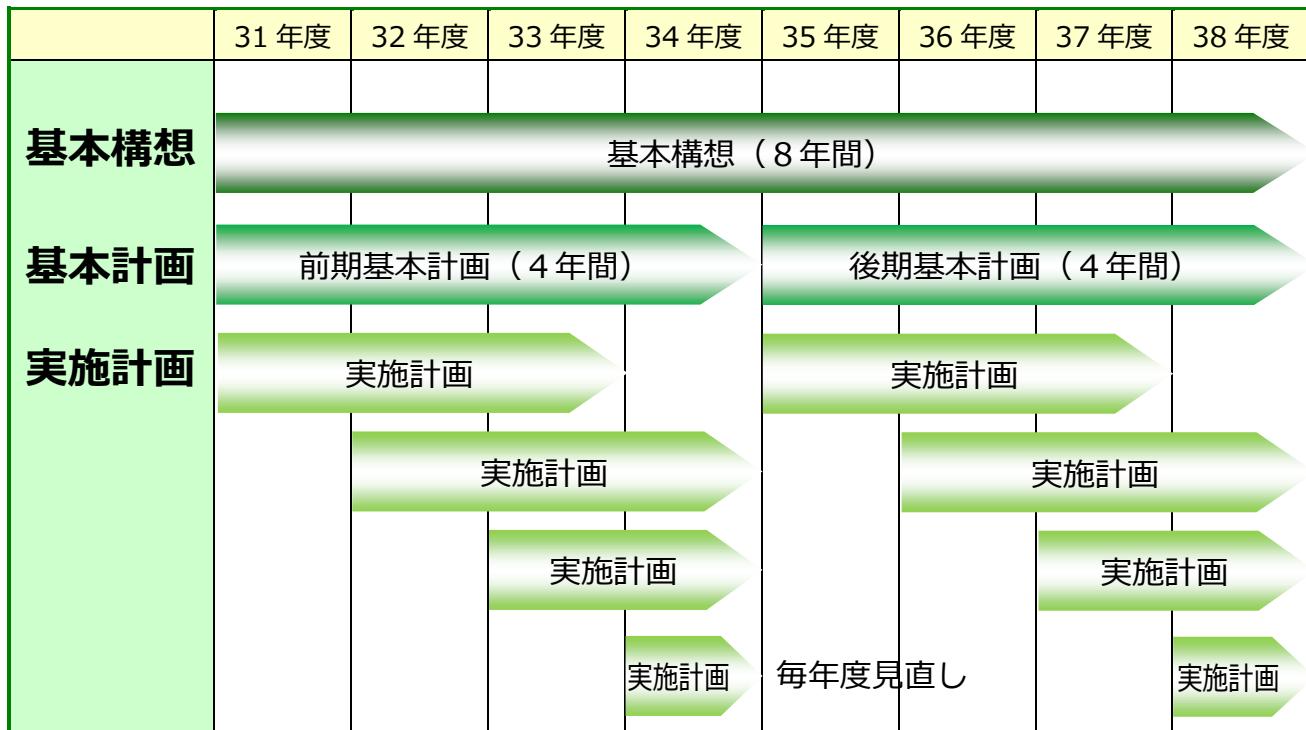
基本計画は、基本構想に掲げる町の将来像を実現するために、基本構想に従って具体的な施策を定めるもので、それらの施策を推進するための指針となるものです。

基本構想期間の8年間を前期・後期に分け、各4年間とします。

●実施計画

基本計画を計画的かつ戦略的に推進していくための実行計画で、事業の優先度を明確にし、基本計画に基づき実施する施策の具体的な事業内容を示すものです。

毎年度見直しを行うローリング方式により策定するものとします。



第4章 計画の取組方針

計画の推進にあたっては、人口減少や少子高齢化など町の課題に対応していくため、次の7項目を計画の取組方針とします。

1. トップマネジメントによる計画の推進

町長は、まちの将来像や方向性などを、全職員に共通の認識として浸透させるとともに、職員や町民の協力のもとリーダーシップを発揮し、先頭に立って総合計画を推進します。

各課等の長は、町長が迅速かつ適切に意思決定できるよう常に情報の収集及び伝達に努め、かつ与えられた権限と責任に基づき、計画に掲げた事業を推進していきます。

2. 計画の実効性の確保

計画の実効性を確保していくため、町長をはじめ職員が町民の協力を得ながら、目標・政策・施策を十分理解し、具体的戦略とスケジュールを策定することで、十分な成果を得られるよう努めていきます。

また、計画的な財政運営に基づく財源確保と、適切な定員配置による効率的組織による的確な業務執行方法などを確立していくこととします。

3. 計画に対する適確な評価システムの実行

計画の実効性を高め、計画の目標・目的を達成していくには、適切なP D C A（目標を設定した計画 Plan⇒目標を実現するための施策の実施 Do ⇒施策評価 Check ⇒改善 Action）サイクルによる評価が必要であり、特に、的確な評価により課題等を抽出の上、施策や事業の改善を図っていくことが求められています。

なお、評価に当たっては、町民の意見も重要な要素です。

4. 計画評価の町民等への公表

計画の評価結果については、議会をはじめ、政策審議会に報告し、意見を求め、施策や事業の改善を進めていきます。

さらに、評価結果については、町ホームページや広報さかえ等で、町民に公表し、計画の進捗状況を情報提供するとともに、意見もいただき、計画の実行性を高めていきます。

5. 計画達成のための人財育成

計画を達成するためには、時代の変化が激しい中にあって、職員一人ひとりが、計画の推進者としての高い意識を持ち、町長のリーダーシップに基づき、業務に対し的確な判断を行うことが求められています。

そこで、栄町人財開発基本方針に基づき、研修などの参加機会の増大や職務に有効な情報の提供などにより、計画の実現に必要なそれぞれの能力の向上や開発を進めています。

また、職員個々の能力や意欲を高めるとともに、課などの組織力を強化していきます。

6. 重点プロジェクト及びチャレンジ戦略

前期・後期の各基本計画において、町の将来像を実現するための先導的・優先的・重点的に取り組む施策をまとめ「重点プロジェクト」として設定します。これらの施策群は、全庁をあげて分野横断的に連携して実施することとします。

さらに、民間企業などの力を活用し、チャレンジしていく取り組みを「チャレンジ戦略」として基本計画に位置付け、推進していきます。

なお、景気の動向や民間事業者の対応、戦略の実現可能性などによって、適時適切に変更または追加していきます。

7. 協働のまちづくりの推進による計画の実現

人口減少と少子高齢化が進行する中で、行政だけで、地域の変化や実情に応じたまちづくりを進めることには限界があり、町民と行政との協働に加え、町民同士の協働、支え合い活動の重要性はますます高まっています。

そのため、計画の実現に向け、町民一人ひとりの参画と協働意識の高揚を図るとともに、自治組織やNPO・ボランティア団体などの市民活動団体、企業、行政などが共に考え、共に行動に移して、自助・共助・公助を効果的に機能・連携させながら、協働のまちづくりを推進します。



まちづくり大学（外国人おもてなし学部）



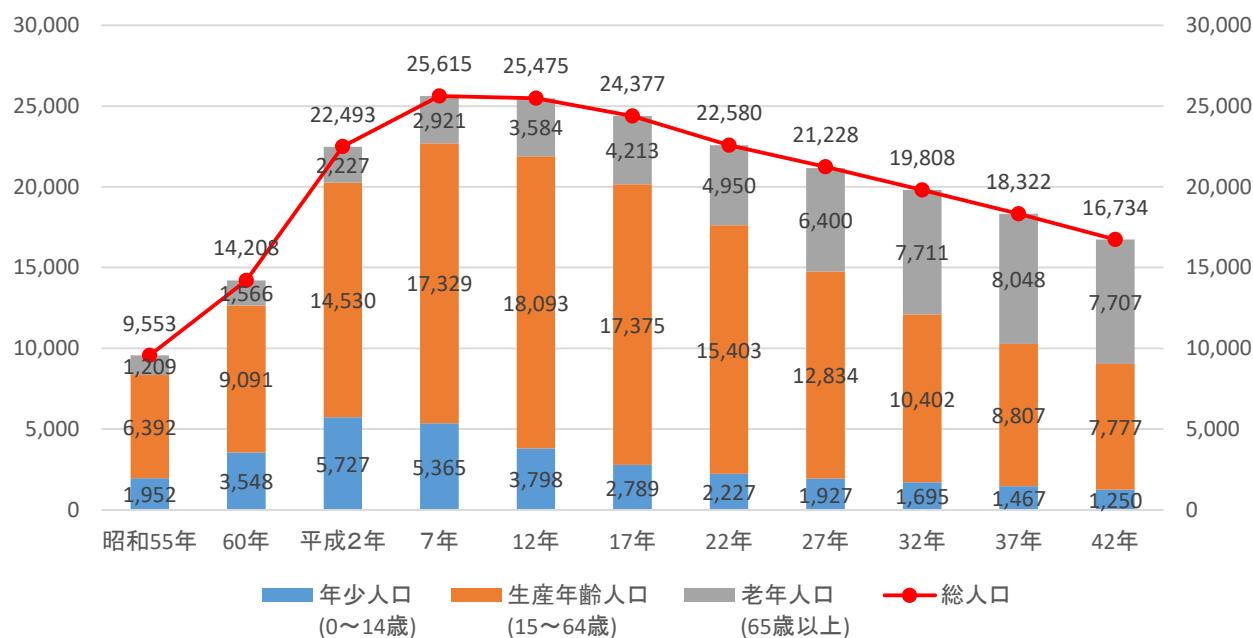
ほほえみ広場秋のコンサート

1. 人口の推移と今後の見通し

国勢調査の結果をみると、本町の人口は、平成7年には25,615人となりましたが、その後減少に転じ、平成27年には21,228人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）によれば、本町の人口は今後も減少傾向で推移し、平成42年（2030年）には16,734人になると推計されています。

図一本町の将来人口の見通し（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）



資料：実績は、国勢調査（年齢不詳：昭和60年3人、平成2年9人、平成27年67人）

：推計は、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

2. 人口減少を緩やかにする今後の取り組み

こうした中、町を元気にしていくためには、特に若者や子育て世代の定住・移住を促進し、人口減少を緩やかにしていくことが重要です。

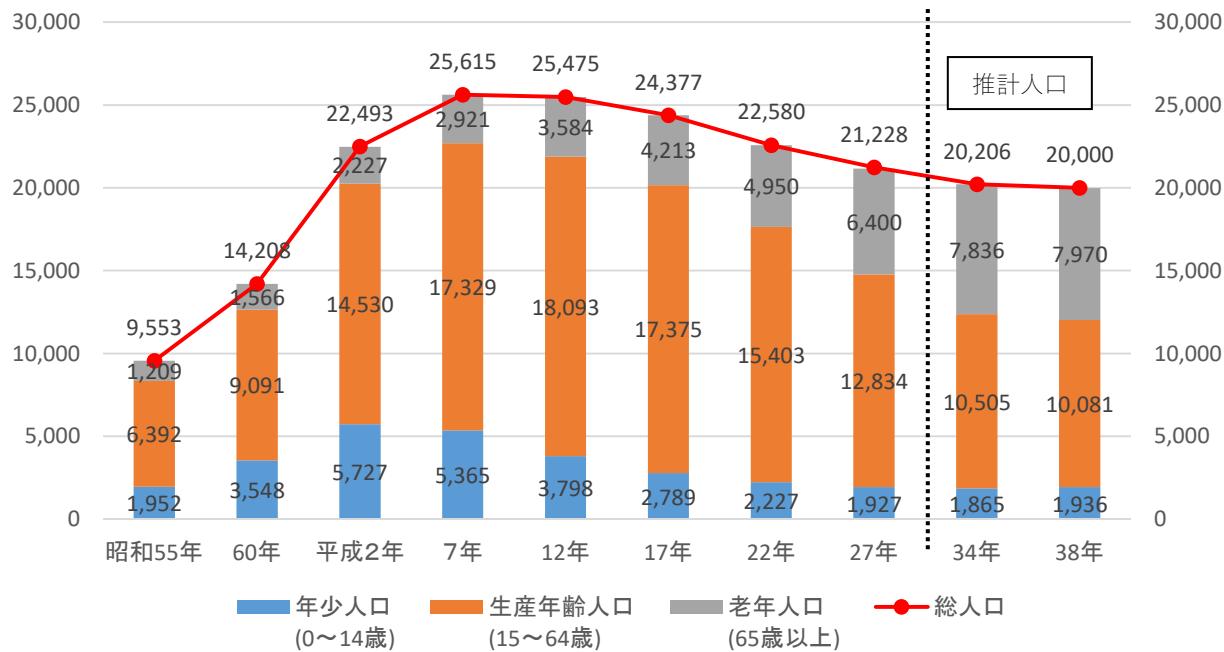
そこで、若者にとって魅力ある町とするため、町の賑わいを取り戻すとともに、子育て支援の充実、新たな雇用の場の創出、交通利便性の向上、住宅地開発の誘導等の取組を進めます。

さらに、町民一人ひとりが、身体も心も健康で、生涯にわたって安全に、安心して健やかに暮らすことができるまちづくりを推進します。

3. 人口フレーム

以上を踏まえ、本基本構想の目標年次である平成38年（2026年）の目標人口を20,000人と定めます。

図一 人口推移と人口フレーム



資料：国勢調査（年齢不詳：昭和60年3人、平成2年9人、平成27年67人。平成34年以降は推計人口）



キッズランドで遊ぶ親子



第2編 基本構想

第6章 土地利用構想

■将来土地利用展開エリアの考え方

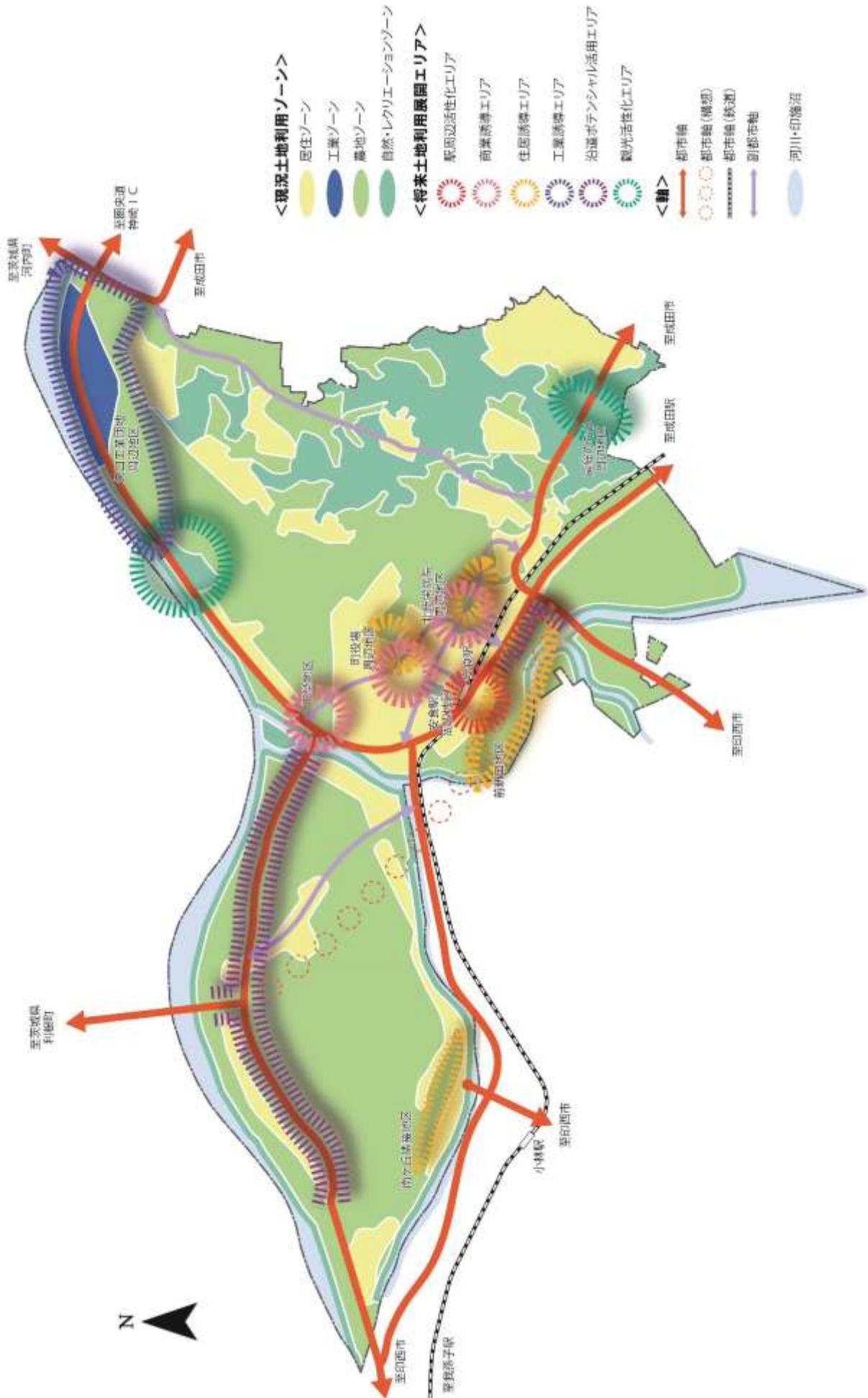
エリア名	エリア形成の考え方
駅周辺活性化エリア	都市機能をコンパクトに集約するまちづくりを進める観点から、公共交通の結節点として、多くの住民が日常的に利用する駅周辺に「駅周辺活性化エリア」を配置し、観光客や住民の暮らしを支える店舗の集積を図るなど、にぎわいの創出に向けたエリア形成を目指します。
商業誘導エリア	現況の集客施設の立地状況や既存の交通ネットワークなどを踏まえ、「商業誘導エリア」を配置し、暮らしを支える店舗の集積や広域的な需要を満たす集積型商業施設の誘導を図るなど、にぎわいとともに雇用の創出に向けたエリア形成を目指します。
住居誘導エリア	人口減少時代に見合ったコンパクトな集約型都市づくりを進める観点から、利便性が高く、居住環境として魅力のある駅を中心とした生活圏域を踏まえ、「住居誘導エリア」を配置し、居住地の受け皿とともににぎわいの創出に向けたエリア形成を目指します。
工業誘導エリア	本町の主要な産業地として食品加工を中心とした工場等が集積している矢口工業団地の周辺区域に「工業誘導エリア」を配置し、産業基盤の強化を図るとともに雇用の創出に向けたエリア形成を目指します。
沿道ポテンシャル活用エリア	順次開通が見込まれる首都圏中央連絡自動車道による広域ネットワーク網並びに成田空港からの距離的優位性や発着容量増に伴う貨物取扱量の更なる拡大を活かし、広域交通や物流の要となっている主要な幹線道路の沿道に「沿道ポテンシャル活用エリア」を配置し、流通業務施設の誘導を図るなど、雇用の創出に向けたエリア形成を目指します。
観光活性化エリア	町内外の交流の核である房総のむらの周辺区域に「観光活性化エリア」を配置し、観光需要を高めるとともに、本町を訪れる交流人口の拡大を図るなど、にぎわいの創出に向けたエリア形成を目指します。

将来の土地利用については、エリアではなく、一定のポイントとして土地利用方針を作成し、地区計画に沿って町の活性化に資する土地利用を展開していきます。なお、軸を意識した土地利用方針を策定していきます。

■軸の考え方

軸名	軸の考え方
都市軸	本町の周辺都市を結び、広域での人や物の活発な活動を支える広域的な軸として、幹線道路及び鉄道を「都市軸」として位置づけます。
副都市軸	町内の各エリアを連絡し、町内の住民の暮らしに関わる活動や産業活動を支える身近な幹線道路を、「副都市軸」として位置づけます。

■土地利用構想図



第7章 まちづくりの基本目標・政策体系

【第5次総合計画 政策体系】

基本目標		政策名
1	子育てがしやすい 元気なまちをつくる	1. 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します 2. 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します 3. 若者や子育て世代の定住・移住を促進します
2	生活環境が整った 元気なまちをつくる	1. 快適な住環境の整備を推進します 2. 賑わいのある住宅地整備を促進します 3. 恵まれた自然環境の保全を推進します 4. 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します
3	安全で安心できる 元気なまちをつくる	1. 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します 2. 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します
4	健康で生き生きと 暮らせる 元気なまちをつくる	1. 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります 2. 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します 3. 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます
5	産業が活性化し 賑わいのある 元気なまちをつくる	1. 魅力ある元気な農業の振興を推進します 2. 活力と賑わいのある商業の振興を推進します 3. 地域資源を活かした観光の振興を推進します 4. 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます
6	歴史と文化を誇り、 心豊かに学び 生きがいが育める 元気なまちをつくる	1. みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します 2. 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します 3. 生きがいが育める学習やスポーツ環境づくりを推進します 4. 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります
7	みんなの知恵と力で 元気なまちをつくる	1. 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します 2. 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します 3. 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します
8	健全な行財政運営 を行う 元気なまちをつくる	1. 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します 2. 公正で透明性の高い行政運営を推進します 3. 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します 4. 時代に即応できる町政運営に努めます

●まちづくりの基本理念●

誇りと愛着のもてるまち

●将来像●
ひとが元気 まちが元気みんなでつくる水と緑のふるさとをかえ

●基本目標1 子育てがしやすい元気なまちをつくる

町では、子育て支援を町の政策の大きな柱として事業を展開してきており、施策の評価が高まりつつあります。そのような中、町の大きな課題である人口減少の歯止めをかけるためにも、子育て支援策の更なる充実が求められています。

そのため、保育環境や相談体制の充実とともに、経済的負担の軽減など出産から育児まで安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

また、子どもの出産から成長まで、親も子も健康に過ごせる環境をつくり上げていきます。

さらに、子育てがしやすいことをばねにして、若者や子育て世代の定住・移住を誘導することによって、元気なまちづくりが実現することを目指します。

政策1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

誰もが、安心して子どもを育てられるきめ細かな施策の展開が求められています。

そのため、働き方の多様化などにより増加する保育需要に対し、的確に対応できる保育所整備や保育体制の充実に努めます。

また、子育てや出産に係る経済的負担を軽減するため、国の制度による施策とともに、町独自の施策も進めています。

さらに、子育て拠点施設等における情報提供や相談体制などを一層充実させ、安心して子育てができる支援体制を構築していきます。

政策1-2 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します

子育てがしやすい町にするには、出産・育児環境が大きく変化する中、子どもが健やかに成長・発達するとともに、親の妊娠期から産後まで健康に過ごせるための施策展開が求められています。

そのため、妊娠時の個別面接・妊婦健診とともに産後ケアなどの親の支援に取り組んでいきます。

さらに相談・指導体制を充実させていくとともに、乳幼児の健診率向上により、疾病・障がいなどの早期発見に努めるほか、医療機関などとの連携強化も進めています。

政策1-3 若者や子育て世代の定住・移住を促進します

元気なまちづくりをするためには、若者や子育て世代の定住・移住を促進させることが必要です。

そのため、転入にあたり住宅を取得した方、アパートなどに入居した方、Uターン者向けに奨励金制度を設け、さらに中学生以下の子どもがいる場合、奨励金を加算するなどの制度を引き続き実施していくとともに、より効果的に若者や子育て世代の定住・移住が図れるよう制度の見直しもしていきます。

●基本目標2 生活環境が整った元気なまちをつくる

町民が住みやすく、暮らしやすい環境をつくるため、生活基盤や生活環境の向上に取り組みます。

道路・公園・上下水道などの長寿命化対策とともに、誰もが利用しやすい優しい生活基盤づくりを推進していきます。

また、若者を中心とした定住・移住を促進するため、新たな住宅地開発の誘導や、公共交通の利便性向上に取り組みます。

一方、環境面では、町の豊かな自然環境を未来に守り続けるとともに、ごみの減量化など環境負荷の低減を推進していきます。

政策2-1 快適な住環境の整備を推進します

町民が住みやすく、暮らしやすくするためには、生活基盤の整備や交通利便性の向上は重要なことから、県道鎌ヶ谷本塙線バイパスの早期開通など国県道の整備を促進するとともに、生活道路や公園などの整備と適切な維持管理を推進します。

さらに、障がい者や高齢者をはじめ、子育て世代のためにも生活基盤のバリアフリー化を進めています。

また、公共交通機関については、JR安食駅の利便性向上等を図るとともに、北総線や成田スカイアクセス線方面へのアクセス向上による交通ネットワークの充実に取り組みます。

政策2-2 賑わいのある住宅地整備を促進します

まちが元気になるには、若者を中心とした町への定住・移住の促進をさらに進めていくことが重要です。

そのためには、ニーズにあった住宅供給が必要であり、受け皿となる新たな住宅地開発の誘導や、空き家バンク制度による空き家等の活用促進など、町として民間企業の協力のもと、その取り組みを進めています。

政策2-3 恵まれた自然環境の保全を推進します

水と緑に恵まれた豊かな自然環境を維持し次世代に引き継いで行くため、騒音、水質汚染、土壤汚染などの公害防止に取り組むほか、再生可能エネルギーの導入促進等による地球温暖化防止対策への取り組みを推進します。

また、公共下水道の計画的な事業展開と合併処理浄化槽の設置支援により、公共用水域の水質汚濁防止に努めることで自然環境への負荷低減を図っていきます。

政策2-4 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します

資源循環型社会を実現するため、町民、事業者の協力を得ながら、ごみの減量化に積極的に取り組み、排出されたごみを出来る限り資源化し、ごみとして焼却する量を減らすための施策の実施と、し尿の広域処理事業による廃棄物の適正な排出処理を推進します。

特に、ごみの減量化については、3R（リデュース＝発生抑制、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）を推進するとともに、「栄町ごみ減量化推進計画」による各種事業を継続的に実施します。

●基本目標3 安全で安心できる元気なまちをつくる

町にとって一番重要な使命は、町民の安全と財産を守ることであり、町民が安心して暮らせる施策を展開していくことが求められています。

そのため、東日本大震災や、近年の異常気象による大洪水被害などから得られた教訓を生かし、町民の協力を得ながら、災害に対する備えや災害発生時における迅速かつ適切に対応できる防災体制の構築などを推進していきます。

また、救急救命体制や火災の消火体制の充実とともに、消防団など地域消防力の強化を進めています。

さらに、町民と一緒に、犯罪や交通事故が少ない地域づくりに努めています。

政策3-1 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します

地域防災計画に基づき、災害ごとに迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、町民の協力を得て、常日頃の防災訓練、防災備蓄品の充実、災害時要援護者など弱者のための災害対応等を充実させるとともに、避難所や消防資機材等の整備も進めています。

また、消防団や自主防災組織等の組織力を高めるとともに、消防広域化の推進も図っています。さらに、救急救命体制の高度化や災害危険箇所対策を進めることとします。

政策3-2 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します

防犯意識が高まる中、適切な情報発信や犯罪が起きにくい環境づくりを進めるとともに、行政と町民、団体等が連携した防犯体制の整備や自主防犯活動への取り組みを支援します。

さらに、近年、巧妙化する振り込め詐欺や消費者トラブルの防止対策に努め、犯罪が減少し安心して生活できるまちづくりを進めます。

また、交通安全施設の充実を図るとともに、交通安全に対する意識を高めるため、交通安全推進団体等と連携し、交通ルールやマナーに対する啓発活動を強化するなど、交通事故が減少し安全に生活できるまちづくりを進めます。



総合防災訓練

●基本目標4 健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる

誰もが、思いやりの心を持って、互いに支え合い、助け合いながら、地域において健康で生き生きと暮らすことができるまちづくりを推進します。

そのためには、町民の疾病の予防、発見、治療、リハビリといった各種段階の保健施策を充実し、町民の健康寿命の延伸と地域での生活の質の向上を目指していきます。

そして、地域包括ケアシステムの構築などを通じて、高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた地域でいつまでもその人らしく暮らせるよう、きめ細かな福祉施策に取り組んでいきます。

また、これらの基盤となる社会保障制度の維持・活用の推進のため、国民健康保険制度や介護保険制度などの適切な運営に努めます。

政策4-1 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります

誰もが、出来るだけ長く地域で生き生きと暮らすためには、健康の保持が何よりも重要です。特に、医療の発展等で長寿社会となっている今、それぞれの健康寿命の延伸が求められており、そのため、生活習慣病などに対する予防事業や、がん検診や人間ドックなど疾病の早期発見事業などに一層取り組むこととします。

一方、地域の医療資源は、病気の予防や治療には欠かせないことから、その充実にも努めることとします。

政策4-2 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します

誰もが、その地域でいつまでも生き生きと暮らせるよう、地域の方々の協力も得て、地域包括ケアシステムの構築など、きめ細かな福祉施策の展開に努めていきます。

特に、高齢者、障がい者などが地域で安心して暮らしやすいように、一人ひとりに合った介護・障がいなどの福祉サービスの提供とともに、認知症初期集中支援チームなど認知症対策等を充実させます。

さらには、各種介護予防や福祉施設への支援などとともに、生活しやすい誰にでもやさしいまちづくりを推進していきます。

政策4-3 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます

誰もが生き生きと暮らしていくためには、社会保障制度がその砦となっています。

特に、急速に高齢化が進んでいる中にあって、国民健康保険制度や介護保険制度、後期高齢者医療制度、また、国民年金制度は町民にとって欠かせない制度となっています。

そして、これらの制度が町民の方々に上手に利用され、また、将来的にも維持されていく必要があります。

そのため、町民の方々へのこれらの制度の周知と相談体制などの充実とともに、国民健康保険会計や介護保険会計などの財政の健全化に努めています。

●基本目標5 産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる

産業の活性化は元気なまちをつくる源です。そのため、町の基幹産業である農業については、経営の安定性、生産性の向上に努めるとともに、高付加価値化を図っていきます。

また、商業については既存店舗などの振興策とともに、起業・創業の支援が求められており国・県・町などの各種支援制度の有効利用を推進していきます。

さらに、観光にあっても、千葉県立房総のむらとともに貴重な歴史・文化・自然を活かした活性化施策を進めています。

一方、将来の町にとって新たな工場立地や企業誘致がカギとなることから、これらにチャレンジしていきます。

政策5-1 魅力ある元気な農業の振興を推進します

農業については、規模拡大や農商工連携・6次産業化、農産物の栽培及び経営技術の向上により品質や生産性を高め地域のブランド化を図るなど、販路の拡大と効率的な経営が求められています。

そのためには、地域を牽引する中核的な担い手が必要であり、新規就農者の発掘・定着や農業法人、女性農業者を育成していく一方で、担い手農家への農地集積・集約化により、生産基盤の整備を図るとともに、水田をフル活用した農業経営を支援します。

また、消費者が安全な食材を安心して堪能できるよう、農産物の栽培技術を向上させ、食の安全安心に取り組んでいきます。

政策5-2 活力と賑わいのある商業の振興を推進します

生活の利便性の向上とまちの賑わいを創っていくためには、商業の活性化は欠かせないものです。

そのため、中小企業及び小規模事業者の経営基盤強化や経営改革を支援するとともに、創業・起業や事業継承を促進し地域の商業振興を図っていきます。

さらに、商工会とともに相談体制を充実させ、国・県や金融機関の各種補助・融資制度の活用促進など、きめ細かな支援体制づくりを進めています。

政策5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します

千葉県立房総のむらをはじめとした、龍角寺古墳群・岩屋古墳、龍角寺、社寺などの歴史遺産をはじめ、利根川や長門川などの良好な水辺環境など町内の貴重な観光資源を活かし、外国人観光客などの交流人口を増加させていきます。

特に、成田空港から近いという立地条件を活かし、千葉県立房総のむらと連携してコスプレの館を国際観光の拠点に位置付け、外国人観光客の増加を図ります。

そして、これら観光客をまちなかなどへ回遊させることにより商業の活性化にもつなげていきます。

政策 5-4 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます

町の経済の活性化を図るために、地元企業の持続的な成長を支援するとともに、新たな企業の立地を促進し、町民の就業機会の拡大と税源のかん養を図っていく必要があります。

特に、矢口工業団地には優良な食品企業が進出しているとともに、成田空港に近いといった利点があるため、矢口工業団地を拡張することにより、既存企業の規模拡大に伴う新たな設備投資などを促進していきます。

さらに、成田空港の更なる機能強化をチャンスとして捉え、金融機関などと連携して、主要道路の沿道開発による流通系などの企業の誘致を推進していきます。



どらまめ収穫（オーナー制）



稲刈り



ドラムの里ゆめテラス

●基本目標6

歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいが育める元気なまちをつくる

これからの中を支え創造する一人ひとりの子どもたちに、あいさつ・早寝・早起き・朝ごはんに始まる基本的生活習慣とともに、基礎・基本の習得と思考力・判断力・表現力の育成を進めます。

そして、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう人間性のかん養や、望ましい勤労観・職業観の醸成を図るキャリア教育を推進していきます。

さらに、町の豊かな自然や歴史・文化を活用し、地域住民の協力を得ながら、ふるさとの誇りや愛着心を育む教育を推進します。

また、誰もが地域で楽しく、心身ともに健康で生きがいのある生活を送れるよう、生涯学習の充実やスポーツの振興に努めるとともに、地域の教育力を活かした子どもたちの健全育成を推進します。

一方、地域に根ざした芸術・文化の育成や貴重な文化財の保護を図り、町民が誇りと愛着を持てるまちづくりを推進していきます。

政策6-1 みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します

将来に希望や目標を持ち、社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力を身に付け、子どもたちが将来の夢に向かって挑戦できるようキャリア教育を充実させます。

そのために、学校や地域における様々な社会体験活動や自然体験活動を通じて、高い道徳観や豊かなコミュニケーション能力と町に対する郷土愛を育成していきます。

さらに、一人ひとりを大切にした、教育活動の中で、学校・家庭・地域が連携し、基礎・基本の習得及び思考力・判断力・表現力並びに学びに向かう力・人間性を育成する教育を推進します。

政策6-2 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します

町では、従来から全学校へのエアコンや洋式トイレの設置など、子どもたちの良好な学習環境整備に取り組んできました。

一方、町の教育施設等は老朽化が進んでいる施設も多いため、今後計画的に改修整備を行い、長寿命化対策を進めていきます。

さらに、情報教育時代に合ったICT化教育が求められていることから、ICT設備の設置などICT環境の充実に努めています。

政策6-3 生きがいが育める学習やスポーツ環境づくりを推進します

生涯を通して学習やスポーツは、町民が健康で生き生きと暮らしていく上で欠かすことのできないものです。そのため、いつでも、どこでも、誰でもが取り組みたいと思う学習やスポーツをすることができる環境の整備を推進します。

そして、生涯を通して学び続けられる学習機会の増加や気軽に楽しくスポーツができる環境づくりに取り組みます。

また、町民の方々の各種学習やスポーツに関連する各種団体の支援も進めています。

第2編 基本構想

一方、町の学習施設やスポーツ施設の老朽化に対応するため、計画的に長寿命化対策を進めていきます。

政策 6-4 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります

地域の貴重な文化や歴史ある文化財などを保護・活用することは、町民の町に関する誇りと愛着を高めるとともに、町の観光資源としても一層重要なこととなってきています。

そのため、地域固有の文化・伝統の保存・継承や町民による文化芸術活動を支援することにより、町独自の芸術・文化の振興を図ります。

さらに、龍角寺古墳群・岩屋古墳など貴重な文化財の保存に努めることにより、未来へ適切に継承していくとともに、その活用を進めることで元気なまちづくりを推進します。



中学生海外派遣事業



さかえリバーサイドマラソン

●基本目標7 みんなの知恵と力で元気なまちをつくる

高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するため、町民と行政、さらには、町民相互が共に手を携えて課題の解決に取り組み、町民が「暮らしやすさ」や「住みやすさ」を実感しながら、安心して住み続けられる協働のまちづくりを推進します。

また、町民に最も身近な組織であり、地域における「共助の要」である自治組織の活動を支援し、地域の絆を育みながら、お互いに支え合って、安心して地域で暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、住民参加によるまちづくりを推進するための情報共有や、町民の声が行政に届く仕組みづくりなどの取り組みを進めていきます。

政策7-1 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します

誰もが、様々な分野や場面で個性や能力を発揮して、多様なコミュニティ活動ができるよう、適切な情報の提供やコーディネート等の支援を行います。

そして、町民一人ひとりのコミュニティ意識の醸成を図るとともに、行政と町民そしてあらゆる主体が目的や目標を共有し、地域の課題解決や活性化に協働して取り組めるまちづくりを進めています。

政策7-2 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します

町民に最も身近な組織である自治組織の主体的な活動が活発に行われるよう、事業運営に関する支援や協力を行います。

そして、自治組織が地域住民に必要とされる組織として、地域のコミュニティ力を高めながら、身近な課題解決に取り組み、地域住民が安心して地域で暮らせる環境づくりを推進しています。

政策7-3 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します

住みやすい、住み続けたいまちづくりを進めるために、町民や企業、団体などから、町政に対し幅広く意見や提案を聴く環境を充実させていきます。また、わかりやすい行政情報の発信を行うとともに、寄せられた提案等の町政への対応などの公表を進めています。

そして、男女共同参画社会の理念に基づき、町政への幅広い町民の積極的な参画と協力を得ることにより、住民参加によるまちづくりを進めています。

●基本目標8 健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる

行政運営の基本は、地方自治法など法令に基づいた適正な執行です。

また、持続可能なまちづくりの実現に向けて、確固とした財政基盤を構築することも重要な視点です。

そのため、住民サービスの向上を目指す中で、職員の資質向上のもと、堅実で適正な行政運営を行っていきます。

また、行政情報の的確な公開に努め、町民の町政への関心と監視を高め、公正で透明性の高い行政運営を行っていきます。

さらに、行政サービスに必要な財源を確保しつつ、行政コストの縮減に向けた取り組みを強化し、財政の健全性を高めていきます。また、目まぐるしく変化する時代に適切に対応した行政運営の実施に努めます。

政策8-1 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します

町民の暮らし満足度の向上のため、職員が組織の一員として求められる成果を実現できるよう人財開発を進めます。また、窓口業務の民間委託や業務の外部化を図るとともに、ＩＣＴの活用など充実した利用しやすい窓口サービスの提供に取り組みます。

さらには、様々な相談ニーズに適切に対応できるよう、相談事業を充実させるなど、行政サービスの向上を目指した行政運営を推進します。

政策8-2 公正で透明性の高い行政運営を推進します

町民と行政の信頼関係を高めるため、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、町民と情報を共有できるよう適切な情報発信に努めます。また、職員一人ひとりが危機管理意識を持って法令等に即し適正に業務を行うため、組織内でのチェック機能を強化するなど内部統制機能を高めることなどにより、公正で透明性が高い行政運営を進めています。

政策8-3 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します

新たな行政需要に的確に対応しつつ、行政サービスの質をさらに高めながら将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、中長期的な視点に立った財政見通しのもと、事業の選択と集中により限られた財源を重点的かつ効率的に配分していきます。

また、町税をはじめとする自主財源の確保に努めるとともに、様々な財源確保策に取り組み、将来に向けて過大な負担を残さない健全な財政運営を推進します。

政策8-4 時代に即応できる町政運営に努めます

町民の行政への要望、町をとりまく社会情勢、そして、国や県などの各種制度は、年々早い速度で変化しており、これらに、適切に対応していくことが求められています。

そのため、町民の要望等に対する理解度を高めることや、様々な情報をできるだけ早く入手することなどに努めるとともに、これらに対して的確な判断と迅速な対応ができる体制づくりと職員の資質向上に取り組みます。

第3編 前期基本計画

第1章 基本計画の概要

1. 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げるまちづくりの基本理念「誇りと愛着のもてるまち」及び将来像「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさとさかえ」を実現するために、計画の取組方針を踏まえ、基本構想に示された「子育てがしやすい元気なまちをつくる」、「生活環境が整った元気なまちをつくる」、「安全で安心できる元気なまちをつくる」、「健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる」、「産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる」、「歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいが育める元気なまちをつくる」、「みんなの知恵と力で元気なまちをつくる」、「健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる」の8つの基本目標及び、政策に基づく具体的な施策を定めるとともに、それらを推進するための方策を示すものです。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化や本町の財政状況などに対応し、実効性の高い計画とするため、基本構想期間の8年間を前期・後期に分け、前期基本計画は平成31年度から平成34年度の4年間とします。

3. 計画推進の基本方針

本計画は、栄町の将来を重視し、人口減少に歯止めをかける戦略性を持った計画とします。

そのために、本計画では7つの基本方針を定め推進します。なお、本計画における目指す町政は、第4次総合計画の後期基本計画と同様に「持続可能で、町民満足度の高い町政」とします。

【基本計画における目指す町政】

持続可能で、町民満足度の高い町政

「ひと」「まち」の元気を実現していくためには、現在の公共サービスの結果として、町民の満足度を高めることはもちろん、将来に向けて、町民満足度の高い町政を目指すことが重要となっています。

そして、サービスの価値は、町民が決めるという受け手の立場に立ったより良いサービスの持続的な提供を目指す町政として掲げていきます。

そのためには、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最大限に活用しながら、優れた先見性を発揮して、政策決定や施策実施に取り組んでいくことが必要です。

そして、職員一人ひとりが、町の将来像を実現するには、それぞれの組織に求められる使命を十分に認識し、具体的な施策・事業に対しては、将来に向けて、町をどのように改革し、町民サービスを維持・向上させていくか、あらゆる場面で町民の視点から検討・提案し実施していきます。

(1) トップマネジメントによる計画の推進

町長は、まちの将来像や方向性などを、全職員に共通の認識として浸透させるとともに、職員や町民の協力のもとリーダーシップを發揮し、本計画を推進します。

また、各課等の長は、町長が迅速かつ適切に意思決定できるよう常に情報の収集及び伝達に努め、かつ与えられた権限と責任に基づき、本計画に掲げた事業を推進していきます。

(2) 計画の実効性の確保

具体的戦略と適確なスケジュールを策定し、これら戦略やスケジュールに基づき、町民の協力を得ながら、全庁をあげて計画の実効性が確保されるよう努めていきます。

また、計画的な財政運営に基づく財源確保と、適切な定員配置による効率的組織による的確な業務執行方法などを確立していきます。

(3) 計画に対する適確な評価システムの実行

本計画の実効性を高め、計画の目標・目的を達成していくために、適切なP D C A（目標を設定した計画 Plan⇒目標を実現するための施策の実施 Do ⇒施策評価 Check ⇒改善 Action）サイクルに基づき、施策・事業の達成状況を把握し、的確な評価により課題等を抽出の上、施策や事業の改善を図っていきます。

なお、評価にあたっては、町民の意見も重要な要素と考えていきます。

(4) 計画評価の町民等への公表

本計画の評価結果については、議会をはじめ、政策審議会に報告し、意見を求め、施策や事業の改善を進めていきます。

さらに、評価結果については、町ホームページや広報さかえ等で、町民に公表し、計画の進捗状況を情報提供するとともに、意見もいただき、本計画の実行性を高めていきます。

(5) 計画達成のための人財育成

本計画を達成するためには、時代の変化が激しい中にあって、職員一人ひとりが、計画の推進者としての高い意識を持ち、町長のリーダーシップに基づき、業務に対し的確な判断を行うことが求められています。

そこで、栄町人財開発基本方針に基づき、研修などの参加機会の増大や職務に有効な情報の提供などにより、計画の実現に必要なそれぞれの能力の向上や開発を進めていきます。

また、職員個々の能力や意欲を高めるとともに、課などの組織力を強化していきます。

(6) 重点プロジェクト・チャレンジ戦略

本計画において、町の将来像を実現するための先導的・優先的・重点的に取り組む施策をまとめ「重点プロジェクト」として設定します。これらの施策群は、全庁をあげて分野横断的に連携して実施することとします。

さらに、民間企業などの力を活用し、将来のまちづくりのために戦略的にチャレンジしていく取り組みを「チャレンジ戦略」として本計画に位置付け、推進していきます。

なお、景気の動向や民間事業者の対応、戦略の実現可能性などによって、適時適切に見直しをしていきます。

(7) 協働のまちづくりの推進による計画の実現

人口減少と少子高齢化が進行する中で、行政だけで、地域の変化や実情に応じたまちづくりを進めることには限界があり、町民と行政との協働に加え、町民同士の協働、支え合い活動の重要性はますます高まっています。

そのため、計画の実現に向け、町民一人ひとりの参画と協働意識の高揚を図るとともに、自治組織やN P O・ボランティア団体などの市民活動団体、企業、行政などが共に考え、共に行動に移して、自助・共助・公助を効果的に機能・連携させながら、協働のまちづくりを推進していきます。



第2章 重点プロジェクト・チャレンジ戦略

1. 重点プロジェクト及びチャレンジ戦略とは

重点プロジェクトは、第5次総合計画において重点的に行う、人口減少や、少子高齢化の傾向を緩やかにする取り組みについては、その取り組みの礎となるのは、「ひとが元気 まちが元気」であることから、基本構想の「まちづくりの基本理念」と「将来像」は、第4次総合計画を継承していくこととしています。

のことから、第5次総合計画の、前期基本計画における重点プロジェクトにおいても「定住・移住促進プロジェクト」「産業活性化プロジェクト」「協働のまちづくり推進プロジェクト」の構成は変えないこととします。

なお、重点プロジェクトは、基本計画全体を先導するものと位置づけ、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます。

一方、チャレンジ戦略は、町の活性化や税源のかん養など、将来のまちづくりを進めていく上において、民間企業などの力を活用し、戦略的にチャレンジしていくものを「チャレンジ戦略」として基本計画の中に位置付け推進していきます。

なお、このチャレンジ戦略は、景気の動向や、民間事業者の対応、戦略実現の可能性などによって、適時適切に見直しをしていきます。

2. 重点プロジェクト

(1) 定住・移住促進プロジェクト

本町では、昭和50年代からの団地開発による急激な人口増加による反動で、近年人口減少が進んでおり、特に支えられる後期高齢者層に対して支える若・壮年層の割合が他の地方自治体より少なくなっています。このことは、町の賑わいが低下するとともに、町の財政が一層厳しくなるなど、大きな課題となっています。

そして、この課題の克服については、奨励金などの活用による積極的な定住・移住の促進はもとより、子育て支援の充実や、教育環境の整備に加えて、安全・安心なまちづくりの推進が求められています。

さらに、企業誘致などにより新たな雇用の場を作るとともに、定住・移住者の受け皿となる住宅開発や、空き家・空き地の有効利用促進、交通利便性の向上を図ることなどが必要となっています。

そのため、本町への定住・移住の促進に向け、次の施策を重点プロジェクトに位置づけ、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます。

■関連施策 ※赤字：主な取組み 青字：主な事業

施策の名称	施策番号	主な事業・主な取組名称
保育環境の充実	1-1-1	保育所整備の支援 保育委託事業 保育士確保支援事業 放課後児童クラブ運営事業
子育て世帯の経済的負担の軽減	1-1-2	子ども医療費助成事業 出産祝金支給事業 多子世帯保育料助成事業 ひとり親家庭等医療費等助成事業
子育て拠点施設における情報提供・相談等の充実	1-1-3	キッズランド運営事業 子育て相談支援事業
奨励金制度による定住・移住の推進	1-3-1	子育て世代の定住・移住の促進 Uターン者の定住・移住の促進
新たな住宅地開発の推進	1-3-2	住宅地開発誘導の推進 外国人も住みやすいまちづくりの推進（総合戦略）
国、県道の整備促進	2-1-1	国道・県道の整備促進要望
町道の整備と適正な維持管理の推進	2-1-2	前新田地区町道新設事業 通学路整備事業 町道舗装修繕事業
安食駅の利便性の向上	2-1-5	成田線運行本数増加等要望活動の推進 安食駅駅舎改築事業
交通ネットワークの充実	2-1-6	路線バス維持事業 循環バス運行事業 成田湯川駅行新規バス路線実証実験事業（総合戦略） 印旛日本医大駅行新規バス路線実証実験事業（総合戦略）
空き家等の活用の促進	2-2-2	空き家バンク活用の促進 空家等対策計画策定事業
計画的な都市づくりの推進	2-2-3	地区計画見直し等の検討 宅地開発等の適切な指導 立地適正化計画策定事業
災害対応の充実	3-1-1	地域防災計画見直し事業
消防力の強化	3-1-3	火災予防対策の推進
防犯対策の推進	3-2-1	防犯活動の支援の推進 防犯ボックス事業 防犯カメラ設置・管理事業 防犯灯設置・管理事業
交通安全対策の推進	3-2-2	交通安全施設整備事業
矢口工業団地の拡張の推進	5-4-1	第1期矢口工業団地拡張の推進
企業誘致等の推進	5-4-2	国道356号バイパス沿い等への企業誘致の促進
既存企業の振興の推進	5-4-3	雇用就労支援事業
きめ細かな学校教育の推進	6-1-2	個に応じた授業を推進するための教員の配置
学力向上の推進	6-1-3	わくわくドラム推進事業 中学生海外派遣事業 外国語教育の推進
教育行政の推進	6-1-4	私立幼稚園就園支援事業 第3子以降給食費の無償化事業

施策の名称	施策番号	主な事業・主な取組名称
多様なコミュニティ活動の支援の推進	7-1-1	協働パートナーとの連携の推進
広聴機会の充実	7-3-1	パブリックコメントによる意見収集の推進
広報手段の充実	7-3-2	ホームページを活用した行政情報発信事業 新たな情報発信手段の活用

■プロジェクトの成果指標

指標	現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
社会増減数	-182人 【29年度】	-150人	-100人	-50人	±0
指標の説明	人口における年間の社会増減数				
若者(18～34歳)の人口構成率	15.1% 【30年度】	15.3%	15.5%	15.7%	16.0%
指標の説明	毎年4月1日時点の18歳～34歳の人口の割合				

(2)産業活性化プロジェクト

町の基幹産業である農業については、若者の農業離れや農業従事者の高齢化等を背景に、農家人口、農家数、耕地面積、農業生産額とも減少傾向にあります。

そのため、首都圏という巨大消費地に近いという恵まれた立地条件を活かした農業の振興を図るために、担い手を育成・支援することや、生産基盤の整備、特産物の6次産業化の推進などを行い、生産性の向上や高付加価値化を図ることが求められています。

一方、商業については、生活の利便性の向上とまちの賑わいを創っていくためには、活性化が必要です。

そのため、中小企業などの経営基盤強化や経営改革の支援とともに、創業・起業や事業継承の促進、まちなか商店の活性化などの商業振興が求められています。

また、房総のむらやドラムの里をはじめ、豊かな自然や歴史・文化資源を活用した観光振興を図り、交流人口を増加させることが商業の活性化や、賑わいのあるまちづくりに繋がります。

そのため、成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進が求められています。

さらに、成田空港の更なる機能強化に伴い、関連企業の進出が期待されることから、新たな企業誘致や企業の規模拡大のニーズに応じることによって、雇用の場の創出や税源のかん養につなげることが求められています。

そこで、次の施策を重点プロジェクトに位置づけ、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます。

■関連施策 ※赤字：主な取組み 青字：主な事業

施策の名称	施策番号	主な事業・主な取組名称
国、県道の整備促進	2-1-1	国道・県道の整備促進要望
町道の整備と適正な維持管理の推進	2-1-2	町道舗装修繕事業
交通ネットワークの充実	2-1-6	路線バス維持事業 成田湯川駅行新規バス路線実証実験事業（総合戦略） 印旛日本医大駅行新規バス路線実証実験事業（総合戦略）
計画的な都市づくりの推進	2-2-3	地区計画見直し等の検討 宅地開発等の適切な指導 立地適正化計画策定事業
生産性の向上の推進	5-1-1	土地改良施設等整備推進事業 農業振興地域整備計画策定事業 生産性向上設備導入支援事業
農業の担い手などの確保	5-1-2	担い手への農地利用集積事業 農業経営基盤強化事業 新規就農者育成事業 認定農業者育成事業
農産物の高収益化の推進	5-1-3	特産品の6次産業化推進事業 地産地消の促進 農産物ブランド化事業 黒大豆を活用した地域経済活性化事業（総合戦略） 道の駅設置推進事業 農村活性化計画策定事業
中小企業の経営基盤強化の支援	5-2-1	中小企業の生産性向上支援の推進 商工会活動支援事業 中小企業資金融資支援事業
創業・起業・事業継承の支援	5-2-2	栄町創業支援補助事業 創業・起業等の相談窓口等の充実
まちなか商店の活性化の推進	5-2-3	がんばる商店応援補助事業 イベント広場の整備事業
観光資源やイベントを活用した交流人口の増加	5-3-1	観光基本計画策定事業 観光プロモーション推進事業
成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進	5-3-2	観光情報発信事業 ドラムの里の充実 コスプレを活用した地域経済活性化事業（総合戦略） 相撲を活用した外国人観光客誘客事業（総合戦略）
矢口工業団地の拡張の推進	5-4-1	第1期矢口工業団地拡張の推進
企業誘致等の推進	5-4-2	国道356号バイパス沿い等への企業誘致の促進
文化財等の保護と活用	6-4-2	文化財等展示・公開事業
コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進	7-1-2	まちづくり大学事業
広報手段の充実	7-3-2	ホームページを活用した行政情報発信事業 新たな情報発信手段の活用

■プロジェクトの成果指標

指標	現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
農作物の出荷額 【29年度】	1,730,000 千円	1,764,600 千円	1,781,900 千円	1,799,200 千円	1,816,500 千円
指標の説明	水稻、黒大豆、イチゴ及び直売所の販売額				
小売業の年間商品販売額 【28年度】	28,802百万円	—	28,850 百万円	—	28,900 百万円
指標の説明	経済センサス数値				
製造品出荷額 【29年度】	28,562百万円	28,600 百万円	28,700 百万円	28,800 百万円	28,900 百万円
指標の説明	工業統計調査（従業員4人以上の企業）				
観光客総入込数 【29年度】	490千人	500千人	510千人	505千人	510千人
指標の説明	千葉県観光入込調査数値				

(3) 協働のまちづくり推進プロジェクト

住民ニーズの高度化・多様化や核家族化、本格的な高齢化社会の到来の中、予期せぬ大規模災害への対応、ゴミの減量化、公園等の維持管理などの地域の住環境の保全、交通安全対策や防犯対策、高齢者の見守りなどの安全安心の確保、学力向上や生涯学習の充実など、行政だけでは対応しきれない事案が多くなってきています。

そのため、町民、N P O、自治組織、企業、行政などが、共通の目標を実現するために、対等な立場で連携する協働のまちづくりが必要となっています。

また、併せて、地域における自治活動の活性化も必要となっています。

そこで、次の施策を重点プロジェクトに位置づけ、全庁をあげて分野横断的・重点的に取り組みます。

■関連施策 ※赤字：主な取組み 青字：主な事業

施策の名称	施策番号	主な事業・主な取組名称
公園等の整備と適正な維持管理の推進	2-1-3	公園等管理事業
地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全	2-3-2	ごみゼロ運動等の推進
ごみ減量化の推進	2-4-1	ごみ減量化推進事業
災害対応の充実	3-1-1	防災訓練参加者の拡充 自主防災組織への加入促進
避難体制の充実	3-1-2	災害時要援護者等支援の促進
消防力の強化	3-1-3	消防団員の確保促進 消防団器具庫整備事業 消防団車両更新事業
防犯対策の推進	3-2-1	防犯活動の支援の推進
交通安全対策の推進	3-2-2	交通安全活動の支援の推進

施策の名称	施策番号	主な事業・主な取組名称
介護予防・重度化防止の推進	4-2-2	地域介護予防活動の支援 高齢者の生きがいづくり支援の推進
地域福祉活動の充実	4-2-5	社会福祉協議会運営補助事業 地域福祉計画策定事業 民生・児童委員活動支援事業
特色ある学校づくりの支援	6-1-1	地域人材等の活用推進
学力向上の推進	6-1-3	わくわくドラム推進事業
生涯学習機会の充実	6-3-1	いきいき塾さかえ事業 ドラム自然楽校等体験学習事業
スポーツ環境づくりの推進	6-3-3	スポーツ団体活動支援事業 スポーツによる健康づくり事業
文化財等の保護と活用	6-4-2	文化財サポーター育成の推進
多様なコミュニティ活動の支援の推進	7-1-1	住民活動支援センター運営事業 協働パートナーとの連携の推進
コミュニティ活動を支えるひとつづくりの推進	7-1-2	まちづくり大学事業
自治組織における加入促進・退会防止活動の支援の充実	7-2-1	自治振興育成事業助成金交付事業 町民への加入促進の啓発推進
自治組織間のネットワークづくりの推進	7-2-2	栄町地区連絡協議会活動支援の推進
広聴機会の充実	7-3-1	パブリックコメントによる意見収集の推進
広報手段の充実	7-3-2	ホームページを活用した行政情報発信事業 新たな情報発信手段の活用
町民のまちづくりへの参画の推進	7-3-3	町の審議会への町民参加の推進
男女共同参画社会の形成	7-3-4	男女共同参画の推進

■プロジェクトの成果指標

指標	現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
住民活動を担う人材の発掘・育成を図った人数	12人 【29年度】	12人	12人	12人	12人
指標の説明	まちづくり大学及び住民活動支援センターにおけるワークショップの終了後に地域活動を始めた人数				
自治組織に加入した世帯数	31世帯 【29年度】	30世帯	30世帯	33世帯	35世帯
指標の説明	自治組織に新規及び再入会した世帯数 【自治組織への加入世帯数調査により把握】				

3. チャレンジ戦略

(1) 矢口工業団地拡張チャレンジ事業

1) 現状

矢口工業団地は、国道356号沿線にあり、成田空港からも近いことや、近年、圏央道が開通したことにより、物流の利便性が高く、企業の評価は高いことから、既存企業の拡張要望や新規進出を希望する企業も多くなっています。

そのような中、日本食研から工場拡張の要望があり、町の協力のもと同社が約1.7haの第1期拡事業を実施していますが、更なる拡張を希望しており第2期拡張事業にもチャレンジしています。

さらに、他の既存企業の工場の拡張要望や、新規進出を希望する企業もあり、税源のかん養や、定住・移住の促進が図れることから工業団地の新たな拡張事業にもチャレンジしていく必要があります。

2) 事業内容

◆第2期拡張事業

日本食研の第2期拡張事業については、地域の方々の協力も得ながら、各種許可手続きを行なう必要があります。特に、農地転用許可は難しいところですが、これにチャレンジして、その後の具体的な事業化を進めて行くこととなります。

さらに、盛土工事のほか、道路などのインフラ整備も必要なことから、町が協力して拡張事業が実現できるように進めています。

町としては、今後も第2期拡張事業が進み、早期に工場建築が完了し、雇用の増加とともに、税源のかん養が出来るようチャレンジしていきます。

◆新たな拡張事業

日本食研以外の既存企業などからも、矢口工業団地の拡張の要望があります。

そのため、新たな拡張にも農地法などの厳しい規制はありますが、チャレンジしていきたいと考えています。

そして、拡張区域や事業内容を要望企業と調整したうえ、実現に向けての取組みを進めていきたいと考えています。

3) チャレンジ上の課題

- ①農地法などの規制
- ②土地改良施設などの調整
- ③道路などのインフラ整備
- ④町負担とならない拡張事業手法の検討

4) 目指す事業効果

民間企業の力で、工業団地の拡張が出来、工場ができるにより、地元雇用や税源のかん養が期待できる。

なお、食品工場などにおいては、地元農産物の活用が期待でき、地元の農業振興に役立つことも期待できる。

①固定資産税増加見込み：40,000千円／年

②雇用増加見込み数：2期拡張 100人

③地元農産物の活用：米粉10t／年 他

5) 工業団地の拡張のための関連事業

基本目標	関連事業名
2	国道・県道の整備促進要望
2	矢口地区町道拡幅事業
2	地区計画見直し等の検討
2	宅地開発等の適切な指導
2	水道の広域供給事業
2	公共下水道施設維持管理事業
5	農業振興地域整備計画策定事業
5	地産地消の促進
5	町民の雇用創出の促進
5	地域未来投資促進法に基づく支援の推進

(2) 安食駅南側地区住宅地開発チャレンジ事業

1) 現 状

町は、人口減少・少子化克服のため、定住・移住施策を推進していますが、既存の市街化区域内は、概ね住宅が立ち並んでおり転入者などを受け入れるためには、新たな住宅地開発を進める必要があります。

そのため、現在民間企業による住宅地開発の誘導にチャレンジしています。特に安食駅から徒歩5分圏内にありながら、地価が比較的に安価なことから、分譲住宅などの業者からは、住宅地開発の可能性が高いと言われています。

そのため、いくつかの開発業者による開発も進んでおり、分譲も始まっているものもありますが、町としては、更なる住宅地開発を誘導することが、定住・移住施策を推進する上で必要であると考えています。

2) 事業内容

現在計画されている住宅地開発計画において、早期に分譲住宅が建設されるよう分譲住宅業者に協力していきます。

一方、安食駅南側地区においては、住宅地開発の可能性が高いことから、分譲住宅業者への

第3編 前期基本計画

住宅建設の誘導を引き続き行なうとともに、可能性のある土地の取りまとめなど、住宅分譲業者が開発しやすい条件整備にチャレンジしていきます。

3) チャレンジ上の課題

- ①分譲住宅業者が見つからない
- ②分譲住宅業者にとって開発しやすいインフラ整備などの対応
- ③一定規模の土地のとりまとめが難しい

4) 目指す事業効果

- ①住宅誘導見込み数：100戸／4年間
- ②人口増加見込み数：260人／4年間
- ③税収（固定資産税）の増加額：20,000千円／4年間

5) 住宅地開発誘導のための関連事業

基本目標	関連事業名
1	保育所整備の支援
1	子育て世代の定住・移住の促進
1	Uターン者の定住・移住の促進
2	国道・県道の整備促進要望
2	前新田地区町道新設事業
2	成田線運行本数増加等要望活動の推進
2	安食駅駅舎改築事業
2	路線バス維持事業
2	成田湯川駅行新規バス路線実証実験事業
2	印旛日本医大駅行新規バス路線実証実験事業
2	地区計画見直し等の検討
2	宅地開発等の適切な指導
2	水道の広域供給事業
2	公共下水道施設維持管理事業

(3) 房総のむら周辺観光開発チャレンジ事業

1) 現 状

千葉県立房総のむらとドラムの里は、町の重要な観光拠点であり、年間約40万人の集客があるとともに、その周辺にはゴルフ場などもあることから、観光施設の立地を町として期待しているところです。

特に、ホテルなどの宿泊施設やファミリーレストランなどの飲食店などの民間観光施設について、金融機関に対し誘致依頼をしているところです。

そのような中、飲食店進出などの話はありますが、千葉県立房総のむらやドラムの里自体の集客数が伸びていないことや、開発にあたり史跡調査費用などがかかることが課題となっており民間観光施設の進出が進んでいない状況です。

2)事業内容

千葉県立房総のむら周辺の観光開発については、町が積極的に飲食店・ホテル・日帰り温泉施設などの誘致を、金融機関とともにレジャー施設会社、建設会社、飲食チェーン会社などに働きかけるなど、誘致にチャレンジしていきます。

なお、誘致の前提として、房総のむらなどの集客数を増加させることはもちろん、民間事業者が進出に傾くよう、新たな誘致制度の創設を検討するとともに、インフラ整備に関する支援や、交通網整備の促進なども検討していきます。

3)チャレンジ上の課題

- ①千葉県立房総のむら及びドラムの里の集客数が少ない
- ②千葉県立房総のむら周辺の開発には、史跡調査などが必要
- ③進出希望の民間観光事業者が見つからない

4)目指す事業効果

民間企業の力による、観光施設開発を誘導することにより、千葉県立房総のむら周辺の観光地としてのポテンシャルが向上し、成田空港から近い利点を活かし、外国人観光客の集客増加による賑わいの創出が期待できる。

また、宿泊施設や飲食店などの観光施設が出来る事により、雇用の創出と税収の増加が見込まれ、町の活性化が図れる。

5)観光開発誘導のための関連事業

基本目標	関連事業名
5	観光情報発信事業
5	ドラムの里の充実
5	コスプレを活用した地域経済活性化事業（総合戦略）
5	相撲を活用した外国人観光客誘客事業（総合戦略）
2	国道・県道の整備促進要望
2	路線バス維持事業
2	宅地開発等の適切な指導
2	水道の広域供給事業
2	地区計画見直し等の検討
2	公共下水道施設維持管理事業

第3章. SDGs推進に向けた取組み

1 SDGsとは

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を期限とする先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

これを受け、国では、2016年5月、政府内に「SDGs推進本部」が設置されるとともに、同年12月には同本部により「SDGs実施指針」が決定され、2030年までにSDGsを達成するための中長期的な国家戦略として位置付けられています。

2 自治体に期待されるSDGsの取組と総合計画との関係

同指針では、地方自治体の役割として、広く日本全国にSDGsを浸透させる必要があり、そのためには地方自治体及びその地域で活動するステークホルダー（利害関係者）による積極的な取組を推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体が策定する各種計画にSDGsの要素を反映することが期待されています。

従って、SDGsは世界共通の開発目標であり、国の政策目標でもあることから、本町としても国の指針等を踏まえて、その目標の実現に向けSDGsの取組みを推進する必要があると考えています。

総合計画が目指す「ひとが元気 まちが元気みんなでつくる水と緑のふるさとさかえ」の実現に向けた8つのまちづくりの基本目標は、SDGsと重なるものであり、総合計画を推進することは、SDGsの達成へと繋がっていくものと考えます。

そこで、総合計画では、各施策がSDGsの主にどの目標に関連しているかを整理し、総合計画とSDGsの関連性を明確にしています。



第3章 分野別施策

基本目標1 子育てがしやすい元気なまちをつくる

政策1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

(1) 現況と課題



- ◆核家族や共働きなどの増加によって、子育てと仕事を両立させるため、低年齢児の保育所への入園希望者が増加しています。そのため、保育ニーズに対応するための保育所の整備や保育士の確保支援など、保育環境の充実に取り組む必要があります。
- ◆保育に対するニーズが時代とともに多様化し、長時間保育や一時預かり等の充実が求められています。そこで、ファミリー・サポートセンター事業など、子育てを地域で相互援助する取り組みが必要です。
- ◆安心して子どもを産み育てられる環境を整備するためには、子育て家庭の経済的負担を軽減することが重要です。そこで、出産祝い金の支給や国の幼児教育の無償化、また、第3子以降の保育料の助成、さらに、子ども医療費の助成を高校生まで拡大するなど、子育て環境の更なる充実が必要です。
- ◆少子化や核家族化の進展により、身近な相談相手や親子同士の交流などが少なくなっています。そこで、子育て中の親子が気軽に行ける場の重要性から、キッズランドの利用者数増への取組みや子育て相談員や保健師等が妊産婦・乳幼児などの状況を継続的に把握し、情報提供・相談等を充実させていく必要があります。

キッズランドとキッズランドで遊ぶ子どもたち



(2) 施策の体系

政策1-1 安心して子どもを元気に育てられるような環境づくりを推進します

施策1-1-1 保育環境の充実

施策1-1-2 子育て世帯の経済的負担の軽減

施策1-1-3 子育て拠点施設における情報提供・相談等の充実

(3) 施策の内容

施策 1-1-1

保育環境の充実

福祉・子ども課

目指す成果

保育需要に対応できるよう、保育所の整備などの保育環境の充実により家庭と仕事の両立が実現でき、子どもの数が増えている。

成果指標

指標 1	保育所待機児童数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
6 人 (平成 29 年度)	0 人	0 人	0 人	0 人
説明	10月1日の保育所の待機児童数			

指標 2	未就学児童数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
567 人 (平成 30 年度)	570 人	575 人	580 人	585 人
説明	10月1日の未就学児童数			

主な事業

事業 1	(拡充) 保育委託事業
幼児教育の無償化等に伴う保育需要に的確に対応し、更に、延長保育等にも対応していきます。	

事業 2	(新規) 保育の無償化事業
幼児教育の負担軽減を図る少子化対策として、国の方針に基づき保育料等の無償化を実施していきます。	

事業 3	(新規) 保育士確保支援事業
待機児童発生の要因の一つである保育士不足を解消するため、保育士の人材確保や職場定着を支援します。	

事業 4	(継続) 放課後児童クラブ運営事業
保護者が昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に小学生が適切な遊びや生活の場を提供していくための運営内容を充実していきます。	

事業5	(新規) 子育てファミリー・サポートセンター事業
子育ての手助けをして欲しい方（利用会員）と子育ての手助けをしたい方（協力会員）が会員になり、子ども の預かりや送迎などを有償で行う地域のサポート事業を進めていきます。	

事業6	(継続) 子ども・子育て支援事業計画策定事業
子ども・子育て支援に関する総合的な事業計画推進のため、子ども・子育て会議を経て、新たな計画を策定します。	

主な取組

取組1	(継続) 保育所整備の支援
待機児童ゼロを目指し、定員の確保を図るため、子ども子育て会議の意見をもとに、現行の保育所等を運営している事業者の協力により保育所等の整備を支援していきます。	

取組2	(継続) DV・児童虐待防止対策の推進
児童虐待に対し「要保護児童対策地域協議会」の機能を強化し、虐待の早期発見及び早期対応に取り組みます。また、DV（配偶者等からの暴力）への対応は、関係機関と連携し、被害者の安全確保と自立支援に取り組みます。	



認定こども園 ながと幼稚園

施策 1-1-2

子育て世帯の経済的負担の軽減

福祉・子ども課

目指す成果

子ども医療費などの助成制度を充実することにより、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることができている。

成果指標

指標 1	出産祝い金の支給件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
95 人 (平成 29 年度)	100 人	100 人	100 人	100 人
説明	—			

指標 2	多子世帯の保育料助成数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
28 人 (平成 29 年度)	28 人	29 人	30 人	31 人
説明	第 3 子以降の保育料助成児童数			

指標名 3	出生率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1.06 % (平成 29 年度)	1.06 %	1.06 %	1.06 %	1.06 %
説明	合計特殊出生率			

指標 4	安心して子どもを育てられていると感じている親の割合			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
— (平成一年度)	80 %	81 %	82 %	83 %
説明	キッズランド利用者等にアンケート調査を実施し、「満足」「やや満足」の割合			

主な事業

事業 1	(拡充) 子ども医療費助成事業
子どもの保健対策の充実及び子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生までの入院・通院・調剤に係る医療費等を助成します。	
事業 2	(継続) 出産祝金支給事業
子どもの誕生を祝福し、出産費用の負担軽減を図るため、出産祝金を第一子から支給します。	
事業 3	(継続) 多子世帯保育料助成事業
保育所等に通園している第3子以降の児童の保護者に対し、保育料を助成します。	
事業 4	(継続) ひとり親家庭等医療費等助成事業
児童を養育しているひとり親家庭等の方の生活の安定と自立に向け、入院・通院・調剤に係る医療費等を助成します。	



施策 1-1-3

子育て拠点施設における情報提供・相談等の充実

福祉・子ども課

目指す成果

保護者が気持ちに余裕を持ち、楽しく育児を行うことができるよう、子育て支援サービスの情報発信、子育てや育児の相談ができる場所や親子でいつでも利用できる場所などが充実している。

成果指標

指標 1	キッズランドの延べ利用者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
9,319人 (平成 29 年度)	14,000人	14,100人	14,200人	14,300人
説明	キッズランド（子育て情報・交流館アップR）の毎年の延べ利用者数			

指標 2	子育て相談件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
155件 (平成 29 年度)	160件	165件	170件	175件
説明	子育て支援アドバイザー相談の毎年の延べ件数			

主な事業

事業 1	(継続) キッズランド運営事業
------	-----------------

子どもの健やかな育ちを支援するため、雨の日などの天候に左右されず快適に利用でき、乳幼児の保護者の交流や子育ての情報提供・相談・助言等を行う子育て支援拠点『キッズランド』を運営していきます。

事業 2	(継続) 子育て相談支援事業
------	----------------

保護者が、適切な情報提供や相談支援が受けられるよう、子育て包括支援センターに子育て支援アドバイザー（相談員）や保健師などを配置して支援していきます。

政策1-2 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します

(1) 現況と課題



- ◆育児や母子の健康保持・増進など、妊娠時から出産・育児に対するきめ細かな対応が求められています。そこで、妊娠期からの支援として、妊娠届出時に専門職による全員への面接を行い、一人ひとりの子育てケアプランを作成するとともに、妊婦健診の推進、パパママクラスの実施などにより妊娠期からの親の支援に取り組んでいく必要があります。
- ◆子育てに関する情報が多様化し混乱や誤解を招くこともあるため、子どもの成長や発達状態を知るために専門職による個々に応じた育児についての正しい知識の普及・啓発が重要です。そこで、乳幼児健診による疾病・異常の早期発見や、予防接種を全対象者に実施するなど、疾患の発症や蔓延を予防する必要があります。



(2) 施策の体系

政策1-2 子どもの出産から成長までの健康づくりを支援します

施策1-2-1 妊娠時等の親への支援

施策1-2-2 乳幼児への健康づくりの支援

(3) 施策の内容

施策 1-2-1	妊娠時等の親への支援	福祉・子ども課
----------	------------	---------

目指す成果

妊娠時からの状況を把握し、育児や健康の保持・増進のための知識の提供や指導により、妊婦の健康が保たれている。

成果指標

指標 1	妊婦への個別面接の実施率			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
100% (平成 29 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	妊娠届出時に保健師等専門職が面接して子育て支援利用計画を作成した割合【毎年の対象者に対する実施率】			

指標 2	妊婦健診の受診回数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
12回 (平成 29 年度)	12回	13回	13回	14回
説明	妊娠から出産までの間に妊婦健診を受けた回数 【受診券14枚中の平均受診回数】			

主な事業

事業 1	(継続) 子育てケアプラン作成事業
妊娠の届出の機会に、保健師等の専門職が面接を行い、一人一人の子育てケアプランを作成します。	

事業 2	(継続) 妊婦健診事業
妊婦健診を通じて自ら及び子の健康状態・発達発育状況を知り、自ら適切な健康管理ができるよう妊婦健診を実施します。	



施策 1-2-2

乳幼児への健康づくりの支援

福祉・子ども課

目指す成果

子どもの成長・発達状態が明らかになり、疾病や障がい等の早期発見により、乳幼児の健康が保たれている。

成果指標

指標 1	1歳6ヶ月児健診の受診率			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
93.6% (平成29年度)	95%	96%	97%	98%
説明	毎年の1歳6ヶ月児健診の受診率			

主な事業

事業 1	(継続) 幼児健診事業
子の健康状態・発達発育状況を知り適切な健康管理ができるよう、幼児健診・精密検査等を実施します。	

事業 2	(継続) 予防接種事業
感染の恐れのある疾病的発症及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき予防接種を実施します。	



すこやかタイム

政策1-3 若者や子育て世代の定住・移住を促進します



(1) 現況と課題

- ◆元気なまちづくりのためには、若者や子育て世代の定住・移住の促進が求められていますが、就職や進学、また、結婚などを機に転出する若者が多く、若者世代の人口が少なくなっています。そこで、若者や子育て世代の定住・移住やUターン者向けの奨励金などを利用した定住・移住促進をより一層取り組む必要があります。
- ◆町では、若い世代の転入者を増加させるため、定住・移住施策を推進していますが、転入者を受け入れる受け皿が少なくなっている状況です。そのため、民間宅地開発事業者の協力により、受け皿となる新たな住宅地開発や集合住宅などの建築を誘導する必要があります。

(2) 施策の体系

政策1-3 若者や子育て世代の定住・移住を促進します

施策1-3-1 奨励金制度による定住・移住の推進

施策1-3-2 新たな住宅地開発の推進

(3) 施策の内容

施策1-3-1	奨励金制度による定住・移住の推進	まちづくり課
----------------	-------------------------	---------------

目指す成果

定住・移住制度の認知度が高まり、活用が促進され、若者や子育て世代の定住・移住者が増加している。

成果指標

指標1	子育て世代の転入世帯増加数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
41世帯 (平成29年度)	48世帯	51世帯	53世帯	55世帯
説明	奨励金制度を利用して転入した子育て世帯増加数			

指標 2	若者（18～34歳）の人口構成率			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
15.1% (平成30年度)	15.3%	15.5%	15.7%	16.0%
説明	毎年4月1日時点の18歳～34歳の人口の割合			

指標 3	企業・不動産業者等への訪問件数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
599件 (平成29年度)	600件	610件	620件	630件
説明	企業・不動産業者等への定住・移住制度と住宅物件紹介に訪問した件数			

主な取組

取組 1	(継続) 子育て世代の定住・移住の促進
新たに住宅を取得した方に定住・移住奨励金、転入した世帯で中学生以下の子のいる世帯に子ども加算金を交付するなど、子育て世代の定住・移住の促進に取り組みます。	

取組 2	(継続) Uターン者の定住・移住の促進
以前は町に住んでいた方々に戻って来ていただくために、1年以上、町外に転出していた子どもが仕事や結婚、親の面倒を見るため転入した場合などに、親に支援金を交付してUターン者の定住・移住の促進に取り組みます。	

取組 3	(継続) 定住・移住を促進するための不動産業者や企業などへPR活動の推進
若い世代の転入を促進するため、定住・移住に関する各種支援制度、子育てに関する支援制度及び町の住宅情報などを不動産業者や企業等にPRしていきます。また、イベントに出展するなどPR活動の推進に取り組みます。	



施策 1-3-2

新たな住宅地開発の推進

まちづくり課・企画政策課

目指す成果

安食駅周辺などへの若者や子育て世代の定住・移住のため、新たな住宅地開発や集合住宅の建設が増加している。

また、外国人の定住・移住者も増加している。

成果指標

指標 1	新規住宅開発地内の住宅建築戸数				まちづくり課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
16 戸 (平成 30 年度)	25 戸	25 戸	25 戸	25 戸	
説明	年間の新規住宅開発地内の住宅建築戸数				

指標 2	集合住宅建設室数				まちづくり課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
0 件 (平成 29 年度)	10 室	10 室	10 室	10 室	
説明	年間の集合住宅建設室数				

主な取組

取組 1	(継続) 住宅地開発誘導の推進		まちづくり課
利便性の高い安食駅南側地区において、定住・移住のために新たな住宅地開発の誘導に取り組みます。			

取組 2	(新規) 外国人も住みやすいまちづくりの推進	企画政策課 ★総合戦略
成田空港の機能強化などにより、栄町に転入する外国人の増加も予想されることから、多言語の生活ガイドブックの作成、外国語表記の看板の設置など、外国人も住みやすいまちづくりの推進に取り組みます。		

基本目標2 生活環境が整った元気なまちをつくる

政策2-1 快適な住環境の整備を推進します



(1) 現況と課題

- ◆幹線道路の整備など広域的な交通利便性の向上がまちづくりの取り組むべき課題となっています。そこで、主要地方道鎌ヶ谷本塁線バイパスの早期完成、安食交差点改良、若草大橋先線の事業計画化などが求められています。また、町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行う必要があります。
- ◆良好な住環境を維持するうえで町民の憩いの場所となる公園は、経年による老朽化した施設の整備が課題となっています。そこで、町民が安全安心に利用できるように特に老朽化した公園を計画的に整備するとともにバリアフリー化を推進し、適正な維持管理を行う必要があります。
- ◆町としては、交通利便性の向上が取り組むべき大きな課題となっています。そこで、JR安食駅の改築など機能強化等による利便性の向上を図るとともに、路線バスの維持などに加え、北総線や成田スカイアクセス線方面への新たなバス路線の運行など交通ネットワークの充実が求められています。

(2) 施策の体系

政策2-1 快適な住環境の整備を推進します

- 施策2-1-1 国道、県道の整備促進**
- 施策2-1-2 町道の整備と適正な維持管理の推進**
- 施策2-1-3 公園等の整備と適正な維持管理の推進**
- 施策2-1-4 生活基盤のバリアフリー化の推進**
- 施策2-1-5 安食駅の利便性の向上**
- 施策2-1-6 交通ネットワークの充実**
- 施策2-1-7 地籍調査の推進**

(3) 施策の内容

施策 2-1-1	国道、県道の整備促進	建設課
----------	------------	-----

目指す成果

町の活性化や定住・移住の促進を図るため国道、県道の整備を促進することにより、広域的な交通利便性が向上する。

成果指標

指標 1	国道、県道の整備延長			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
450m (平成 30 年度)	1,100m	200m	250m	200m
説明	県道鎌ヶ谷本塁線バイパス、安食交差点、国道356号バイパス（布太）など国道、県道の新設、改良、舗装修繕等の各年度の整備延長			

主な取組

取組 1	(拡充) 国道・県道の整備促進要望
主要地方道鎌ヶ谷本塁線バイパスの早期完成、国道356号や県道成田安食線の交差点改良などとともに若草大橋先線の早期事業計画化を県に要望していきます。	

施策 2-1-2	町道の整備と適正な維持管理の推進	建設課
----------	------------------	-----

目指す成果

子どもたちをはじめ町民が安全・安心に利用できるように町道を計画的に整備し、適正な維持管理を行っている。

成果指標

指標 1	町道の整備延長			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
2,500m (平成 30 年度)	2,600m	2,200m	2,400m	2,700m
説明	社会資本整備総合交付金事業計画、公共施設等適正管理推進事業債（道路）計画、都市再生整備計画に示された町道の改良や舗装修繕等による各年度の整備延長			

指標 2	道路に関する要望への対応率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
87 % (平成 29 年度)	100 %	100 %	100 %	100 %
説明	町民等からの道路に関する要望件数に対する対応件数の割合			

主な事業

事業 1	(拡充) 前新田地区町道新設事業
駅南側の定住・移住の促進を図るため前新田地区の町道の新設等の改良工事を行います。	
事業 2	(新規) 矢口地区町道拡幅事業
町の活性化を図るため矢口工業団地の拡張に併せ、矢口地区の町道の拡幅等の改良工事を行います。	
事業 3	(継続) 通学路整備事業
子どもたちが安全・安心に利用できるように通学路の整備工事を行います。	
事業 4	(継続) 橋梁整備事業
町民が安全・安心に利用できるように老朽化した橋梁の整備工事を行います。	
事業 5	(継続) 町道舗装修繕事業
町民が安全・安心に利用できるように町道の舗装修繕工事を行います。	
事業 6	(継続) 町道維持管理事業
町民が安全・安心に利用できるように定期的な道路パトロールや町民からの情報などにより不具合箇所の修繕を行うなど町道及び道路施設を適正に維持管理します。	

施策 2-1-3

公園等の整備と適正な維持管理の推進

建設課・まちづくり課

目指す成果

町民が安全・安心に利用するため公園等を計画的に整備し、適正な維持管理を行っている。

成果指標

指標 1	公園の整備実施箇所数				建設課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
0箇所 (平成 30 年度)	2 箇所	3 箇所	1 箇所	2 箇所	
説明	毎年の公園整備工事の実施箇所数				

指標 2	公園等に関する要望への処理率				まちづくり課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
80 % (平成 29 年度)	100 %	100 %	100 %	100 %	
説明	公園施設や植栽に関する要望等の件数に対する処理件数の割合				

主な事業

事業 1	(継続) 公園等整備事業		建設課
町民が安全・安心に利用できるように、公園を計画的に改修します。			
事業 2	(継続) 公園等管理事業		まちづくり課
子どもたちや高齢者・障がいの方などが、安全・安心に公園利用できるように、定期的な公園点検の実施や、町民要望への対応を行い公園施設等を良好な状態に維持管理します。			



施策 2-1-4

生活基盤のバリアフリー化の推進

建設課

目指す成果

町民が安全・安心に利用するため生活基盤である町道や公園を計画的にバリアフリー化が進んでいる。

成果指標

指標 1	公園等のバリアフリー化箇所数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 箇所 (平成 30 年度)	2 箇所	3 箇所	1 箇所	2 箇所
説明	公園のバリアフリー化工事の実施箇所数			

指標 2	町道のバリアフリー化箇所数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 箇所 (平成 30 年度)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
説明	町道のバリアフリー化工事の実施箇所数			

主な事業

事業 1	(拡充) 公園バリアフリー化事業
幼稚からお年寄りまでが、安全・安心に利用できるように公園の計画的なバリアフリー化を行います。	
事業 2	(拡充) 町道バリアフリー化事業
高齢者・障害者が安全・安心に利用できるように一部町道のバリアフリー化を行います。	

施策 2-1-5

安食駅の利便性の向上

企画政策課・建設課

目指す成果

JR安食駅の利便性を向上させることにより、近年減少している駅乗降者数の減少数が少なくなっている。

成果指標

指標 1	JR安食駅乗降者数				企画政策課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
5, 386 人 (平成29年度)	5, 270 人	5, 160 人	5, 050 人	4, 940 人	
説明	千葉県統計年鑑による各年度のJR安食駅乗降者数				

主な事業

事業 1	(新規) 安食駅駅舎改築事業	企画政策課
誰もが利用しやすい駅にするため、安食駅舎の整備手法を検討するとともに、駅舎整備のための設計業務に着手します。		

事業 2	(新規) 自転車駐車場整備事業	建設課
町民が利用しやすい環境を整備するため安食駅北口自転車駐車場を改修します。		

主な取組

取組 1	(継続) 成田線運行本数増加等要望活動の推進	企画政策課
「成田線活性化推進協議会」や「千葉県JR線複線化等期成同盟」において成田線の利用環境向上のため、JR東日本に対し積極的な要望活動に取り組みます。		



施策 2-1-6

交通ネットワークの充実

企画政策課

目指す成果

バス路線新規開設や循環バスの運行継続により、交通ネットワークが充実している。

成果指標

指標 1	路線バスの運行便数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
81 便 (平成 30 年度)	93 便	93 便	105 便	105 便
説明	各年度の実証実験を含む路線バスの運行便数			

指標 2	循環バスの利用者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
37,035 人 (平成 29 年度)	37,050 人	37,100 人	37,150 人	37,200 人
説明	各年度の循環バスの利用者数			

主な事業

事業 1	(新規) 路線バス維持事業
町民の重要な公共交通としての役割を担う路線バスの運行本数を維持していきます。	

事業 2	(継続) 循環バス運行事業
公共交通空白地域住民や高齢者など車を運転できない交通弱者の移動手段を確保するため、町内循環バス運行を継続します。	

事業 3	(新規) 成田湯川駅行新規バス路線実証実験事業 ★総合戦略
成田都市計画道路の開通に合わせ、安食駅利用者の移動手段の選択肢を広げるため、安食駅から成田スカイアクセス線「成田湯川駅行」のバス路線の実証実験を行います。	

事業 4	(新規) 印旛日本医大駅行新規バス路線実証実験事業 ★総合戦略
県道鎌ヶ谷本塙線バイパスの開通に合わせ、安食駅利用者の移動手段の選択肢を広げるため、安食駅から北総線「印旛日本医大駅行」のバス路線の実証実験を行います。	

施策 2-1-7

地籍調査の推進

建設課

目指す成果

土地取引や課税の適正化が図られるなど、生活基盤の基礎となる土地の境界が明確になっている。

成果指標

指標 1	地籍調査の完了延べ面積（地籍調査対象面積 2, 074 ha）			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
264 ha (平成 29 年度)	363 ha	421 ha	479 ha	533 ha
説明	地籍調査実施計画に基づく地籍調査の完了延べ面積			

主な事業

事業 1	(継続) 地籍調査事業
地籍調査実施計画に基づき、西地区・脇川地区・押付地区・南地区などの地籍調査を行っていきます。	

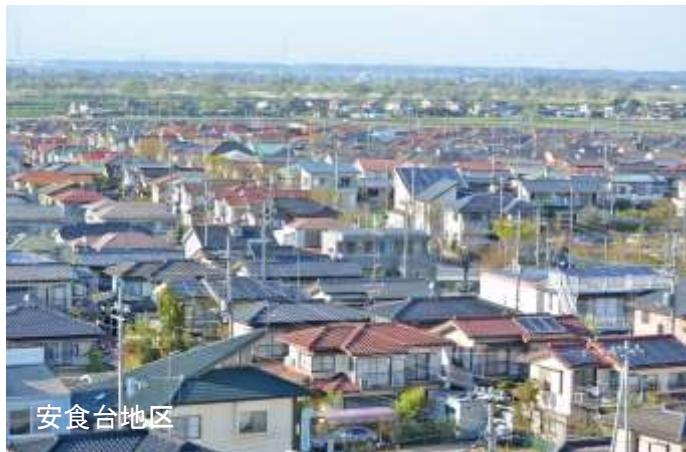


政策2-2 賑わいのある住宅地整備を促進します



(1) 現況と課題

- ◆町では、若い世代の転入者を増加させるため、定住・移住施策を推進していますが、転入者を受け入れる受け皿が少なくなっている状況です。そのため、民間宅地開発事業者の協力により、受け皿となる新たな住宅地開発や集合住宅などの建築を誘導する必要があります。
- ◆転入者を増加させるための受け皿として、空き家の有効活用を図ることや、適正に管理されていない空き家については、対策を講じることが求められています。そのため、空き家バンク制度への新規登録者の増加や空家等対策計画の策定に取り組むなど、空き家の有効活用を図る必要があります。
- ◆賑わいのある住宅地の整備を促進するためには、ニーズにあった住宅供給が出来るよう、地区計画の見直しや、適切な住宅地開発指導が求められています。また、安食駅周辺の都市機能の充実など、計画的な都市づくりが求められています。



(2) 施策の体系

政策2-2 賑わいのある住宅地整備を促進します

施策2-2-1 新たな住宅地開発の推進【再掲】

施策2-2-2 空き家等の活用の促進

施策2-2-3 計画的な都市づくりの推進

(3) 施策の内容

施策 2-2-1

新たな住宅地開発の推進【再掲】

まちづくり課・企画政策課

目指す成果

安食駅周辺などへの若者や子育て世代の定住・移住のため、新たな住宅地開発や集合住宅の建設が増加している。また、外国人の定住・移住者も増加している。

成果指標

指標 1	新規住宅開発地内の住宅建築戸数 【1-3-2 再掲】				まちづくり課
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
16戸 (平成30年度)	25戸	25戸	25戸	25戸	
説明	年間の新規住宅地開発地内の住宅建築戸数				

指標 2	集合住宅建設室数 【1-3-2 再掲】				まちづくり課
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
0室 (平成29年度)	10室	10室	10室	10室	
説明	年間の集合住宅建設室数				

指標 3	外国人の人口				企画政策課
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	
217人 (平成29年度)	240人	260人	280人	300人	
説明	各年度4月1日現在の外国人住民登録人数				

主な取組

取組 1	(継続) 住宅地開発誘導の推進 【1-3-2 再掲】	まちづくり課
利便性の高い安食駅南側地区において、定住・移住のために新たな住宅地開発の誘導に取り組みます。		
取組 2	(新規) 外国人も住みやすいまちづくりの推進 【1-3-2 再掲】	企画政策課 ★総合戦略
成田空港の機能強化などにより、栄町に転入する外国人の増加も予想されることから、多言語の生活ガイドブックの作成、外国語表記の看板の設置など、外国人も住みやすいまちづくりの推進に取り組みます。		

施策 2-2-2

空き家等の活用の促進

まちづくり課

目指す成果

空き家バンク制度の活用が進み、空き家等の活用が促進されている。

成果指標

指標 1	空き家バンクへの延べ登録件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
23件 (平成 29 年度)	34 件	40 件	47 件	55 件
説明	各年度における空き家バンクへの延べ登録件数			

主な事業

事業 1	(継続) 空家等対策計画策定事業
適切な管理の行われていない空き家等の実態を把握し、空き家対策を計画的・効率的に進めるため、空家等対策計画を策定します。	

主な取組

取組 1	(継続) 空き家バンク活用の促進
空き家の所有者に対し空き家バンク登録制度のPRを行い、新規登録件数を増加させるなど、空き家バンク活用の促進に取り組みます。	



施策 2-2-3

計画的な都市づくりの推進

まちづくり課・企画政策課

目指す成果

適切な土地利用により、町民が住みやすい良好な住環境を確保していくため、現状にあった地区計画の見直し等検討が、継続的に行われている。

成果指標

指標 1	既存地区計画の見直し検討地区数				まちづくり課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
1 地区 (平成 29 年度)	1 地区	1 地区	1 地区	1 地区	
説明	—				

指標 2	新規地区計画の検討地区数				まちづくり課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
2 地区 (平成 29 年度)	1 地区	1 地区	1 地区	1 地区	
説明	—				

主な事業

事業 1	(継続) 耐震対策事業	まちづくり課
住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行います。		

事業 2	(新規) 都市再生整備計画推進事業	企画政策課
安食駅周辺を中心とした、都市機能の集積によるコンパクトなまちづくりを進めるため、都市再生整備計画を策定し推進します。		

事業 3	(新規) 立地適正化計画策定事業	まちづくり課
都市の持続可能なため、交通ネットワークを踏まえ、居住機能及び都市施設機能等を誘導するための計画策定を行い、コンパクトなまちづくりを推進します。		

主な取組

取組 1	(継続) 地区計画見直し等の検討	まちづくり課
町民が住みやすく良好な住環境を確保するため、現状にあった地区計画の見直し検討を行うなど、適切な土地利用の推進に取り組みます。		

取組 2	(継続) 宅地開発等の適切な指導	まちづくり課
新たな市街地の形成や、まちの活性化に寄与する開発等についての相談など、都市計画マスター プランに基づき適切な指導に取り組みます。		

政策2-3 恵まれた自然環境の保全を推進します

(1) 現況と課題



- ◆ 良好な生活環境を次世代に引き継いでいくためには、恵まれた自然環境の維持・保全や環境負荷の軽減に取り組むことが求められています。そのため、合併処理浄化槽への転換補助事業の推進や、不法投棄防止パトロールを強化するとともに、空地の雑草繁茂対策やごみゼロ運動など、良好な環境の保全に取り組む必要があります。
- ◆ 恵まれた自然環境を維持・保全するために、公共用水域の水質保全が求められています。そこで、老朽化が著しい下水道施設を計画的に改築更新するため、ストックマネジメント計画を策定し、改築更新工事を行うとともに施設の維持管理を適正に行い、環境基準に適合した処理水を放流する必要があります。



(2) 施策の体系

政策2-3 恵まれた自然環境の保全を推進します

施策2-3-1 自然環境の維持保全

施策2-3-2 地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全

施策2-3-3 再生可能エネルギーの導入促進

施策2-3-4 公共下水道施設整備の推進

施策2-3-5 公共下水道の適正管理

(3) 施策の内容

施策 2-3-1

自然環境の維持保全

環境協働課

目指す成果

公害を防止することで、自然環境が維持、保全されている。特に、合併処理浄化槽が普及することによって、水質汚濁防止が図られている。

成果指標

指標 1	町民からの公害等に関する苦情件数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
15件 (平成29年度)	10件	8件	6件	4件
説明	大気、水質、土壤、騒音、振動、野焼き行為に関する苦情件数			

指標 2	合併処理浄化槽の設置件数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
5基 (平成29年度)	6基	8基	10基	12基
説明	町補助金で設置された合併処理浄化槽の設置数			

主な事業

事業 1	(継続) 合併処理浄化槽への転換補助事業
公共用水域の水質汚濁の改善を図るため、単独処理浄化槽又はくみ取り式から合併処理浄化槽への転換を推進し、設置者に対し補助金を交付します。	

主な取組

取組 1	(継続) 不法投棄防止等のパトロールの強化
地域の環境保全のために、野焼き、不法投棄、土砂の埋立ての監視パトロールの強化に取り組みます。	
取組 2	(継続) 大気汚染等の情報提供の推進
光化学スモッグやPM2.5の注意報・警報などの大気汚染情報を迅速に防災メールや防災無線で町民へ情報提供します。また、放射線量を定点観測し町民へ情報提供します。	

施策 2-3-2

地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全

環境協働課・住民課

目指す成果

町民等が法令やモラルを遵守し、住宅地の雑草が除去されるなど良好な生活環境や安定した水の供給が維持・保全されている。

成果指標

指標 1	雑草除去指導件数				環境協働課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
125 件 (平成 29 年度)	100 件	90 件	80 件	70 件	
説明	条例に基づく空地の雑草除去指導件数				

指標 2	ごみゼロ運動参加者数				環境協働課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
3,255 人 (平成 29 年度)	3,350 人	3,400 人	3,450 人	3,500 人	
説明	ごみゼロ運動に参加した町民の人数				

主な事業

事業 1	(継続) 空地の繁茂対策事業	環境協働課
空地の雑草繁茂を防止するため、不良状態の所有者に対し条例に基づいた適切な管理について指導します。		

事業 2	(継続) 狂犬病予防対策事業	環境協働課
狂犬病予防法に基づく集合予防注射を実施するとともに、ペットの飼育方法に関するマナー向上に向けた啓発等を実施します。		

事業 3	(継続) 町営墓地の維持管理及び火葬料助成金交付事業	環境協働課 住民課
町営墓地について、適正に維持管理します。また、斎場利用者の火葬料金に係る助成金を交付します。		

事業 4	(継続) 水道の広域供給事業	環境協働課
水道料金の高騰を抑制し受益者の負担を軽減するとともに、水の安定供給を支援するために長門川水道企業団が行う水道事業に対し財政的支援を行います。		

主な取組

取組 1	(継続) ごみゼロ運動等の推進	環境協働課
町民と協働でごみゼロ運動、水辺のクリーン作戦等を実施し環境美化を推進します。		

施策 2-3-3

再生可能エネルギーの導入促進

環境協働課

目指す成果

大気環境への負荷が低減されるよう、太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入した住宅が増加している。

成果指標

指標 1	住宅用太陽光発電設備等の設置数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
11 基 (平成29年度)	12 基	13 基	14 基	15 基
説明	住宅への再生可能エネルギー設備の導入を促進するために住宅用太陽光発電設備等の設置者に対し補助金を交付します。			

主な事業

事業 1	(継続) 住宅用太陽光発電設備等設置助成事業
住宅への再生可能エネルギー設備の導入を促進するために住宅用太陽光発電設備等の設置者に対し補助金を交付します。	

施策 2-3-4

公共下水道施設整備の推進

下水道課

目指す成果

下水道施設を計画的に更新するため、ストックマネジメント計画を策定し、老朽化した施設を計画的に更新していくことで、効率的な維持管理が図られている。

成果指標

指標名	公共下水道施設改築更新事業の進捗率			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
21% (平成29年度)	44.70%	58.10%	81.30%	100%
説明	長寿命化計画（H29～H34）に基づいた各年度末の事業進捗率			

主な事業

事業名	(新規) 公共下水道ストックマネジメント計画策定事業
中長期的な視点で予測しながら、計画的に維持管理と改築を捉えて行うためストックマネジメント計画を策定します。	

事業名	(継続) 公共下水道終末処理場等改築更新事業
終末処理場等の老朽化した施設を長寿命化計画により、計画的に施設の改築更新工事を行います。	

施策 2-3-5

公共下水道の適正管理

下水道課

目指す成果

下水道整備区域内の未接続世帯を解消することで、公共用水域の水質保全が図れ自然環境が維持・保全されている。

成果指標

指標 1	放流水質：基準値 【BOD（15 mg/ℓ）以下】			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
5.4 mg/ℓ (平成29年度)	5.3 mg/ℓ	5.2 mg/ℓ	5.1 mg/ℓ	5.0 mg/ℓ
説明	環境基準に適合した放流水質（BOD）の値（現施設の能力として限界値が15 mg/ℓ～5 mg/ℓ）			

指標 2	処理区域内の未接続世帯の解消件数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
0件 (平成29年度)	3件	3件	3件	3件
説明	接続可能な区域内で下水道に接続していない方に対して、接続するようPRすることで未接続世帯を解消する件数			

主な事業

事業 1	(継続) 公共下水道施設維持管理事業
公共用水域の水質保全のため、放流水質が堅持され、終末処理場等の適切な維持管理を行います。	

主な取組

取組 1	(継続) 公共下水道未接続解消の促進
公共用水域の水質保全のため、公共下水道整備区域内の下水道未接続世帯に対し、下水道への接続PRを行ない未接続世帯の解消に、取り組みます。	

政策2-4 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します

(1) 現況と課題



- ◆排出されたごみを出来る限り資源化し、ごみとして焼却する量を減らし、資源循環型社会を実現することが求められています。そこで、町民、事業者の協力を得ながら、生ごみ減量化モデル事業等をはじめとした「栄町ごみ減量化推進計画」に基づくごみ減量化施策の更なる推進に取り組んでいく必要があります。
- ◆し尿を適切かつ効率的に広域処理するため、印西地区衛生組合に対し費用負担を行っていますが、施設の老朽化により、次期施設の建設が必要となっています。そのために、次期施設整備事業が円滑に進むよう、構成市町の立場から支援を行うとともに、適正な処理費用の負担を行っていきます。



(2) 施策の体系

政策2-4 資源循環型社会を目指し廃棄物の適正処理を推進します

施策2-4-1 ごみ減量化の推進

施策2-4-2 し尿等の適正処理の推進

(3) 施策の内容

施策 2-4-1

ごみ減量化の推進

環境協働課

目指す成果

廃棄物の広域処理が適正に行われ、栄町ごみ減量化推進計画に基づくごみ減量化の取り組みにより排出量が減少している。

成果指標

指標 1	家庭ごみの一日一人当たりの排出量			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
495 g (平成 29 年度)	476 g	465 g	454 g	442 g
説明	町民が排出する一日一人当たりの資源物を除いたごみ量			

指標 2	資源ごみの年間回収量			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1,447 t (平成 29 年度)	1,476 t	1,491 t	1,506 t	1,521 t
説明	家庭から排出される年間の資源ごみ量			

主な事業

事業 1	(継続) 廃棄物収集・運搬事業
家庭系一般廃棄物については、ごみ集積所等から適正かつ迅速に収集運搬します。また、町民の協力のもと、ルールを守らない廃棄物が排出されないように指導します。	
事業 2	(継続) 印西地区環境整備事業組合負担金事業
印西地区環境整備事業組合における適切かつ効率的な広域処理を行うため費用負担をします。なお、次期中間処理施設や地域振興施設の建設や維持管理に係る費用負担の適正化に留意していきます。	
事業 3	(継続) ごみ減量化推進事業
ごみ減量化推進計画に基づき、廃棄物減量等推進員の協力のもと、生ごみの減量化やごみの分別の徹底化を図ります。また、資源回収運動により資源を積極的に回収するとともに3Rを推進していきます。	

施策 2-4-2

し尿等の適正処理の推進

環境協働課

目指す成果

環境への負荷が低減されるよう、家庭から排出されるし尿等が抑制されている。

成果指標

指標 1	一日当たりのし尿等排出量			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
4. 1 K1 (平成 29 年度)	2. 6 K1	2. 5 K1	2. 4 K1	2. 3 K1
説明	印西地区衛生組合で処理されるし尿等の一日当たりの栄町の排出量			

主な事業

事業 1	(継続) 印西地区衛生組合負担金事業
印西地区衛生組合における適切かつ効率的な広域処理を行うため費用負担をします。なお、次期処理施設や地域振興が円滑に進むよう支援するとともに、費用負担の適正化に留意していきます。	



基本目標3 安全で安心できる元気なまちをつくる

政策3-1 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します

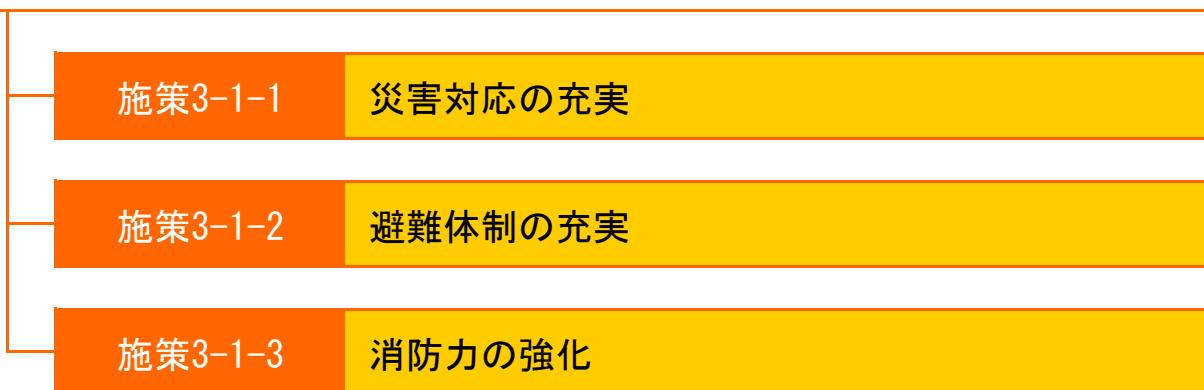
(1) 現況と課題



- ◆集中豪雨や台風、大規模地震による被害が各地で発生しており、今後予測されている千葉県北西部直下地震等による被害への対応が求められています。そこで、地域防災計画を見直すとともに、災害ごとに迅速かつ的確な対応が行えるよう日頃から防災訓練等により、町民一人ひとりの防災意識を高めていく必要があります。
- ◆集中豪雨や台風等により、急傾斜地の崩壊や河川護岸の浸食等の被害が各地で発生し安全対策が求められています。そこで、町民の身体や生命、財産等を守るため、河川の護岸対策工事や災害危険箇所対策工事の推進について、県へ要請していく必要があります。
- ◆大規模な地震などが発生し被害状況によっては、多くの住民が避難所生活を余儀なくされます。そこで、災害時要援護者などの災害弱者や避難者に対応した防災備蓄品の充実を図るとともに、避難所施設の改修等を行い、防災体制を充実していく必要があります。
- ◆高齢化の進展による救急需要の増加や災害の多様化・複雑化など消防を取り巻く環境の変化に対応できるよう地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められています。そこで、消防業務の広域化に取り組むとともに、高度な知識・技術を有する人材の育成、車両・資機材等の整備を図ることで、常備消防の効率化や大規模災害への対応など消防体制の充実・強化に取り組む必要があります。
- ◆少子高齢化による若年層の減少や地域社会への帰属意識の希薄化、就業構造の変化による消防団員のサラリーマン化などにより消防団員の確保が難しい状況となっています。また、消防団器具庫の老朽化や消防団車両の使用年数の長期化に伴う機能低下が危惧されています。そこで、地域防災力を維持していくために、消防団員の確保や消防施設の更新等を行い、消防団組織の充実・強化に取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

政策3-1 町民の安全を守る防災体制の整備を推進します



(3) 施策の内容

施策 3-1-1

災害対応の充実

消防防災課・建設課

目指す成果

防災に対する意識が高まる活動を行い、防災訓練などに参加する人数が増えている。また、災害時に対応できる地域組織が築かれている。

さらに、急傾斜地の崩壊や河川の氾濫等による災害から町民の安全が守られている。

成果指標

指標 1	防災訓練参加者数				消防防災課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
1, 638 人 (平成 29 年度)	1, 800 人	1, 900 人	2, 000 人	2, 100 人	
説明	毎年実施の各種訓練参加者数				

指標 2	自主防災組織加入率				消防防災課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
57.3 % (平成 30 年度)	58.0 %	58.5 %	59.0 %	59.5 %	
説明	自主防災活動世帯／全世帯				

指標 3	急傾斜地危険箇所の解消戸数				建設課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
26 戸 (平成 29 年度)	54 戸	—	—	— (40 戸)	
説明	県事業による急傾斜地崩壊対策事業の危険解消戸数				

主な事業

事業 1	(継続) 防災行政無線戸別受信機設置事業	消防防災課
大地震や台風等の大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線戸別受信機を設置していきます。		

事業 2	(継続) 地域防災計画見直し事業	消防防災課
近年の地震・洪水・台風等に備え、被害を最小限にするため、地域防災計画の見直しを実施し、これを推進します。		

主な取組

取組 1	(継続) 防災訓練参加者の拡充	消防防災課
大地震や台風等の大規模災害に備え、町民に対し自助・共助に重点をおいた総合防災訓練や震災に関する知識の普及についての防災講演等を行い、訓練参加者の増員に取り組んでいきます。		
取組 2	(継続) 自主防災組織への加入促進	消防防災課
近年の地震・洪水・台風等に備え、既存自主防災組織への支援とともに、新規自主防災組織の設置を促進し加入者の増加に取り組みます。		
取組 3	(継続) 土砂災害防止（急傾斜）対策の促進	建設課
急傾斜地の土砂災害防止工事が実施されるよう、地域住民への協力及び受益者の負担を求め、県事業への協力及び要望活動に取り組みます。		
取組 4	(継続) 長門川護岸整備の促進要望活動の強化	建設課
長門川の護岸整備について、河川の氾濫等から町民を守るため、県への整備計画の促進に関する要望活動の強化に取り組みます。		

施策 3-1-2 避難体制の充実 消防防災課

目指す成果

災害時に安心して避難することができるよう避難所の施設改修を行い施設の充実を図るとともに、災害時要援護者、女性や乳幼児などの災害弱者のための備蓄品が整備されている。

成果指標

指標 1	避難所の改修等箇所数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1 箇所 (平成 30 年度)	1 箇所	8 箇所	6 箇所	—
説明	避難所改修箇所数と案内看板設置箇所数			
指標 2	防災備蓄品の整備率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
3. 3 % (平成 30 年度)	5. 5 %	8. 0 %	10. 0 %	12. 0 %
説明	備蓄食糧の備蓄率 【備蓄量／町全人口】			

指標 3	災害時要援護者登録者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
496 人 (平成 29 年度)	546 人	596 人	646 人	696 人
説明	—			

主な事業

事業 1	(継続) 避難所施設改修等事業
災害時要援護者、女性や乳幼児などの災害弱者に配慮した、避難所施設に改修します。また、災害発生時迅速に避難できるよう避難所案内看板を設置します。	
事業 2	(継続) 備蓄品等整備事業
大地震や台風等の大規模災害に備え、避難者が安心して避難生活をおくれるよう備蓄品等を整備します。	

主な取組

取組 1	(継続) 災害時要援護者等支援の促進
災害時要援護者登録者数を増やすとともに、地震・洪水などの際に、災害時要援護者、女性、乳幼児などの災害弱者が迅速かつ正確に避難できるよう支援に取り組んでいきます。	

施策 3-1-3 消防力の強化 消防防災課

目指す成果

町民が安心して暮らすことができるよう地域の安全を守る人材の確保や育成を行うとともに、施設等を計画的に整備することにより、火災や救急などの緊急時に迅速な対応が図られている。

成果指標

指標 1	消防団員数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
282 人 (平成 30 年度)	289 人	296 人	303 人	310 人
説明	毎年の消防団員数（機能消防団員数含む）			

指標 2	防火水槽の新設数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 基 (平成 29 年度)	—	2 基	—	2 基
説明	—			

指標 3	指導救命士数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 人 (平成 30 年度)	1 人	—	—	1 人
説明	千葉県認定指導救命士数			

指標 4	高規格救急車の更新数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 台 (平成 30 年度)	1 台	—	—	—
説明	—			

指標 5	消防ポンプ自動車の更新数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 台 (平成 30 年度)	—	—	—	1 台
説明	—			

指標 6	消防団器具庫の建替数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1 箇所 (平成 30 年度)	1 箇所	1 箇所	—	—
説明	—			

指標 7	消防団車両の更新数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1 台 (平成 30 年度)	—	1 台	1 台	—
説明	消防ポンプ自動車の更新数			

主な事業

事業 1	(新規) 消防水利整備事業
消防力の整備指針に基づき、消防水利の充足率が低い地域へ耐震性を備えた防火水槽を新設していきます。また、老朽化した防火水槽を改修します。	
事業 2	(新規) 高規格救急自動車整備事業
高規格救急車が老朽化していることから、町民の安全・安心を守るための更新整備します。	
事業 3	(新規) 消防ポンプ自動車整備事業
消防ポンプ自動車が老朽化していることから、町民の安全・安心を守るため更新整備します。	
事業 4	(継続) 消防団器具庫整備事業
消防団拠点施設の機能を維持していくため、老朽化が著しい消防団器具庫の建替えや経年劣化に伴う改修を行います。	
事業 5	(継続) 消防団車両更新事業
地域の防災活動に欠かせない消防団車両の機能を維持していくため、経過年数を勘案して車両の更新を行います。	
事業 6	(新規) 消防庁舎改修事業
消防庁舎の必要な改修を行うとともに、消防広域化に対応するため大規模改修をしていきます。	

主な取組

取組 1	(継続) 消防団員の確保促進
インターネット等を活用した消防団活動の広報や消防団員の加入環境の整備を行うとともに、従来の消防団員はもとより、機能別消防団員の人員確保に取り組んでいきます。	
取組 2	(継続) 消防職員の育成推進
救急業務全般の質を向上させるため、消防職員の教育や指導を担う指導救命士等の養成に取り組みます。	
取組 3	(継続) 消防広域化の推進
常備消防の効率化や大規模災害への対応など消防防災体制の充実強化を図るため、県や関係市との協議等を進め、消防業務の広域化に取り組んでいきます。	
取組 4	(継続) 火災予防対策の推進
住宅用火災警報器の推進により「逃げ遅れ」による死者を無くし、防火管理が必要な建物や危険物を取り扱う事業所に対する防火指導などにより、火災予防対策の推進に取り組みます。	

政策3-2 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します



(1) 現況と課題

- ◆栄町の犯罪発生状況は、平成13年の345件をピークに減少に転じ、平成29年では約2分の1まで減少はしましたが、窃盗犯が全体の7割を占め、近年では高齢者を標的とした振り込め詐欺などの特殊詐欺が問題となっています。そこで、防犯ボックス事業や防犯カメラの設置など防犯環境の整備を進めるとともに、防犯意識の高揚に取り組む必要があります。
- ◆交通事故発生状況については、平成12年の117件をピークに平成29年では36件と、約3分の1まで減少いたしました。しかしながら依然として交通事故が発生していることから、交通安全施設の整備を進めるとともに、交通安全活動団体を支援し、事故削減に向けた取り組みを行う必要があります。
- ◆高度情報通信社会の進展や消費生活のグローバル化などにより、消費生活をめぐるトラブルは多様化、複雑化しており、巧妙化する振り込め詐欺など、消費者トラブルの防止対策に取り組む必要があります。そのため、消費者生活相談の充実などを図っていく必要があります。

(2) 施策の体系

政策3-2 犯罪や事故などが起こりにくいまちづくりを推進します



(3) 施策の内容

施策3-2-1 防犯対策の推進

総務課

目指す成果

安全で安心な生活を送ることができるよう、防犯環境が整備され犯罪抑止に向けた取り組みにより、犯罪が減少している。

成果指標

指標1	犯罪認知件数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
169件 (平成29年)	115件	110件	105件	100件
説明	千葉県警察犯罪統計による1年間（暦年）に町内で発生した犯罪件数			

主な事業

事業 1	(新規) 防犯ボックス事業
町民の安全・安心な環境を整備するため、防犯ボックスを中心に防犯パトロールや啓発活動を実施するとともに、防犯活動団体と連携した活動を行います。	
事業 2	(継続) 防犯カメラ設置・管理事業
町内における犯罪の未然防止及び事故の早期解決のため、犯罪の傾向や動向を踏まえ防犯カメラを設置し適切な運用を行います。	
事業 3	(継続) 防犯灯設置・管理事業
夜間における犯罪や事故等の発生を防止するとともに、安全な通行を確保するため防犯灯の設置及び適切に管理を行います。	

主な取組

取組 1	(継続) 防犯活動の支援の推進
犯罪を未然に防ぐため、効果的な防犯対策等の情報を提供し、自主防犯意識の高揚を促すとともに、防犯活動団体が実施する防犯パトロール及び啓発活動の支援に取り組みます。	

施策 3-2-2**交通安全対策の推進**

建設課・総務課

目指す成果

町民が交通安全意識を持って交通ルールを守り、道路事情に即した安全な通行がなされるごとににより事故が減少している。

成果指標

指標 1	交通事故件数				総務課
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度	
3 6 件 (平成 2 9 年)	3 4 件	3 2 件	3 0 件	2 8 件	
説明	「千葉県警察交通事故日報」による 1 年間（暦年）に町内で発生した交通事故件数				

主な事業

事業 1	(継続) 交通安全施設整備事業	建設課
交通事故を防止するため、カーブミラーや区画線等の交通安全施設の整備を推進していきます。		

主な取組

取組 1	(継続) 交通安全活動の支援の推進	総務課
交通安全意識を高め事故を削減するため、各種啓発活動を実施するとともに、各種交通規制等の警察署への要望や交通安全活動団体への支援に取り組みます。		

施策 3-2-3

消費者保護の推進

産業課

目指す成果

トラブルに巻き込まれにくい環境を整備するため、消費者が相談しやすい体制が構築できている。

成果指標

指標 1	消費者相談件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
40 件 (平成 29 年度)	45 件	50 件	55 件	60 件
説明	消費者相談があった件数			

主な取組

取組 1	(継続) 消費者生活相談の充実	
消費生活上のトラブルなどを広く情報発信し、被害防止に努めるとともに、相談員による定期的な相談会を実施するなどして、町民の消費活動支援に取り組みます。		



基本目標4 健康で生き生きと暮らせる元気なまちをつくる

政策4-1 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります



(1) 現況と課題

- ◆生涯にわたって、身体も心も健康で、元気に暮らしていける地域づくりが求められています。そのためには、減塩や運動などによる生活習慣病の予防、重症化予防対策を図ることが必要であり、特に40歳から50歳代の生活習慣の見直しが重要となっています。また、口腔機能の低下予防の普及啓発なども必要となっています。
- ◆本町においては、がん検診、特定健診などの受診率が低い状況です。そこで、生活習慣病の早期発見・早期治療のため、特定健診・がん検診・人間ドックなどの受診率の向上に努めていく必要があります。
- ◆地域の医療資源は、病気の重症化予防や治療には欠かせないことから、休日・夜間急病診療事業の支援や救急医療機器整備補助事業など、町民の医療サービスニーズに対応した医療環境体制の充実が求められています。



スリングヨガ教室

(2) 施策の体系

政策4-1 誰もが健康で元気に暮らせる環境をつくります

施策4-1-1 疾病予防の推進

施策4-1-2 疾病の早期発見の推進

施策4-1-3 医療環境の充実

(3) 施策の内容

施策 4-1-1	疾病予防の推進	健康介護課
-----------------	----------------	--------------

目指す成果

健康寿命を延伸するため、町民が生活習慣を見直すことにより、メタボリックシンドロームに該当せず、生活習慣病が予防できる。そして、脳血管疾患や心疾患等の疾病的重症化予防が図られている。

成果指標

指標 1	メタボリックシンドローム予備群該当者の割合			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
13.00% (平成 29 年度)	12.50%	12.00%	11.50%	11.00%
説明	特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム予備群該当者になる者の割合（KDBシステム年間累計より把握）			

指標 2	高血圧値該当者の割合			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
13.70% (平成 29 年度)	13.60%	13.50%	13.40%	13.30%
説明	特定健診受診者のうち高血圧値（収縮期 140 mmHg 以上または拡張期 90 mmHg 以上）該当者の割合（栄町集団特定健診より把握）			

指標 3	朝食を抜く事が週に 3 回以上ある者の割合			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
9.00% (平成 29 年度)	8.00%	7.00%	6.00%	5.00%
説明	特定健診受診者のうち朝食を抜く事が週に 3 回以上ある者の割合（KDBシステム年間累計より把握）			

指標 4	咀しゃく機能・のみこみ機能低下のない者の割合			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
86.70% (平成 29 年度)	87.00%	87.30%	87.60%	87.90%
説明	特定健診受診者のうち「なんでも噛める」と回答した者の割合（KDBシステム年間累計より把握）			

主な事業

事業1	(継続) 生活習慣病・重症化予防教室等事業
生活習慣病及び重症化予防のため、健康教室とともに講演会や個別指導などを実施します。	
事業2	(継続) 食育推進事業
早期からの生活習慣病予防のため食育講座や健康づくり推進員による減塩等の食育活動を展開し、さらに広報等を利用し食育の普及啓発を行います。	
事業3	(継続) 口の機能低下予防事業
口の機能低下予防のため、お口のケアについて集団健診会場や広報等で普及啓発を行うとともに、成人歯科健診を実施します。	

主な取組

取組1	(継続) 健康増進計画の推進
健康寿命延伸のため、健康増進計画の各種施策について、健康づくり推進員等の協力も得て推進します。	



いきいき広場 ヨガ教室

施策 4-1-2

疾病の早期発見の推進

健康介護課

目指す成果

疾病の早期発見・早期治療のため、がん検診・人間ドック及び特定健康診査等を積極的に受診するなどの受診率が高まっている。

成果指標

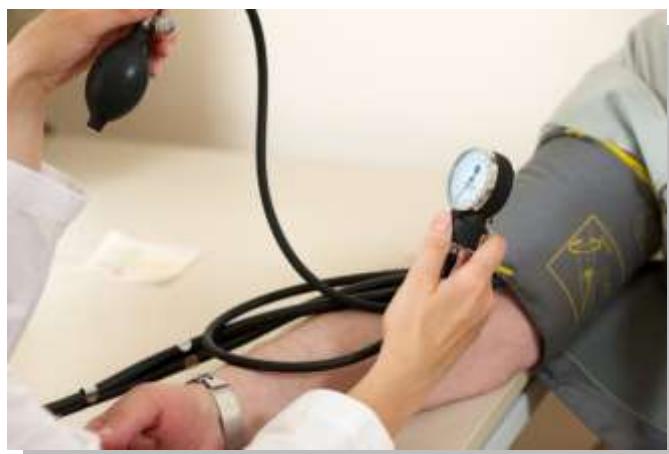
指標 1	肺がん検診受診率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
13.60% (平成 29 年度)	15.00%	16.00%	17.00%	18.00%
説明	対象者数に対する集団健診および人間ドックでの受診者数の割合（栄町がん検診より把握）			

指標 2	人間ドック受診率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
9.50% (平成 29 年度)	11.50%	12.00%	13.00%	14.00%
説明	国民健康保険被保険者に対する人間ドック受診率（栄町国民健康保険人間ドックより把握）			

指標 3	特定健診受診率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
39.10% (平成 29 年度)	44.00%	48.00%	52.00%	56.00%
説明	特定健診受診率（KDBシステム年間累計より把握）			

主な事業

事業 1	(継続) がん検診事業
がんの早期発見・早期治療のために、肺・胃・大腸・子宮・乳がん検診などを実施します。	
事業 2	(継続) 人間ドック事業
疾病の早期発見・早期治療のため、短期人間ドックの助成をします。	
事業 3	(継続) 特定健康診査事業
生活習慣病の早期発見のため、特定健康診査を実施します。	
事業 4	(継続) 骨粗しょう症検診・肝炎検診事業
骨粗しょう症及び肝炎の早期発見・早期治療のため、骨粗しょう検診・肝炎検診を実施します。	
事業 5	(継続) 結核検診事業
結核の早期発見のため、結核検診を実施します。	



施策 4-1-3

医療環境の充実

健康介護課

目指す成果

早期治療により疾病の重症化を予防するため、休日・夜間などにおける急病に対する受診体制が確保されている。

成果指標

指標 1	休日・夜間診療所受診者数の割合			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
5.90% (平成 29 年度)	6.70%	7.00%	7.10%	7.20%
説明	休日・夜間に初期救急医療を受診した割合（成田市急病診療所・小児初期診療所より把握）			

主な事業

事業 1	(継続) 休日・夜間急病診療支援事業
休日や夜間における急病の受診に対応するために、成田市急病診療所及び印旛市郡小児初期急病診療所の運営費について支援します。	

事業 2	(継続) 救急医療機器整備補助事業
三次救急医療センターである成田赤十字病院が整備する救急医療機器に対し、補助して行きます。	

主な取組

取組 1	(新規) 町内の医療機関に無い診療科目の誘致促進
医療資源が全国的に乏しい中においても、町民からのニーズに対応するため、小児科等の診療科目の誘致に取り組んで行きます。	

政策4-2 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します

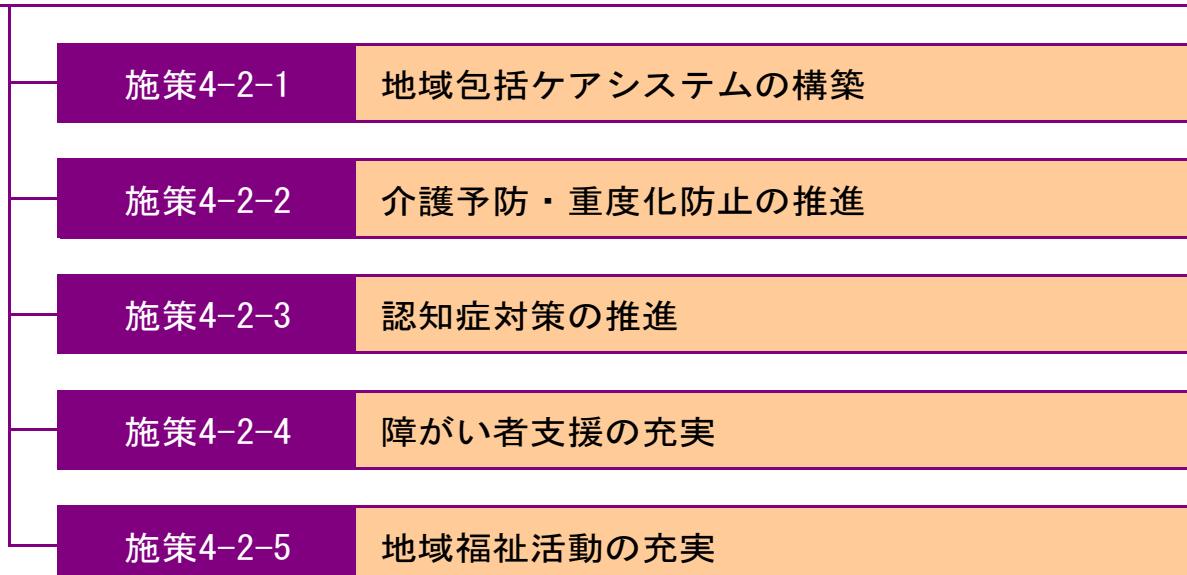
(1) 現況と課題



- ◆本町では急速な高齢化の進展に伴い、医療や介護を必要とする方の増加が予想されています。そのため、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。
- ◆本町においては、高齢者の増加とともに要介護認定者数は増加傾向にあります。そのため、介護予防・生活支援サービス事業や高齢者の生きがいづくり支援の推進、地域介護予防活動の支援の充実などに取り組む必要があります。
- ◆65歳以上の高齢者の15%、85歳以上では25%が認知症を発症していると言われており、本町においては1,000人以上の方に認知機能の低下があると推定されます。そのため、認知症初期集中支援チームの充実、認知症サポーター養成事業や認知症高齢者見守り支援の充実などに取り組む必要があります。
- ◆難病患者など障がい者の範囲が拡大されたことなどにより障がい者が増加傾向にあります。また、障がい者の高齢化に伴う障がいの重度化及び様々な社会的問題を抱える家庭が増加しています。そのため、各種障害福祉サービスを提供するとともに、サービス提供体制の質と量を確保していく必要があります。
- ◆心の健康に不安や悩みを抱える方が増えています。そのため、町民が気軽に相談ができる場所としての心の相談ほっとスペース事業を推進していくことにより、不安などを早期解決に導く必要があります。
- ◆身近な地域で生活上の問題や悩みなどを気軽に相談できる体制の整備など地域福祉の充実が求められています。そこで、地域福祉の中核である社会福祉協議会の体制強化、民生・児童委員の活動支援や更生保護活動を推進するとともに、生活困窮者に対する相談体制の構築などに取り組む必要があります。

(2) 施策の体系

政策4-2 誰もが生き生きと暮らせるよう地域福祉を推進します



(3) 施策の内容

施策 4-2-1

地域包括ケアシステムの構築

健康介護課

目指す成果

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムが推進され、一人ひとりにあった福祉・介護サービスの利用や地域の支援等が提供されている。

成果指標

指標 1	地域ケア会議の支援検討件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
14 件 (平成 29 年度)	18 件	20 件	22 件	24 件
説明	個別地域ケア会議において事例検討・協議を行った件数（実人数）			

指標 2	高齢者等の相談件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1,171 件 (平成 29 年度)	1,800 件	2,000 件	2,100 件	2,200 件
説明	地域包括支援センター、在宅介護支援センター、医療介護サポートセンター等での相談対応件数			

指標 3	緊急通報装置の設置数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
69 台 (平成 29 年度)	85 台	91 台	96 台	102 台
説明	各年度の緊急通報装置数			

主な事業

事業 1	(継続) 地域包括支援センター事業
地域高齢者の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うため、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する機関として、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを設置・運営します。	

事業 2	(継續) 高齢者緊急通報装置貸与事業
一人暮らしの高齢者が、急病や災害等の緊急時において迅速かつ適切に対応でき、高齢者の安全・安心を図るため、独居の高齢者に緊急通報装置を貸与します。	

事業 3	(継続) 介護職員初任者研修事業
高齢化の急速な進展に伴い介護を必要とする高齢者が増加する一方で、介護に従事する人材が不足しているため、介護職員初任者研修を実施し、介護サービスに従事する人材の育成・確保を図ります。	

主な取組

取組 1	(継続) 地域ケア会議の推進
医療や福祉関係者等との協働による高齢者の支援の充実とそれを支える地域の基盤づくりのため、関係者や専門職によって一人一人の高齢者の支援を協議する「地域ケア会議」を推進します。	

取組 2	(継続) 医療介護連携の推進
地域において医療・介護が一体的に提供できるよう、関係機関が連携し、協働による包括的かつ継続的な医療・介護が提供されるための基盤整備を推進していきます。	

施策 4-2-2 介護予防・重度化防止の推進 健康介護課

目指す成果

高齢者が生き生きと暮らし続けるために、高齢者へ予防サービスを適切に提供することや高齢者主体の介護予防活動を実施することで、介護予防・重度化防止が推進されている。

成果指標

指標 1	要介護・要支援認定率			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
10. 90% (平成 2 9 年度)	11. 70%	12. 10%	13. 90%	15. 60%
説明	第 1 号被保険者のうち、要介護・要支援の認定を受けている割合 【介護保険事業計画】			

指標 2	地域介護予防活動補助団体数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
1 9 団体 (平成 2 9 年度)	2 3 団体	2 5 団体	2 8 団体	3 0 団体
説明	地域介護予防活動補助の活用団体数 【毎年の地域介護予防活動補助を活用する団体数】			

主な事業

事業 1	(継続) 介護予防・生活支援サービス事業
要介護状態の予防と自立に向けた支援や多様で柔軟な生活支援のある地域づくりを推進するため、訪問・通所サービス等を実施します。	

主な取組

取組 1	(継続) 高齢者の生きがいづくり支援の推進
老人クラブ事業やシルバー人材センターへの補助を行うなど、高齢者の生きがいづくりの支援に取り組みます。	
取組 2	(継続) 地域介護予防活動の支援
地域で介護予防活動を行う住民主体の団体に対する支援や、地域のリハビリテーションに関係する専門職の活動等を支援することにより、地域における介護予防活動の充実を図っていきます。	

施策 4-2-3

認知症対策の推進

健康介護課

目指す成果

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症を早期に発見し、診断につなぐ支援の推進を継続するとともに、認知症の相談支援体制を充実が図られている。

成果指標

指標 1	認知症初期集中支援件数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
3 件 (平成 2 9 年度)	5 件	6 件	7 件	8 件
説明	認知症初期集中支援実施件数 【認知症初期集中支援チームによる年間支援件数】			

指標 2	認知症サポーターの延人数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
1, 954 人 (平成 2 9 年度)	2, 250 人	2, 500 人	2, 600 人	2, 700 人
説明	認知症サポーター累計数 【認知症サポーター養成講座受講延人数】			

主な事業

事業1	(継続) 認知症初期集中支援チームの充実
医療機関や地域包括支援センターとの連携のもと、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を充実させ、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。	

事業2	(継続) 認知症サポーター養成事業
認知症の方やその家族が安心して暮らし続けることができるよう、地域住民等が認知症に関する正しい知識を持ち、認知症やその家族をあたたかく見守り支援する「認知症サポーター」を養成します。	

主な取組

取組1	(継続) 認知症普及啓発の推進
認知症に関する正しい知識等を地域に広く普及するため、認知症地域支援推進員が中心となり、地域住民や医療・介護関係者等に対する研修や、ケアパスの普及、認知症カフェ等の普及啓発に取り組んで行きます。	

取組2	(継続) 認知症高齢者見守り支援の推進
見守りSOSネットワークや徘徊高齢者探知機の貸出、徘徊高齢者発見システムの利用等により、高齢者を日頃から地域で見守る体制を構築していきます。	

施策4-2-4**障がい者支援の充実****福祉・子ども課****目指す成果**

当事者やその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるように、障がいのある方に対する支援やサービスが提供されている。

成果指標

指標1	障がい福祉サービスを利用した延べ利用人数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
2,486人 (平成29年度)	2,600人	2,650人	2,700人	2,750人
説明	各サービスを利用した方の延べ人数			

指標 2	障がい者相談件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
4,009 件 (平成 29 年度)	4,100 件	4,150 件	4,200 件	4,250 件
説明	一般相談及び基幹相談支援センター等の延べ相談件数			

指標 3	障がい者の就労支援による一般就労移行人数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1人 (平成 29 年度)	1 人	1 人	2 人	2 人
説明	障がい者が就労支援サービス等を利用して一般就労した人数			

指標 4	心の相談ほっとスペースにおける参加者の満足度			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
— (平成一年度)	80%	82%	84%	85%
説明	毎月参加者へ行うアンケートにおける「満足」または「やや満足」の割合			

主な事業

事業 1	(拡充) 障がい福祉サービス提供事業
障がいのある方やその家族が自立した生活ができるように、施設入所、居宅介護及び就労支援サービスや障がい児通所サービスを提供します。	

事業 2	(新規) 基幹相談支援センター設置事業
365 日、24 時間の緊急対応や緊急保護等にも対応できる基幹相談支援センターを設置しています。	

事業 3	(継続) 生活支援用具給付事業
障がい者の生活支援に必要なストマ用具、紙おむつ、義足や補聴器などの日常生活用品等の給付を行います。	

事業 4	(継続) 重度心身障がい者（児）医療費助成事業
重度の療育手帳所持者及び身体障害者手帳所持者に対して、医療費等の助成を行います。	

事業 5	(継続) 障がい者就労支援事業
駅前清掃事業を町内の障がい者就労支援事業所に委託するとともに、障がい者が就労継続支援事業所等に通所する際の交通費を補助するなど、障がい者の就労を支援します。	
事業 6	(継続) 心の相談ほっとスペース事業
町民が心の健康に関して気軽に相談できる場所として、心の相談ほっとスペース事業を実施します。	
事業 7	(継続) 障がい者計画等策定事業
障がい者施策の推進や障がい福祉サービス等の目標値を定めた第5次障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定します。	

主な取組

取組 1	(新規) 医療的ケア児の支援の充実
医療従事者や相談支援事業所などの関係者の協議の場を設置し、定期的に会議を開催するなど、医療的ケア児の支援を充実していきます。	

施策 4-2-5 地域福祉活動の充実 福祉・子ども課

目指す成果

生活困窮やその他の生活上の問題を抱えたときに、身近な地域で気軽に相談等ができる体制がでできている。また、地域福祉活動関係団体と連携することで、地域福祉活動が活発となっている。

成果指標

指標 1	民生委員・児童委員の年間活動回数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
784 件 (平成 29 年度)	800 件	810 件	820 件	830 件
説明	地域での支えあい、助け合いを図る指標として、民生・児童委員の年間の活動件数			

指標 2	生活困窮・生活保護相談の支援件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
28 件 (平成 29 年度)	32 件	34 件	36 件	38 件
説明	生活困窮や生活保護の相談から生活保護の申請を行うなど、具体的な支援が行われた件数			

主な事業

事業 1	(継続) 社会福祉協議会運営補助事業
町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、栄町社会福祉協議会の活動が活発化するよう支援します。	
事業 2	(新規) 地域福祉計画策定事業
地域福祉を推進するため、地域の実情に応じた目標等を定めた、地域福祉計画を策定します。	
事業 3	(継続) 民生・児童委員活動支援事業
町民と町とのつなぎ役としての民生委員・児童委員が行う町民からの相談等の活動を支援します。	
事業 4	(継続) 福祉タクシー利用助成事業
移動困難な高齢者や障がい者に対して、移動手段を確保するとともに経済的な負担の軽減を図るために、福祉タクシー利用券を交付します。	

主な取組

取組 1	(継続) 生活困窮者相談の推進
社会福祉協議会等と連携して必要な福祉サービスの提供や生活保護の申請を速やかに行うなど、生活困窮者に対しての相談に取り組みます。	
取組 2	(継続) 更生保護活動の推進
犯罪のない明るい地域社会づくりを進めるため、保護司や更生保護女性会が行なう更生保護活動を支援します。	
取組 3	(拡充) 成年後見制度の利用促進
虐待などの権利の侵害や認知症等により物事を判断する能力が十分でない方に対して、成年後見制度の利用促進に取り組みます。	

政策4-3 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます

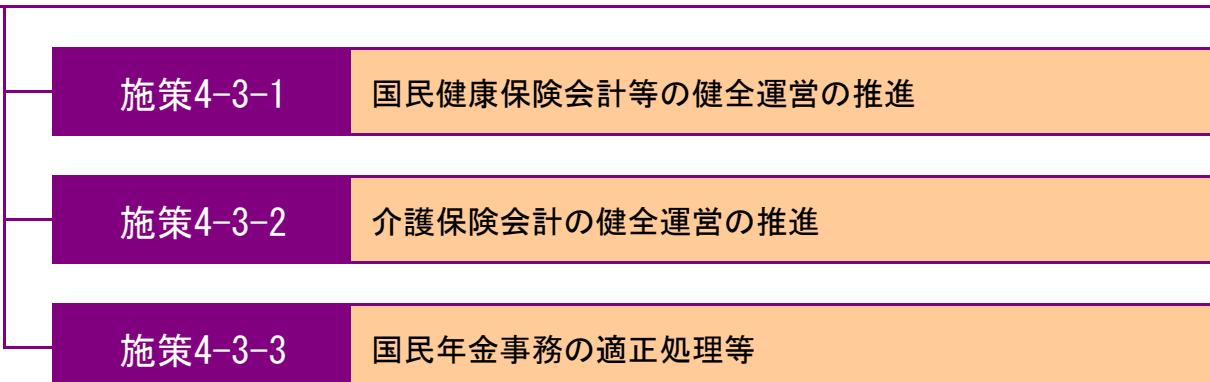


(1) 現況と課題

- ◆急速に高齢化が進んでいる中にあって、安心して医療を受けられるよう、国民健康保険制度等は町民にとって欠かせない制度となっています。そのため、国民健康保険会計の健全な運営や国民健康保険税の収納率の向上、後期高齢者医療制度の適正な執行などが求められています。
- ◆本町は、要介護認定率は低いものの、認定者一人あたりの給付費は高い傾向にあり、今後も介護給付費が年々増加していくことが予想されます。そこで、介護保険制度を持続可能なものとしていくために、計画的な介護保険事業の運営、介護サービスの適正利用、保険料等の財源確保、介護予防活動の支援などが求められています。
- ◆国民年金制度については、町民と国とのつなぎ役として、窓口事務の適正な処理等が求められています。

(2) 施策の体系

政策4-3 社会保障制度の適正かつ健全な運営に努めます



(3) 施策の内容

施策 4-3-1

国民健康保険会計等の健全運営の推進

住民課

目指す成果

町民が国民健康保険制度等を理解し、自主的に国民健康保険税等を納付するとともに、適正な医療受診に努めていることにより、国民健康保険会計等が健全に運営できている。

成果指標

指標 1	国民健康保険税の水準			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円 (平成 29 年度)	所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円	所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円	所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円	所得割 10.2% 均等割 43,000円 平等割 27,000円
説明	国民健康保険税基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合計税率			

指標 2	国民健康保険税の収納率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
現年分 94.43% 過年分 13.70% (平成 29 年度)	現年分 95.00% 過年分 13.90%	現年分 95.25% 過年分 14.00%	現年分 95.50% 過年分 14.10%	現年分 95.75% 過年分 14.20%
説明	国民健康保険税の現年分と過年分の収納率			

主な取組

取組 1	(継続) 国民健康保険会計の健全運営の推進
町民の健康増進を図るとともに、適確な国民健康保険税の確保とルールにのっとった国民健康保険会計への繰出しを行うことにより、国民健康保険会計の健全運営の推進に取り組みます。	

取組 2	(継続) 国民健康保険税収納率の向上
国民健康保険税について、口座振替納付の促進や短期被保険者証の交付などにより年度内収納を推進するとともに、滞納整理事務を充実し、収納率の向上に取り組みます。	

取組 3	(継続) 後期高齢者医療制度の適正執行
75歳以上の高齢者が安心して医療を受けられるよう、ルールにのっとった医療費負担や後期高齢者医療会計への繰出しを行うことにより、後期高齢者医療制度の適正な執行に取り組みます。	

施策 4-3-2

介護保険会計の健全運営の推進

健康介護課

目指す成果

介護会計が持続可能に維持され、健全な財政運営が図られるよう、町民が介護保険制度を理解し、介護保険料を納付すると共に、適正な介護認定及び給付が行われている。

成果指標

指標 1	介護保険料の水準			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
4, 691 円 (平成 29 年度)	4, 457 円	4, 457 円	4, 457 円	4, 457 円
説明	保険料の基準額（第 5 段階）【介護保険事業計画】			

指標 2	介護保険料の収納率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
現年分 99.30% 過年分 26.24% (平成 29 年度)	現年分 99.40% 過年分 26.40%	現年分 99.45% 過年分 26.50%	現年分 99.50% 過年分 26.60%	現年分 99.55% 過年分 26.70%
説明	介護保険料の現年分と過年分の収納率			

主な事業

事業 1	(継続) 第 8 期介護保険事業計画策定事業
高齢者の課題やニーズを把握し、給付実績等の分析、介護保険サービスの見込量、介護保険料の設定等を内容とする栄町高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画を策定します。	

事業 2	(継続) 要介護・要支援認定事業
介護保険認定申請者が、審査結果の要介護度に適合した介護保険サービスが利用できるように、適正に認定調査及び審査判定を行います。	

主な取組

取組 1	(継続) 収納対策の推進
65 歳以上の介護保険料を所得段階に応じ適正に賦課すると共に、介護保険サービス利用者の介護給付費の財源とするため、介護保険料を適切に徴収し、介護保険会計の健全運営に取り組みます。	

取組 2	(継続) 地域介護予防活動の支援【4-2-2 再掲】
地域で介護予防活動を行う住民主体の団体に対する支援や、地域のリハビリテーションに関する専門職の活動等を支援することにより、地域における介護予防活動の充実を図っていきます。	

施策 4-3-3

国民年金事務の適正処理等

住民課

目指す成果

町民が国民年金制度を理解しているとともに、国民年金事務が適正に行われ、相談しやすい体制になっていることにより、町民が必要な手続を行うことができている。

成果指標

指標 1	年金相談に関する苦情等の件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 件 (平成 29 年度)	0 件	0 件	0 件	0 件
説明	国民年金制度に関する不十分な説明に起因する苦情等の件数			

主な取組

取組 1	(継続) 国民年金窓口事務の適正処理等の推進
国民年金の手続について分かりやすく説明するとともに、適切で迅速な事務処理に努め、国民年金窓口事務の適正処理等の推進に取り組みます。	



基本目標5 産業が活性化し賑わいのある元気なまちをつくる

政策5-1 魅力ある元気な農業の振興を推進します

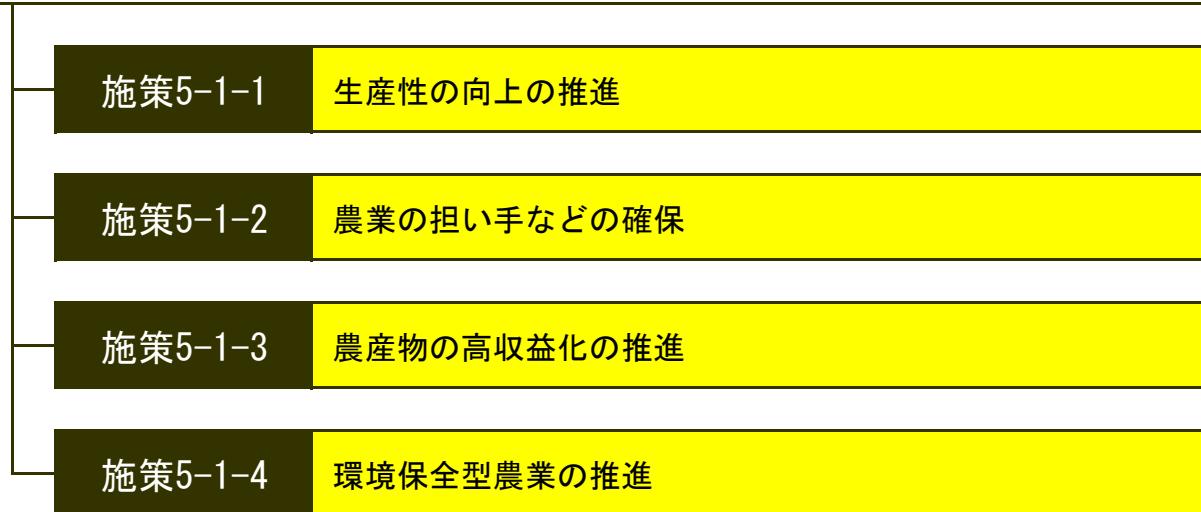
(1) 現況と課題



- ◆ 農地の集約化などによる効率的な農業経営による生産力の向上が求められています。そのため、は場整備事業による農地の大区画化や機械設備の導入による省力化、また、土地改良施設等の修繕・更新による長寿命化など、生産基盤を整備することによって、生産性の向上を図っていく必要があります。
- ◆ 若者の農業離れや農業従事者の高齢化等を背景に、農家数や農業生産額などが減少傾向にあり、将来の農業の担い手を確保することが求められています。そのため、新規就農者や認定農業者に対して総合的な支援を行うとともに、農地の利用集積を図っていく必要があります。
- ◆ 恒常的な米価の低迷が懸念される中、町の主要産業である農業の振興を図るためにには、農業による所得の向上を図ることが求められています。そのため、高収益作物の栽培や特産品の黒大豆の6次産業化の推進や農産物のブランド化を推進するとともに、販路の拡大と効率的な農業経営による所得の向上を図る必要があります。
- ◆ 消費者などからは、食の安全・安心が求められています。そのためには、無農薬や減農薬などの環境保全型農業を推進していく必要があります。

(2) 施策の体系

政策5-1 魅力ある元気な農業の振興を推進します



(3) 施策の内容

施策 5-1-1

生産性の向上の推進

産業課

目指す成果

農地の利用環境の改善や農業用施設などが適切に維持更新され、農業生産性が向上している。

成果指標

指標 1	農作物の出荷額			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1,730,000 千円 (平成 29 年度)	1,764,600 千円	1,781,900 千円	1,799,200 千円	1,816,500 千円
説明	水稻、黒大豆、イチゴ及び直売所の販売額			

指標 2	新たな基盤整備事業採択数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 件 (平成 30 年度)	0 件	1 件	2 件	3 件
説明	国から受けた新たな基盤整備事業の採択延べ数			

指標 3	遊休農地の解消面積			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
2.2 ha (平成 29 年度)	2.3 ha	2.4 ha	2.5 ha	2.6 ha
説明	遊休農地が解消された面積			



田植え

主な事業

事業 1	(継続) 土地改良施設等整備推進事業
農産物の生産性向上を図るため、ほ場の大区画化・汎用化を推進します。また、老朽化が進む既存施設については計画的な修繕や更新により各施設の長寿命化を推進します。	
事業 2	(継続) 飼料用米等拡大事業
水田における農業経営の安定化と生産力を確保するため、主食用米の需給調整と併せて飼料用米等の新規需要米や大豆等の作付を推進します。	
事業 3	(継続) 農業振興地域整備計画策定事業
地域農業の発展を図るため、町の総合計画や都市計画マスタープランなどに定める土地利用構想との整合を図り、優良な農用地を確保して、農業振興に関する施策を計画的に推進します。	
事業 4	(継続) 生産性向上設備導入支援事業
生産力や収益性を向上させるため、強い農業・担い手づくり総合支援事業や、ちばの園芸次世代産地整備支援事業などの補助金を活用して、生産体制の構築や省力機械・苺ハウス等の農業施設の整備を支援します。	

主な取組

取組 1	(継続) 遊休農地活用の促進
遊休農地の定期的な調査や指導を行い、遊休農地化が進行している農地の活用を推進します。	



どらまめ収穫（オーナー制）

施策 5-1-2

農業の担い手などの確保

産業課

目指す成果

新規就農者の発掘・定着や農業法人などの農業後継者を育成することにより、将来の農業の担い手が確保されるとともに、担い手農家へ農地の集積・集約化が進んでいる。

成果指標

指標 1	新たに認定新規就農者に認定される農業者数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
5 人 (平成 3 0 年度)	6 人	7 人	8 人	9 人
説明	新たに認定新規就農者に認定される延べ農業者数			

指標 2	新たに認定農業者に認定される農業者数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
4 1 人 (平成 3 0 年度)	4 3 人	4 5 人	4 7 人	4 9 人
説明	新たに認定農家に認定される延べ農業者数			

指標 3	農地の利用集積面積			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
5 0 3 h a (平成 2 9 年度)	5 6 5 h a	6 2 0 h a	6 7 5 h a	7 3 0 h a
説明	栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、担い手に集積された農地の延べ面積			

主な事業

事業 1	(継続) 担い手への農地利用集積事業
農地中間管理事業を活用して、貸付希望農地の掘り起こしを推進するとともに、意欲ある経営者に対し計画的に農地の利用集積を図ります。	
事業 2	(継続) 農業経営基盤強化事業
農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者や新規就農者を認定し、これらの者に対して総合的な支援を図ります。	
事業 3	(新規) 新規就農者育成事業
新規就農者等の発掘と育成を図り、安定した経営が持続できるよう支援します。	
事業 4	(拡充) 認定農業者育成事業
認定農業者の発掘と育成を図り、安定した経営が持続できるよう支援します。	

施策 5-1-3

農産物の高収益化の推進

産業課

目指す成果

農産物の高収益化が図られ、農業者の所得が向上するよう面積拡大等をおこない、農産物のブランド化や6次産業化が推進される。

成果指標

指標 1	高収益作物の栽培に取り組んでいる農業者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
22 人 (平成 29 年度)	24 人	26 人	28 人	30 人
説明	千葉県産地パワーアップ推進品目（7品目）+黒大豆、イチゴ、花卉の計10品目の栽培に取り組む認定農業者及び認定新規就農者の延べ人数			
指標 2	6次産業化品目数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
15 品 (平成 30 年度)	16 品	17 品	18 品	19 品
説明	米、黒大豆、イチゴ等の6次産業化による加工品の延べ数			

指標 3	黒豆（どらまめ）の生産面積			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
16.7 ha (平成 30 年度)	17.2 ha	17.7 ha	18.2 ha	18.7 ha
説明	各生産者の黒豆（どらまめ）の生産面積			

主な事業

事業 1	(継続) 特產品の6次産業化推進事業	
農産物などの地域資源を活用した6次産業化や農業と商工業の連携などにより、加工品に適した作物の栽培や、新商品の開発、販路の開拓の他、加工販売施設の整備などの取組みを支援します。		

事業 2	(継続) 農産物ブランド化事業	
農業生産者の所得向上を図るため、黒大豆や米などの地域農産物の「ブランド化」に努め、付加価値を高めます。また、農産物の販路拡大や「ブランド化農産物」と観光施策の連携により地域の活性化を進めます。		

事業 3	(継続) 黒大豆を活用した地域経済活性化事業 ★総合戦略	
特產品「黒大豆」の生産・販売の拡大を図ることで、雇用の増加や販売額の増加に繋げ、地域経済の活性化を図ります。		

事業 4	(新規) 道の駅設置推進事業	
地域の農業者の所得の向上や、就業の場の確保、更には、地域の活性化などを目指した「道の駅」の設置を推進します。		

事業 5	(新規) 農村活性化計画策定事業	
地域住民の就業の場の創出や、農業者などの所得の向上などを目指した農村活性化計画を策定していきます。		

主な取組

取組 1	(継続) 地産地消の促進	
農業者の安定した所得を保つため、農産物直売所の支援を図るとともに、町内事業所などでの地場農産品の利用を促進し、地元での消費拡大に取り組みます。		

施策 5-1-4

環境保全型農業の推進

産業課

目指す成果

「環境にやさしい農業」が推進されるとともに、食の安全・安心が確保されるよう、無農薬や減農薬などにより農地や農産物への環境負荷が軽減され生産環境も良くなる。

成果指標

指標 1	環境負荷の軽減に取り組んでいる農業者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
15 人 (平成 29 年度)	22 人	24 人	26 人	28 人
説明	エコファーマー、ちばエコ、有機JAS、ちばGAPの取組に関する認証を受けた農業者数			

指標 2	多面的機能支払制度活用組織数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
7 組織 (平成 30 年度)	8 組織	9 組織	10 組織	11 組織
説明	多面的機能支払制度を活用した取組をする組織数			

主な事業

事業 1	(継続) 有機農業支援事業
無農薬、減農薬栽培による農産物の栽培や環境に配慮した農業用機械の導入を促進し、安全で安心な農産物の生産を行う農業者を支援します。	
事業 2	(継続) 農地多面的機能交付金事業
農業が有する、自然環境の保全や良好な景観形成等の多面的機能を維持するため、地域が行う共同活動を、多面的機能支払制度を活用して支援します。	

政策5-2 活力と賑わいのある商業の振興を推進します

(1) 現況と課題



- ◆まちの賑わいや経済の活性化を図るために、既存小売業など商業の活性化が求められています。そのため、商工会の活動支援や中小企業への資金融資や生産性向上の支援、また、創業や起業支援、相談体制などを充実していく必要があります。
- ◆まちの賑わいを創出するためには、新たな企業等の創業や起業の推進が求められています。そのため、町内での創業等を後押しする相談体制や補助制度を充実させるとともに、後継者不足等により廃業する中小企業を減らすための事業継承を促進する必要があります。
- ◆旧商店街においては立地条件や後継者不足、さらには近隣市町への大型ショッピングセンター等の進出の影響もあって、規模縮小や廃業する商店も見られます。そのため、商工会と連携を一層強化するなど、買い物環境の整備の他にも、イベントを開催するなど賑わいの創出が求められています。



産業まつり



少子化克服なべまつり

(2) 施策の体系

政策5-2 活力と賑わいのある商業の振興を推進します

施策5-2-1 中小企業の経営基盤強化の支援

施策5-2-2 創業・起業・事業継承の支援

施策5-2-3 まちなか商店の活性化の推進

(3) 施策の内容

施策 5-2-1	中小企業の経営基盤強化の支援	産業課
----------	----------------	-----

目指す成果

商工会と連携して、充実した支援をすることにより、中小企業及び小規模事業者の経営力が向上している。

成果指標

指標 1	国・県の各種補助制度等の活用件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 件 (平成 29 年度)	1 件	3 件	5 件	7 件
説明	国・県の各種補助制度等の活用延べ件数			

指標 2	小売業の年間商品販売額			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
28,802百万円 (平成 28 年度)	—	28,850百万円	—	28,900百万円
説明	経済センサス統計による小売業年間商品販売額			

主な事業

事業 1	(継続) 商工会活動支援事業
栄町商工会が実施する既存商業経営改善普及事業および地域活性化を図るための地域総合振興事業に対し補助を行います。	

事業 2	(継続) 中小企業資金融資支援事業
経営の安定化のために、中小企業に対し、設備投資や運転資金などの事業資金の支援や償還利子への利子補給を行います。	

主な取組

取組 1	(継続) 中小企業の生産性向上支援の推進
IT や業務の効率化を図る先端設備などを導入する取組に対し、国・県の助成制度等を周知し、中小企業者の生産性向上の推進に取り組みます。	

施策 5-2-2

創業・起業・事業継承の支援

産業課

目指す成果

商工会と連携した各種支援制度や相談体制が充実していることで、起業や創業、事業継承する事業者が増加している。

成果指標

指標 1	栄町創業支援補助金制度利用件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 件 (平成 29 年度)	1 件	2 件	3 件	4 件
説明	栄町創業支援補助金制度の申請延べ件数			

指標 2	創業・起業・事業継承件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
7 件 (平成 29 年度)	10 件	20 件	30 件	40 件
説明	町内で設立（変更）の届出がされた延べ件数			

主な事業

事業 1	(継続) 栄町創業支援補助事業
町内での創業や起業を推進するため、事業所の借入費用や、設備の整備費などの資金の一部補助を行います。	

主な取組

取組 1	(継続) 創業・起業等の相談窓口等の充実
町内での創業や起業を推進するために、商工会と連携して、国や県等の補助制度の活用を促進する創業セミナーの開催や、創業・起業等の相談窓口の充実を図ります。	

施策 5-2-3

まちなか商店の活性化の推進

産業課

目指す成果

がんばる商店応援補助金を商工会と連携して支援することにより、新規加入者が増加し、町内商店が活性化するための機能が整備されている。

成果指標

指標名 1	商工会の新規加入件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
4 件 (平成 30 年度)	5 件	10 件	15 件	20 件
説明	栄町の商工会新規加入延べ件数			

主な事業

事業 1	(新規) がんばる商店応援補助事業
町内の空き店舗等を活用した事業の拡大や、買い物環境の整備のための経費の一部を商工会を通じて助成します。	

事業 2	(新規) イベント広場の整備事業
まちなか商店への誘客の促進と賑わいの創出を図るために、旧役場庁舎の跡地を多目的に利用できる広場として整備していきます。	

政策5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します

(1) 現況と課題



- ◆町の賑わいや活気を高めるためには、町に訪れる交流人口の増加が求められています。そのため、町内外から高い集客性のあるリバーサイド・フェスティバルの更なる充実や、町の観光資源を活用したプロモーションの推進など、多くの観光客を呼び込むための取組みが必要です。
- ◆成田空港の更なる機能強化によって、日本を訪れる外国人観光客の増加が見込まれています。そのため、これをチャンスと捉え、房総のむらやコスプレの館をはじめ、町の各種観光資源を活かした外国人観光客を誘客する取組みが必要となっています。また、房総のむら周辺開発にもチャレンジしていく必要があります。
- ◆町の観光の広がりと推進を図るためには、計画づくりが求められています。そのため、町の観光振興の指針となる観光基本計画を策定して、一層の観光振興を図っていく必要があります。



SAKAE リバーサイド・フェスティバル



コスプレの館で遊ぶ子ども忍者

(2) 施策の体系

政策5-3 地域資源を活かした観光の振興を推進します

施策5-3-1 観光資源やイベントを活用した交流人口の増加

施策5-3-2 成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進

(3) 施策の内容

施策 5-3-1	観光資源やイベントを活用した交流人口の増加	産業課
----------	-----------------------	-----

目指す成果

町に賑わいと活気が生まれるよう、町内の歴史・自然などの観光資源やイベントに多くの観光客が町を訪れている。

成果指標

指標 1	観光客総入込数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
490 千人 (平成 29 年度)	500 千人	510 千人	505 千人	510 千人
説明	千葉県観光入込調査による年間観光入込客数			

指標 2	リバーサイドフェスティバル来場者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
60 千人 (平成 30 年度)	61 千人	62 千人	63 千人	64 千人
説明	各年度のリバーサイドフェスティバルの来場者数			

主な事業

事業 1	(新規) 観光基本計画策定事業
成田空港から近いという利点を活かした、町の観光振興の指針となる計画を策定します。	

事業 2	(継続) リバーサイドフェスティバル事業
町の元気づくりの一環として町内外から集客できるイベントである、花火大会やダンスコンテスト、河川イベントなどで構成する『さかえリバーサイドフェスティバル』を実施します。	

事業 3	(継続) 観光プロモーション推進事業
観光資源の活用と地域の連携によって交流人口を増加させ、経済の活性化を図るために、豊かな自然や文化財などの観光資源やイメージキャラクター「ドラム」などを活用した観光プロモーションを推進します。	

事業 4	(拡充) 観光案内板等整備事業
観光ルートを整備するとともに、ドラムの里や寺社などの観光資源へ誘客するために外国人観光客にも配慮した観光案内板を整備します。	

施策 5-3-2

成田空港から近い利点を生かした国際観光の推進

産業課・生涯学習課

目指す成果

日本に訪れる外国人観光客に対し、コスプレや相撲などを通じて様々な日本の文化に触れる機会を提供することにより、多くの外国人観光客の誘致及び地域経済の活性化が図られている。

成果指標

指標 1	外国人観光客数				産業課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
6,900 人 (平成 29 年度)	8,000 人	8,500 人	8,400 人	8,600 人	
説明	千葉県観光入込調査による年間観光入込客数のうち外国人観光客数				

主な事業

事業 1	(継続) 観光情報発信事業	産業課
交流人口の増加を図る為に、観光案内所としての機能を充実させると共に、サイトなどを活用して国内外へ町の観光情報を効果的に発信していきます。		

事業 2	(継続) コスプレを活用した地域経済活性化事業 ★総合戦略	産業課
コスプレの利用客を増加させるために情報発信や交通アクセスの向上などを図ると共に、コスプレ関連商品の販売等を行い、地域経済の活性化と、事業の充実を図ります。		

事業 3	(継続) 相撲を活用した外国人観光客誘客事業 ★総合戦略	生涯学習課
日本に訪れる外国人観光客に対し、「見る相撲」、「知る相撲」、「食べる相撲」、「体験する相撲」など、相撲を通じて様々な日本の文化に触れる機会を提供することにより、外国人観光客の誘致及び地域経済の活性化を図ります。		

主な取組

取組 1	(拡充) ドラムの里の充実	産業課
観光客などの増加を図る為、物産館やレストラン、交流館、コスプレの館、情報館などの充実を図ります。		

取組 2	(新規) 房総のむら周辺の観光開発の促進	産業課
房総のむら周辺に宿泊施設や温泉施設及びレジャー施設や飲食店などの誘致を銀行や民間企業に働きかけるなど、開発の促進に取り組みます。		

政策5-4 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます

(1) 現況と課題



- ◆町税が年々減少するとともに、町の昼夜間人口比率は、県内で一番低くなっています。そのため、現在、矢口工業団地の第1期拡張工事を進めていますが、今後も規模拡張や、新たに進出を希望する企業のニーズに応じた更なる拡張に取り組むなど、町民の就業機会の拡大と税源のかん養を図っていく必要があります。
- ◆成田空港の更なる機能強化によって、流通系の企業など、新たな企業が町に進出してくる機会が生じているといえます。そのため、国道356号沿線などへのこれら企業の誘致について検討していく必要があります。
- ◆雇用機会の増加などの支援策など、既存企業の振興を推進することが求められています。そのため、公的機関と連携して行う就労相談支援や既存工業団地の活性化、また、町の経済を牽引する企業への支援を強化する必要があります。



(2) 施策の体系

政策5-4 新たな企業立地を推進し産業を活性化させます

施策5-4-1 矢口工業団地の拡張の推進

施策5-4-2 企業誘致等の推進

施策5-4-3 既存企業の振興の推進

(3) 施策の内容

施策 5-4-1

矢口工業団地の拡張の推進

産業課

目指す成果

矢口工業団地を拡張することにより、工場等が建設され、税収入や雇用が増加している。

成果指標

指標 1	矢口工業団地の拡張面積			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 ha (平成 29 年度)	1.7 ha (造成完了)	—	(建物完成)	—
説明	矢口工業団地の拡張面積			

指標 2	矢口工業団地企業の税収入額			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
244 百万円 (平成 29 年度)	273 百万円	276 百万円	277 百万円	310 百万円
説明	矢口工業団地内企業の法人税や固定資産税等の税収額			

指標 3	矢口工業団地内企業の町民雇用者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
370 人 (平成 29 年度)	370 人	370 人	380 人	480 人
説明	矢口工業団地内企業における町民の正規・非正規雇用者の延べ人数			

主な取組

取組 1	(継続) 第 1 期矢口工業団地拡張の推進
税収の増加と雇用の創出を図るため、矢口工業団地の拡張用地の造成を進め、新たな工場建設が早期に行われるよう取り組みます。	

取組 2	(新規) 第 2 期矢口工業団地拡張の促進
新たな進出企業の要望に応え、税源のかん養と、地元雇用の創出を図るため、更なる工業団地の拡張に取り組みます。	

取組 3	(新規) 町民の雇用創出の促進
新たに建設された工場等に就職した町民に対し、奨励金などを交付して、町内企業への就職の促進に取り組みます。	

施策 5-4-2

企業誘致等の推進

産業課

目指す成果

新たな雇用を生み、税収が増加するよう企業誘致が図られている。

成果指標

指標 1	企業誘致数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1 企業 (平成 30 年度)	—	1 企業	—	2 企業
説明	新たな企業の誘致延べ件数			

指標 2	雇用者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
44 人 (平成 30 年度)	—	30 人	—	60 人
説明	進出企業の雇用者延べ人数			

主な取組

取組 1	(新規) 国道 356 号バイパス沿い等への企業誘致の促進
都市マスタープランに位置付けられた沿道ポテンシャル活用エリアなどへの企業誘致の促進に取り組みます。	

施策 5-4-3

既存企業の振興の推進

産業課

目指す成果

企業への雇用と就労の支援とともに、既存工業団地の活性化に取り組むことによって、製造品出荷額が増加している。

成果指標

指標 1	製造品出荷額			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
28,562 百万円 (平成 29 年度)	28,600 百万円	28,700 百万円	28,800 百万円	28,900 百万円
説明	工業統計調査による従業員4人以上の企業の製造出荷額			

主な事業

事業 1	(継続) 雇用就労支援事業
ハローワークと連携した就労セミナーなどの開催と共に、ジョブカフェによる若者就労サポートや継続的な雇用情報の発信により、町内雇用と就労の支援に取り組みます。	

事業 2	(継続) 既存工業団地の活性化
矢口工業団地連絡協議会をとおして企業間の連携を図り、工業団地の活性化に取り組みます。	

主な取組

取組 1	(新規) 地域未来投資促進法に基づく支援の推進
地域未来投資促進法に基づき、地域経済を牽引する事業計画を定めた事業者への支援に取り組みます。	

基本目標6 歴史と文化を誇り、心豊かに学び生きがいが育める元気なまちをつくる

政策6-1 みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します

(1) 現況と課題



- ◆次代を担う町民を育成するためには、郷土愛を育むことが求められています。そのため、小・中9ヶ年の連携教育を確立するため「栄っこ宣言」を柱として推進する必要があります。また、キャリア教育については、地元企業と連携し、社会的自立・職業的かん養を支援することが求められています。そのため、地域人材をゲストティーチャーとして活用するなど、学校教育に対する理解と協力を得る必要があります。
- ◆教員の多忙化が、児童生徒への指導という本来の業務に支障をきたす事態となっており、この解消が求められています。そのため、学校における働き方改革を推進し、教員の事務負担の軽減を図るため、各学校に教員アシスタント職員を配置するとともに、校務支援システムを導入するなど、児童生徒に向き合う時間を確保し、教育活動の維持向上に資する必要があります。
- ◆個々の児童に応じた教育を推進し、教育の質を高めていく必要があります。そのため、学校支援教員や介助員を各学校に配置していく必要があります。
- ◆子供たちが自ら進んで読書に親しむ意欲と態度を育成することが大切です。そのため、学校図書館を積極的に活用できるよう各学校に学校図書館司書を配置する必要があります。
- ◆児童生徒の漢字・計算などの基礎基本の学力を伸ばすことが大切です。そのため、小学校3年生から6年生、中学校1年生から3年生を対象として、「わくわくドラマ」を推進していく必要があります。
- ◆グローバル社会に対応した人間教育が求められています。そのため、中学生の海外派遣や英語検定料の助成を行うなど、子ども達の国際理解を深める必要があります。また、ALTを各学校に配置するなど外国語活動、英語科学習を充実する必要があります。
- ◆子育てのために、保護者の経済的な負担を軽減することが大切です。そのため、私立幼稚園の保育料の補助や第3子以降給食費の無償化、また、就学が困難と認められる保護者に対し就学援助を行う必要があります。
- ◆子ども達の成長にとって食育指導は、とても大切です。そのため、児童生徒に対し、安全安心な給食を提供する必要があります。



(2) 施策の体系

政策6-1 みんなが一体となって栄っこを育成する教育を推進します

施策6-1-1 特色ある学校づくりの支援

施策6-1-2 きめ細かな学校教育の推進

施策6-1-3 学力向上の推進

施策6-1-4 教育行政の推進

(3) 施策の内容

施策 6-1-1 特色ある学校づくりの支援

学校教育課

目指す成果

望ましい学校教育のために、保護者や地域住民が学校運営に参加することにより、各小・中学校ごとの特色ある学校づくりが推進されている。また、教員の働き方改革を進めることによって、教員の児童生徒への指導の維持向上が図られ、児童・生徒が将来に対するビジョンを持つことができている。

成果指標

指標 1	児童・生徒へのアンケート			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
小 85 % 中 74 % (平成 29 年度)	小 88 % 中 80 %	小 90 % 中 82 %	小 90 % 中 85 %	小 90 % 中 90 %
説明	学校生活アンケートによる将来に対するビジョンを持つことができている児童・生徒の割合			

指標 2	学校評議員へのアンケート			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
— (平成 29 年度)	60%	70%	80%	90%
説明	学校評価アンケートによる保護者地域住民が参画した「特色ある学校づくり」を推進していると感じた割合			

主な事業

事業 1	(継続) スクールバス運行事業
小中学校の統合により、遠距離通学となった児童生徒が安全に通学できるようスクールバスの運行を行います。	
事業 2	(継続) 教員アシスタント職員活用事業
教員の長時間勤務環境を是正し、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保するため、教員アシスタント職員を全校に配置します。	
事業 3	(新規) 校務支援 I C T 活用事業
教職員の校務作業の負担を減らし、子どもと向き合う時間を確保するため、コンピュータを使った校務支援処理を行います。	

主な取組

取組 1	(継続) 地域人材等の活用推進
ゲストティーチャーとして、地域人材を活用し、教育活動の充実のための学校支援を推進します。	
取組 2	(継続) 「栄っこ宣言」の推進
「栄っこ宣言」にある、ふるさと栄町を愛する心を育てていくため、小中学校全員に「栄っこ宣言」入りクリアファイルを配布し、「栄っこ宣言」の推進に取り組みます。	

施策 6-1-2

きめ細かな学校教育の推進

学校教育課

目指す成果

一人ひとりの個性を活かす教育を充実することによって豊かな心を持ち、社会の変化に対応するたくましく生きる児童・生徒を育成することができている。

成果指標

指標 1	教職員へのアンケート			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
— (平成 29 年度)	小 70 % 中 55 %	小 80 % 中 70 %	小 90 % 中 85 %	小 90 % 中 90 %
説明	学校生活アンケートによる小・中が連携して児童・生徒を育成することができていると感じている教員の割合			

指標 2	児童・生徒への到達度アンケート			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
小 74 % 中 80 % (平成 29 年度)	小 78 % 中 83 %	小 82 % 中 86 %	小 86 % 中 90 %	小 90 % 中 90 %
説明	学校生活アンケートによる自分には良いところがあると思う児童・生徒の割合			

主な事業

事業 1	(継続) 不登校相談・支援推進事業
教育相談員を配置するとともに、各小学校へスクールカウンセラーを派遣します。また、教育支援センターに指導員及び学校適応専門官を配置し、不登校等の相談支援事業を推進します。	

主な取組

取組 1	(継続) 個に応じた授業を推進するための教員の配置
各学校に学校支援教員、介助員等を配置して、個に応じた授業を推進します。	
取組 2	(継続) 読書活動支援の充実
各小中学校に、学校図書館司書を配置し、児童生徒の読書活動の支援に取り組みます。	

施策 6-1-3

学力向上の推進

学校教育課

目指す成果

基礎・基本を定着させ、思考力・判断力・表現力を伸ばす教育が充実することによって、グローバル化等、社会の変化に主体的に対応できる人材を育成することができている。

成果指標

指標 1	授業がわかる児童・生徒の割合			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
小 85 % 中 74 % (平成 29 年度)	小 88 % 中 80 %	小 90 % 中 85 %	小 90 % 中 85 %	小 90 % 中 90 %
説明	学校生活アンケートによる授業がわかると感じている児童・生徒の割合			

指標 2	家庭学習に毎日取り組む児童・生徒の割合			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
小 72 % 中 67 % (平成 29 年度)	小 75 % 中 70 %	小 80 % 中 75 %	小 85 % 中 80 %	小 90 % 中 85 %
説明	学校生活アンケートによる学校の勉強以外に勉強をしている児童生徒の割合			

主な事業

事業 1	(継続) わくわくドラム推進事業
児童生徒の漢字・計算などの基礎基本の学力の向上のため、小学 3 年生から 6 年生、中学生 1 年生から 3 年生を対象として、わくわくドラムを推進していきます。	
事業 2	(継続) 中学生海外派遣事業
語学体験とホームステイ体験を行い、国際理解教育推進を図るために町内の中学生をオーストラリアに派遣します。	

主な取組

取組 1	(継続) 外国語教育の推進
ALT 3 名を配置し、新学習指導要領に沿った英語科・外国語科・外国語活動学習の充実に取り組みます。	

施策 6-1-4

教育行政の推進

学校教育課

目指す成果

児童生徒が学校生活に必要な援助が受けられるとともに、健康面における支援を受けられることにより、安心して学校生活が送れるようになっている。

成果指標

指標 1	学習支援を充実させるための事業に対する苦情件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 件 (平成 29 年度)	0 件	0 件	0 件	0 件
説明	窓口・電話対応の苦情件数			

指標 2	教育委員会の開催数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
12 回 (平成 29 年度)	12 回	12 回	12 回	12 回
説明	—			

主な事業

事業 1	(継続) 私立幼稚園就園支援事業
保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園の保育料の所要経費の一部補助。更に、第3子以降への助成などの就園支援を行います。	

事業 2	(継続) 就学援助事業
学校教育法に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者等に対し、就学援助を行います。	

事業 3	(継続) 学校給食センター運営事業
町内の児童生徒に対し、安全安心な給食を提供するため、給食運営事業を円滑に実施します。	

事業 4	(新規) 第 3 子以降給食費の無償化事業
保護者の経済的負担の軽減及び子育て支援のため、第 3 子以降の給食費の無償化を行います。	

政策6-2 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します

(1) 現況と課題



- ◆老朽化が進んでいる教育施設が多いため、計画的な学校施設の修繕や長寿命化に向けた大規模改修を行ない良好な学習環境を維持する必要があります。また、学校給食センターは、特に老朽化が進み施設の長寿命化が図れないことから、建て替えを計画的に行う必要があります。
- ◆新学習指導要領では、時代にあったICT教育が位置付けられており、計画的に実施する必要があります。このようなことから、情報教育時代にあったICT設備の設置等ICT環境の整備を推進していく必要があります。

(2) 施策の体系

政策6-2 子どもたちが良好な環境で学習できる施設整備を推進します

施策6-2-1 教育施設の充実

施策6-2-2 給食施設の充実

施策6-2-3 教育のICT化の推進

(3) 施策の内容

施策 6-2-1	教育施設の充実	教育総務課
----------	---------	-------

目指す成果

安全安心な学習環境を確保するため、各学校の必要な施設等の修繕や改修工事等が計画的に行なわれている。

成果指標

指標 1	改修工事着工件数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
1件 (平成30年度)	1件	1件	1件	0件
説明	各年度の教育施設の改修工事着工件数			

主な事業

事業 1	(新規) 学校施設大規模改修事業
適切な学校教育の環境を確保するため、計画的に学校施設の改修工事等を行います。	

事業 2	(継続) 学校施設修繕事業
適切な学校教育の環境を確保するため、学校施設の維持修繕等を行います。	

施策 6-2-2

給食施設の充実

学校教育課

目指す成果

将来にわたって安全安心な学校給食を児童・生徒に提供できるよう、老朽化が著しい既存の給食センターの建替えが進んでいるとともに、その間必要な修繕が行われている。

成果指標

指標 1	給食施設における修繕及び改修件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 件 (平成 30 年度)	3 件	2 件	1 件	2 件 (うち改修 1 件)
説明	既存施設の各年度の修繕及び改修件数			

主な事業

事業 1	(継続) 学校給食センター修繕事業
給食センター機能の維持保全を図るため、必要な修繕等を行います。	

事業 2	(新規) 学校給食センター建て替え事業
将来にわたって安全安心な学校給食を提供できるよう、老朽化が著しい給食センターの建て替えを進めています。	

施策 6-2-3

教育のICT化の推進

学校教育課

目指す成果

情報教育の時代にあつたICT化に向け、施設や機器などICT環境の充実が図られている。

成果指標

指標1	タブレットを使った授業数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
0授業数 (平成30年度)	0授業数	150授業数	150授業数	250授業数
説明	ICT機器を使った授業数			

主な事業

事業1	(継続) ICT教育環境整備事業
情報教育の時代にあつたICT化に向け、タブレットの導入等によりICT教育環境を整備します。	



政策6-3 生きがいが育める学習やスポーツ環境づくりを推進します

(1) 現況と課題



- ◆多様化する学習ニーズに対応し、誰もが参加しやすい学習環境づくりが求められています。そのため、誰もが参加できる「いきいき塾さかえ事業」や、青少年の健全育成のための「ドラム自然楽校等体験学習事業」を実施する他、図書室の蔵書を充実させるなど、町民の学習環境を整備する必要があります。
- ◆町民が気軽に生涯学習施設を安全安心に利用できる環境の整備が求められています。そこで、ふれあいプラザさかえについて、長寿命化計画に基づき、改修を進めるとともに、適切に維持管理を行う必要があります。
- ◆生涯を通して気軽にスポーツや運動に取り組める環境づくりや、安全安心に社会体育施設を利用できるための施設の整備が求められています。そこで、スポーツによる健康づくり事業やテニスコートなど社会体育施設の整備などを進めていく必要があります。



(2) 施策の体系

政策6-3 生きがいが育める学習やスポーツ環境づくりを推進します

施策6-3-1 生涯学習機会の充実

施策6-3-2 生涯学習施設の充実

施策6-3-3 スポーツ環境づくりの推進

(3) 施策の内容

施策 6-3-1

生涯学習機会の充実

生涯学習課

目指す成果

多様化する学習ニーズに対応し、誰もが参加しやすい学習環境づくりを進めることによって、各種講座などの参加者や図書室の利用者が増加している。

成果指標

指標 1	生涯学習事業参加者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
3, 352 人 (平成 29 年度)	3, 450 人	3, 480 人	3, 510 人	3, 540 人
説明	生涯学習事業（各種講座、放課後教室、地域ふれあい交流事業、体験学習、青少年相談員事業、家庭教育学級、読書教育）の参加者数及びボランティアスタッフ数			

指標 2	ふれあいプラザ利用の学習サークル数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
59 団体 (平成 29 年度)	60 团体	60 团体	61 团体	61 团体
説明	ふれあいプラザを拠点に活動する学習サークル等の登録団体数			

指標 3	図書室利用者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
18, 007 人 (平成 29 年度)	18, 200 人	18, 300 人	18, 400 人	18, 500 人
説明	貸出者数（個人・団体）、閲覧者数、インターネット利用者数			

指標 4	図書室利用の貸出し蔵書数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
57, 622 冊 (平成 29 年度)	58, 000 冊	58, 300 冊	58, 600 冊	58, 900 冊
説明	図書室の蔵書の貸出し延べ冊数			

主な事業

事業 1	(継続) いきいき塾さかえ事業
町民が生涯にわたり学習することができる機会を提供するため、子どもから高齢者までの学習ニーズに沿う各種講座である、いきいき塾さかえ事業を実施します。	
事業 2	(継続) ドラム自然楽校等体験学習事業
社会教育関係団体や地域力を活用して、子どもたちの健やかな成長とコミュニティ力の醸成など青少年の健全育成のために、ドラム自然楽校等体験学習事業を実施します。	
事業 3	(継続) 図書室運営事業
図書資料を活用して町民が主体的に学習できるよう、図書室の蔵書を充実させるとともに子ども達の読書活動や読書教育を支援するなど、図書室運営を行っていきます。	

施策 6-3-2

生涯学習施設の充実

生涯学習課

目指す成果

利用者が生涯学習施設を安全安心に利用できるよう、必要な修繕や改修工事が計画的に行われている。

成果指標

指標 1	ふれあいプラザさかえの改修数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
1 箇所 (平成 2 9 年度)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
説明	栄町公共施設等総合管理計画（ふれあいプラザさかえ個別施設計画）に基づく改修工事			

主な事業

事業 1	(継続) ふれあいプラザ施設大規模改修事業
ふれあいプラザさかえが安全安心に利用できるよう、ふれあいプラザ施設の長寿命化計画に沿って大規模改修事業を行います。	
事業 2	(継続) ふれあいプラザ施設維持修繕事業
ふれあいプラザさかえが生涯学習活動の場として安全安心に提供できるよう、維持修繕を行います。	

施策 6-3-3

スポーツ環境づくりの推進

生涯学習課

目指す成果

スポーツや運動に親しむきっかけをつくるために気軽に取り組めるスポーツを推進することによって、スポーツや運動に触れる機会が提供されている。

また、利用者が体育施設を安全安心に利用できるよう、必要な修繕や改修工事が計画的に行われている。

成果指標

指標 1	スポーツ教室・大会等参加者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
7, 664 人 (平成 29 年度)	7, 710 人	7, 740 人	7, 770 人	7, 800 人
説明	スポーツ教室や大会等の参加者数			

指標 2	体育施設の利用者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
82, 998 人 (平成 29 年度)	83, 050 人	83, 100 人	83, 150 人	83, 200 人
説明	スポーツ施設及び学校体育施設の利用者数			

指標 3	体育施設の改修数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1箇所 (平成 29 年度)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
説明	学校施設を除く体育施設の改修工事数			

主な事業

事業 1	(継続) スポーツフェスタ実施事業
子どもたちがトップアスリートを感じ、スポーツへの関心や機運が高まることによって、オリンピックなどで活躍するなど高い目標を持つことができるようスポーツフェスタを実施します。	
事業 2	(継続) スポーツ団体活動支援事業
各種スポーツの競技力の向上を図るため、町体育協会を通じて施設利用の優遇やスポーツ団体が開催するスポーツ大会や教室などについて後援するなど、スポーツ団体の活動支援をしていきます。	
事業 3	(継続) スポーツによる健康づくり事業
スポーツを通して健康なまちづくりを推進するため、ライフステージに応じた運動、スポーツ参加へのきっかけづくりや場所を提供するなど、スポーツによる健康づくり事業を行います。	
事業 4	(継続) 社会体育館改修事業
町民の身近なスポーツ施設として、誰もがいつでも安全かつ快適に施設を利用できるように、社会体育館の改修を行います。	
事業 5	(継続) リバーサイドマラソン実施事業
健康増進のため健康マラソンとして、町内外から多くの参加者を募り、町民やスポーツ関係者などの協力を得て、さかえリバーサイドマラソンを実施します。	
事業 6	(新規) 房総のむらテニスコート整備事業
町民の身近なスポーツ施設として、誰もがいつでも安全かつ快適に施設を利用できるように、房総のむらテニスコートの整備を図ります。	



政策6-4 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります

(1) 現況と課題



- ◆地域固有の文化・伝統の保存・継承や町民による文化芸術活動を支援することにより町独自の芸術・文化の振興を図っていくことが求められています。そのため、自主文化事業や芸術文化公演鑑賞事業など、芸術文化に触れる機会の提供を今後も継続していく必要があります。また、芸術文化活動を行っている団体等の支援なども必要となっています。
- ◆本町の貴重な文化財を保存し、未来へ継承するとともに、この活用を図っていく必要があります。そのため、貴重な文化財等の展示・公開事業や町史編さん事業を進めるとともに、文化財サポーターの育成などに取り組む必要があります。



北辺田獅子舞（町指定無形民俗文化財）



矢口獅子舞（町指定無形民俗文化財）



岩屋古墳（国指定史跡）



栄町ふれあい文化祭

(2) 施策の体系

政策6-4 地域に根ざした芸術・文化の育成と文化財等の保護・活用を図ります

施策6-4-1 芸術文化活動への支援

施策6-4-2 文化財等の保護と活用

(3) 施策の内容

施策 6-4-1 芸術文化活動への支援 生涯学習課

目指す成果

芸術文化活動を活性化するために町民の方々に文化芸術に触れる機会が提供されているとともに、活動者に活動の成果を発表する機会が提供されている。

成果指標

指標 1	芸術文化の公演数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
14 公演 (平成 29 年度)	15 公演	15 公演	16 公演	16 公演
説明	文化ホール利用の音楽、演劇、舞踊、映画などの公演数			

指標 2	文化祭参加団体数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
49 団体 (平成 29 年度)	51 团体	52 团体	53 团体	54 团体
説明	ふれあい文化祭の団体、個人の参加者数			

主な事業

事業 1	(継続) 自主文化事業実施事業
多くの町民が芸術文化を身近に感じられるように、演劇、舞踊、歌謡、映画など様々な分野で自主文化事業を行います。	

主な取組

取組 1	(継続) 芸術文化公演鑑賞の支援
ふれあいプラザさかえや近隣市町で開催される芸術文化公演に関する情報を提供するなど、芸術文化鑑賞の支援に取り組みます。	

取組 2	(継続) 芸術文化団体活動の支援
多くの町民が芸術文化に興味を持ち参加するよう、ふれあいプラザを利用しているサークルや団体の活動成果を発表する機会を提供するなど、芸術文化団体活動の支援に取り組みます。	

施策 6-4-2

文化財等の保護と活用

生涯学習課

目指す成果

文化財等の保護と活用が図られるよう、多くの参加者による文化財等の展示・公開が行われているとともに、文化財等を説明できる人材が育成されている。

成果指標

指標 1	指定文化財公開事業の参加者数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
500 人 (平成 29 年度)	650 人	750 人	850 人	1,000 人
説明	龍角寺古墳群、岩屋古墳など文化財のガイド受講人数			

指標 2	文化財サポーター数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
11 人 (平成 29 年度)	14 人	16 人	18 人	20 人
説明	町の文化財を説明できるボランティアサポーターの数			

主な事業

事業 1	(継続) 文化財等展示・公開事業
町内に所在する文化財等の整理保全等を進めて行くとともに、文化財等を解説できる文化財サポーターを活用し、歴史的資源や観光的資源として展示や公開事業を行います。	

事業 2	(継続) 町史編さん事業
町史に関する調査成果の保存整理や貴重な資料を町広報やホームページに掲載するとともに、歴史講座などにより周知します。	

主な取組

取組 1	(継続) 文化財サポーター育成の推進
校外授業や地域イベント、及び文化財をめぐるツアーなどにおいて、文化財等を解説できる文化財サポーターの育成に取り組みます。	

基本目標7 みんなの知恵と力で元気なまちをつくる

政策7-1 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します



(1) 現況と課題

◆高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応していくためには、町民と行政、さらには、町民相互が手を携えて取り組んでいくことが必要です。そのためには、あらゆる主体が多様なコミュニティ活動に必要な情報や支援等を効果的に活用して、安心して活動できる環境を整えるとともに、活動を担う新たな人材の発掘や育成を図ることが求められています。



竜角寺台地区 春のわくわく花植え



(2) 施策の体系

政策7-1 町民と行政が共に手を携えて協働のまちづくりを推進します

施策7-1-1	多様なコミュニティ活動の支援の推進
施策7-1-2	コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進

(3) 施策の内容

施策 7-1-1

多様なコミュニティ活動の支援の推進

環境協働課

目指す成果

多様な主体の活動に必要な情報の収集、相談・支援等の環境や体制が充実し、多くの町民が活発に活動している。

成果指標

指標1	住民活動支援センター利用者数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
9,537人 (平成29年度)	9,600人	9,650人	9,700人	9,800人
説明	各年度の住民活動支援センター来所者延べ数			

主な事業

事業1

(継続) 住民活動支援センター運営事業

住民活動を行う団体や個人が、活動に役立つ情報や支援等を効果的に活用できるよう、住民活動支援センターを運営します。

主な取組

取組1

(継続) 協働パートナーとの連携の推進

町民が安心して地域社会活動等に取り組めるよう、活動中の事故を補償すると共に、活動を開始する団体への補助金交付等の支援を行いながら、協働パートナーとの連携を推進していきます。

施策 7-1-2

コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進

環境協働課

目指す成果

町民自らが、地域活動に必要な知識や技能の習得に取り組み、そこでの「学び」や「出会い」を活動に結びつけている。

成果指標

指標 1	住民活動を担う人材の発掘・育成を図った人数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
12 人 (平成 29 年度)	12 人	12 人	12 人	12 人
説明	まちづくり大学及び住民活動支援センターにおけるワークショップの終了後に地域活動を始めた人数			

主な事業

事業 1	(継続) まちづくり大学事業
町民の地域活動に必要な知識や技能の習得と仲間づくりの場の提供を通して、地域活動への参加者を育成するため、まちづくり大学を開校します。	



政策7-2 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します



(1) 現況と課題

◆町民が地域の絆を育みながら、お互いに支え合って安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、町民に最も身近な組織である自治組織の活性化を図っていくことが必要です。そこで、多くの町民が自治組織に加入して、自治組織の自主的且つ主体的な地域活動を活発に行っていけるよう、自治組織が行う加入促進活動等への支援が求められています。また、町内の自治組織が協力して、様々な地域課題の解決に取り組めるよう、栄町地区連絡協議会の活動を支援して、自治組織間のネットワークを構築していくことが求められています。

(2) 施策の体系

政策7-2 地域の絆を育む自治活動の活性化を推進します

施策7-2-1 自治組織における加入促進・退会防止活動の支援の充実

施策7-2-2 自治組織間のネットワークづくりの推進

(3) 施策の内容

施策7-2-1 **自治組織における加入促進・退会防止活動の支援の充実** **環境協働課**

目指す成果

自治組織が果たす役割への理解が深まり、多くの町民が自治組織に加入して地域の活動に参加している。

成果指標

指標1	自治組織に加入した世帯数			
現状値	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
31世帯 (平成29年度)	30世帯	30世帯	33世帯	35世帯
説明	自治組織に新規及び再入会した世帯数 【自治組織への加入世帯数調査により把握】			

第3編 前期基本計画

主な事業

事業1	(継続) 自治振興育成事業助成金交付事業
自治会活動が活発に行われるよう、自治組織に活動助成金を交付して支援すると共に、自治総合センターが行う集会施設整備、活動備品購入等の助成制度を活用して支援していきます。	

主な取組

取組1	(拡充) 町民への加入促進の啓発推進
町への転入者に対し、役場窓口や不動産関連事業者等との連携により、自治組織への加入を促すと共に、町ホームページや広報等で自治会活動の周知・啓発を行って、自治組織への加入促進に努めています。	

施策 7-2-2 自治組織間のネットワークづくりの推進

環境協働課

目指す成果

自分たちの地域が抱える課題解決に役立てるため、町内の自治組織が集まって、それぞれが抱える課題や活性化に向けた取り組み事例等を持ち寄り、意見交換と情報収集を行っている。

成果指標

指標 1	地域で共通する課題の解決に取り組んだ回数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
6 回 (平成 3 0 年度)	7 回	7 回	7 回	7 回
説明	地区連絡協議会が自治組織で共通する課題の解決に向けた活動を行った回数【地区連絡協議会の事業報告により把握】			

主な取組

取組 1	(継続) 栄町地区連絡協議会活動支援の推進
町内の自治組織が協力して課題解決に取り組める関係づくりを推進するため、栄町地区連絡協議会が行う意見交換会等の活動を支援していきます。	

政策7-3 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します

(1) 現況と課題



- ◆町民の方々からの町政やまちづくりに対する意見等を伺う機会は、貴重なものと考えています。そのため、町政やまちづくりに対する意見・提案・要望等をいただく機会として、町長への手紙やパブリックコメントなどによる意見聴取の取り組みの推進を図る必要があります。
- ◆町民の町政への理解度を深めるためには、多くの町政の情報を適時適確に発信することが求められています。そのため、広報紙やホームページ等による行政情報の発信の充実、また、SNSなど新たな情報発信手段の活用を図る必要があります。
- ◆町民参加のまちづくりを進めるためには、町政への関心と理解を深め、まちづくりに積極的に参加する機会づくりが求められています。そのため、町の各種審議会等の委員に町民を積極的に登用していきます。
- ◆町民の誰もが、様々な分野で個性や能力を發揮して活躍していくためには、男女共同参画の理念に基づき、幅広い町民の積極的な町政への参画を推進していく必要があります。そのためには、町の各種審議会委員等への女性の参画の推進や、男女共同参画に関する広報・普及啓発などに取り組むことが求められています。



地区別懇談会

(2) 施策の体系

政策7-3 住民参加によるまちづくりのための環境を推進します

施策7-3-1 広聴機会の充実

施策7-3-2 広報手段の充実

施策7-3-3 町民のまちづくりへの参画の推進

施策7-3-4 男女共同参画社会の形成

(3) 施策の内容

施策 7-3-1

広聴機会の充実

企画政策課

目指す成果

町長への手紙や、パブリックコメントなどにより、町政への町民からの意見が増えている。

成果指標

指標 1	町長への手紙等の意見数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
100 件 (平成 29 年度)	120 件	130 件	140 件	150 件
説明	各年度の町長への手紙及びメールに寄せられた意見の数			

指標 2	パブリックコメントの実施回数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
2 回 (平成 30 年度)	3 回	4 回	5 回	6 回
説明	各年度の各種計画におけるパブリックコメントの実施回数			

主な取組

取組 1

(継続) 町長への手紙等による意見収集の推進

町政に対する町民の意見や提案が多くなるよう、町長への手紙やホームページなどにより意見収集の推進に取り組みます。

取組 2

(継続) パブリックコメントによる意見収集の推進

町政に対する町民の意見や提案が多くなるよう、パブリックコメントなどにより意見収集の推進に取り組みます。

施策 7-3-2

広報手段の充実

企画政策課

目指す成果

町民の町政への理解を深めるため、ホームページなどの行政情報発信が増加している。

成果指標

指標 1	町民へのホームページによる情報発信件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
182 件 (平成 30 年度)	200 件	250 件	300 件	350 件
説明	各年度のホームページの行政からの「お知らせ」発信件数			

指標 2	ホームページのアクセス件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
2,171,006 件 (平成 29 年度)	2,250,000 件	2,300,000 件	2,350,000 件	2,400,000 件
説明	各年度のホームページ延べアクセス件数			

指標 3	SNSで発信した情報へのフォロワー数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
1,613 人 (平成 29 年度)	1,900 人	2,150 人	2,400 人	2,650 人
説明	各年度のFacebook・Twitter・Instagramで発信した情報に対するフォロワー延べ人数			

指標 4	イベント情報を掲載したサイト数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
37 サイト (平成 29 年度)	42 サイト	47 サイト	52 サイト	57 サイト
説明	各年度に町が提供したイベント情報を掲載したサイト延べ数			

指標 5	スマートフォン等での広報閲覧件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
11,000 件 (平成 29 年度)	11,500 件	12,000 件	12,500 件	13,000 件
説明	各年度のスマートフォン等からの広報さかえ閲覧件数			

主な事業

事業 1	(継続) ホームページを活用した行政情報発信事業
ホームページから町民が常に新しい情報を手軽に得ることができるよう、町政や行政サービス、イベント等の情報を迅速に発信します。	

事業 2	(継続) 広報さかえ発行事業
町民に有意義な情報を充実させるとともに、読みやすく、わかりやすい広報を発行します。また、インターネットを利用していつでもスマートフォン等から広報さかえが閲覧出来るようにします。	

主な取組

取組 1	(継続) 新たな情報発信手段の活用
町政に興味を持つてもらえるよう、FaceBook、Twitter、InstagramなどのSNSを活用した情報発信に取り組みます。また、外部サイト(イベントサイト等)を活用した情報発信にも積極的に取り組みます。	

施策 7-3-3 町民のまちづくりへの参画の推進 企画政策課

目指す成果

各審議会への町民参加が増加し、町民参加によるまちづくりができている。

成果指標

指標 1	審議会委員への町民の参加割合			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
8 1 % (平成 2 9 年度)	82%	83%	84%	85%
説明	各審議会の審議委員のうち町民が占める割合			

主な取組

取組 1	(継続) 町の審議会への町民参加の推進
町民の町政への関心と理解を深めるため、各審議会の委員に町民を積極的に登用し、町民参加によるまちづくりの推進に取り組みます。	

施策 7-3-4

男女共同参画社会の形成

環境協働課

目指す成果

町民の男女共同参画意識が醸成され、誰もが様々な分野で個性や能力を発揮して活躍している。

成果指標

指標 1	審議会等に占める女性の割合			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
24% (平成 30 年度)	30%	30%	30%	30%
説明	地方自治法第 203 条の 3 に基づく審議会の委員、自治組織の会長及び副会長に占める女性の割合【関係課及び自治組織に対する女性登用状況調査により把握】			

主な取組

取組 1	(継続) 男女共同参画の推進
町の各種審議会委員等への女性の参画の推進を図ると共に、男女共同参画に関する広報・普及啓発に取り組み、男女が互いに尊重し合って、共に活躍できる男女共同参画の推進を図っていきます。	



基本目標8 健全な行財政運営を行う元気なまちをつくる

政策8-1 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します

(1) 現況と課題



- ◆社会情勢の変化や人口の減少に伴い、町を取り巻く状況も大きく変化し、行政課題や町民ニーズが多様化・複雑化しています。そのため、組織としての総合力を高めるため、計画的に職員を研修に参加させるなど、人財開発を推進することが必要です。
- ◆町政を推進していくためには、職員が意欲的に職務を遂行することが求められています。そのためには、風通しの良い組織風土をつくるなど、働きやすい職場環境を整備するとともに、職員自身の健康管理を推進する必要があります。
- ◆ＩＣＴなど活用して充実した便利で分かりやすい窓口サービスを提供していくことが求められています。そのため、コンビニ交付サービスや旅券の発給申請交付事務などを実施することにより、町民の利便性の向上を図るとともに、正確かつ迅速な証明書の発行等を行い適正な窓口サービスを実施することが必要となっています。
- ◆町民の日常生活における様々な不安や悩みを相談・解決するための体制の充実が求められています。そのため、人権・行政相談や教育相談など各種相談体制のより一層の充実が必要となっています。



コンビニ交付サービス

(2) 施策の体系

政策8-1 行政サービス向上を目指した適正な行政運営を推進します

施策8-1-1 職員の能力開発の推進

施策8-1-2 働きやすい職場づくり

施策8-1-3 窓口サービスの向上

施策8-1-4 相談業務の充実

(3) 施策の内容

施策 8-1-1	職員の能力開発の推進	総務課
----------	------------	-----

目指す成果

町民の信頼を得るよう、人財開発を進め職員が育成されている。

成果指標

指標 1	職員研修受講件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
58 件 (平成 29 年度)	62 件	64 件	66 件	68 件
説明	自治センター等の研修を受講した件数			

指標 2	若手職員からの提案件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 件 (平成 29 年度)	10 件	12 件	14 件	16 件
説明	若手職員からの提案件数 【町長との意見交換会における提案数】			

主な取組

取組 1	(継続) 人財開発の充実
計画の推進に必要な人材を確保し、組織としての総合力を高めるため、計画的に職員を研修に参加させることや、若手職員からの提案を聞き町政に活かすなど、人財開発に取り組みます。	

施策 8-1-2

働きやすい職場づくり

総務課

目指す成果

働きやすい職場環境が整備され、健康で意欲的に職務を遂行している。

成果指標

指標 1	健康診断受診率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
96.90% (平成 29 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	職員健康診断受診率 【健康診断】			

主な取組

取組 1	(継続) 職員の健康管理の推進
職員が快適な職場環境の中で意欲的に職務を行えるよう、健康診断や、ストレスチェックなどを実施し健康リスクを低減させるなど、職員の健康管理に取り組みます。	
取組 2	(継続) 働きやすい職場環境の整備
ワークライフバランスの実現や風通しの良い組織風土づくりなど、職員が働きやすい職場環境の整備に取り組みます。	



施策 8-1-3 窓口サービスの向上

住民課

目指す成果

便利で分かりやすい窓口サービスが提供できている。

成果指標

指標 1	民間委託及び I C T 活用件数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
0 件 (平成 2 9 年度)	—	1 件	1 件	—
説明	窓口業務の民間委託（外部化）及び I C T 活用件数			

指標 2	窓口サービスへの苦情件数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
2 件 (平成 2 9 年度)	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少	前年度より 減少
説明	—			

主な事業

事業 1	(継続) 旅券発給申請交付事業
役場の窓口で旅券の発給申請や受取りができるよう旅券発給申請交付事務を実施します。	

主な取組

取組 1	(継続) コンビニ交付サービス等による利便性の向上
窓口業務の民間委託を進めるとともに、マイナンバーカードを使用して全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できるサービスなど利便性の向上に取り組みます。	
取組 2	(継続) 証明書の発行等適正な窓口サービスの実施
適正な証明書の発行等を進めることにより、苦情のない窓口サービスの実施に取り組みます。	

施策 8-1-4

相談業務の充実

企画政策課

目指す成果

町民が日常生活の不安や悩みに適切に対応できるよう、ニーズに合った相談体制ができるよう。

成果指標

指標 1	人権行政相談・教育相談の件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
528 件 (平成 29 年度)	540 件	550 件	560 件	570 件
説明	各年度の人権行政相談・教育相談の相談件数			

主な取組

取組 1	(継続) 各種相談事業の充実
町民からの日常生活や教育などにおける悩みや不安の解消、また、被害にあった相談に対して解決の糸ぐちが見つけられるよう各種相談体制の充実に取り組みます。	



政策8-2 公正で透明性の高い行政運営を推進します

(1) 現況と課題



- ◆公正で透明性の高い行政運営を推進するためには、町民への迅速で適切な行政情報の発信が求められています。そのため、ホームページや広報さかえなどを活用した情報発信、また、さかえ情報メールによる迅速な情報提供などを行っていく必要があります。
- ◆個人情報の適正な管理や行政情報の積極的な公開が求められています。そこで、町民と行政の信頼関係を高めるため、町が収集又は保有する個人に関する情報を適切に取り扱うとともに、適正な情報の発信と情報の共有化を図るため、行政情報の公開を進める必要があります。
- ◆公正で透明性の高い行政運営を行うためには、法令に則り行政手続きの適切な執行を行うことが求められています。そのため、職員が法令に則り行政手続きを行う能力を高める必要があるとともに、会計事務については、一層の透明性の確保と適正な処理を行う必要があります。
- ◆生産年齢人口の減少や高齢化等により、個人住民税の減収が見込まれ、また固定資産税においても、土地価格が依然として下落傾向にあることなどにより町税の減収が危惧されます。そのため、正確な課税客体の把握に努め、税負担の公平化を図り、適正な課税を推進し税収増加に繋げていくことが必要となっています。



役場庁舎

(2) 施策の体系

政策8-2 公正で透明性の高い行政運営を推進します

施策8-2-1 行政情報の適切な発信

施策8-2-2 情報公開と個人情報保護の適正な運用

施策8-2-3 法令等を遵守した業務執行

施策8-2-4 公平で適正な課税事務の推進

(3) 施策の内容

施策 8-2-1

行政情報の適切な発信

企画政策課・総務課

目指す成果

町民に適切な情報発信が出来るよう、ホームページやさかえ情報メールなどによる適切な情報発信が出来ている。

成果指標

指標 1	町民へのホームページによる情報発信件数【7-3-2 再掲】 企画政策課			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
182 件 (平成 30 年度)	200 件	250 件	300 件	350 件
説明	各年度のホームページの行政からの「お知らせ」発信件数			

指標 2	スマートフォン等での広報閲覧件数【7-3-2 再掲】 企画政策課			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
11,000 件 (平成 29 年度)	11,500 件	12,000 件	12,500 件	13,000 件
説明	各年度のスマートフォン等からの広報さかえ閲覧件数			

指標 3	さかえ情報メール登録者数 総務課			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
3,160 人 (平成 30 年度)	3,300 人	3,400 人	3,500 人	3,600 人
説明	各年度の情報メール登録者延べ数			

主な事業

事業 1	(継続) ホームページを活用した行政情報発信事業 【7-3-2 再掲】	企画政策課
ホームページから町民が常に新しい情報を手軽に得ることができるよう、町政や行政サービス、イベント等の情報を迅速に発信します。		

事業 2	(継續) 広報さかえ発行事業 【7-3-2 再掲】	企画政策課
町民に有意義な情報を充実させるとともに、読みやすく、わかりやすい広報を発行します。また、インターネットを利用していつでもスマートフォン等から広報さかえが閲覧出来るようにします。		

施策 8-2-2

情報公開と個人情報保護の適正な運用

総務課

目指す成果

行政情報に含まれる個人情報の保護に関して適正な措置が講じられ、個人の権利利益が保護されている一方、行政情報が適切に公開されている。

成果指標

指標 1	個人情報の取扱いに関する不服申立て件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 件 (平成 29 年度)	0 件	0 件	0 件	0 件
説明	当該年度において実施機関に対して行われた個人情報保護条例及び情報公開条例に基づく決定に対する不服申立て件数			

主な取組

取組 1	(継続) 個人情報保護制度と情報公開制度の適正な運用
行政情報に係る個人の権利・利益を保護するため、個人情報保護制度及び情報公開制度の適正な運用に取り組みます。	



施策 8-2-3

法令等を遵守した業務執行

総務課・出納室・財政課

目指す成果

町の業務全般に適法性・公平性・透明性が確保されるよう、法令等に従い適正に業務が執行されている。

成果指標

指標 1	法令等不適正処理件数				総務課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
0 件 (平成 29 年度)	0 件	0 件	0 件	0 件	
説明	法令等の適用誤り、職員の確認又は説明不足などによる損害賠償事故の発生件数 【住民に対する損害賠償に係る議案数】				

指標 2	適正な会計処理の割合				出納室
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
100% (平成 29 年度)	100%	100%	100%	100%	
説明	歳出伝票の審査を行った件数から適正に審査した割合				

指標 3	入札不調件数				財政課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
4 件 (平成 29 年度)	3 件	2 件	1 件	0 件	
説明	入札を行った結果、予定価格以内に収まらず落札決定されなかった件数				

主な取組

取組 1	(継続) 法令執務能力の向上	総務課
適正に行政手続を進めるため、法令等の解釈、運用に齟齬が生じないよう、チェック機能を強化するとともに、職員研修などを通じて法令執務能力の向上に取り組みます。		
取組 2	(継続) 条例等の整備の推進	総務課
事務事業の適正な執行を確保するため、適時・適切に条例や規則の新規制定や改正などを行います。		
取組 3	(継続) 会計事務の適正な執行管理	出納室
歳入事務、歳出事務について厳格な審査を行うとともに、現金・物品等の適正な出納・保管を図るなど会計事務の適正な執行管理に努めます。		
取組 4	(継続) 入札・契約事務の適正化の推進	財政課
適正な契約執行により、競争性・公平性・透明性の確保と財政負担の適正化を図ります。		

施策 8-2-4**公平で適正な課税事務の推進****税務課****目指す成果**

未申告者や課税誤りをなくすとともに、固定資産の評価基準に沿った適正な評価を行うなど税法上適確な事務を遂行することにより公平で適正な課税が行われている。

成果指標

指標 1	個人住民税の申告者割合			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
99.23% (平成29年度)	100%	100%	100%	100%
説明	申告者数／申告必要者数			
指標 2	資産税の税額適正割合			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
99.96% (平成29年度)	100%	100%	100%	100%
説明	適正件数／納税義務者数			

主な取組

取組 1	(継続) 適正な住民税課税の推進
正確な課税データの把握に努め、税負担の公平化を図るため適正な住民税課税の推進に取り組みます。	

取組 2	(継続) 適正な資産税課税の推進
評価基準に基づき、課税客体の把握に努め、税負担の公平化を図るため適正な資産税課税の推進に取り組みます。	



政策8-3 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します

(1) 現況と課題



- ◆地方債残高や人件費比率が高いことに加え、医療費助成や介護給付費等の社会保障経費が増加している一方、生産年齢人口の減少等により町税が減少傾向にあり、財政の弾力性が小さい状況が続いている。そこで、持続可能で健全な財政運営のため、町税収入の安定確保や新たな財源確保策の推進を図り、これらの財源を重点かつ効果的に配分する取組みが求められています。
- ◆財政調整基金を中心に基金積立残高は増加していますが、県内他町村に比べると未だ低い水準です。また、町債残高については、新規借入額を抑制してきたことにより毎年減少していますが、県内他町村に比べると高い水準となっています。そこで、財政の現状と中長期的な見通しを財政計画に反映し、事業の選択と集中により計画的な財政運営の取組みが求められています。
- ◆保有する公共施設の多くは、昭和50年代から平成初期に整備され、今後、建築後30年を超える施設が相次ぎ、施設の老朽化への対応が課題となっています。そこで、今後は人口減少などに対応した公共施設のあり方を検討し、計画的な対応と維持管理コストの軽減など、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

(2) 施策の体系

政策8-3 持続可能な町政に向けた健全財政を推進します

施策8-3-1 健全な財政運営の推進

施策8-3-2 計画的な財政運営の推進

施策8-3-3 公共施設等の適正管理の推進

(3) 施策の内容

施策 8-3-1

健全な財政運営の推進

財政課・税務課

目指す成果

町税などの自主財源を安定的に確保するとともに、経費の徹底的な節減・合理化が図られ、持続可能で健全な財政運営が推進されている。

成果指標

指標 1	経常収支比率				財政課
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度	
94.6% (平成 29 年度)	94.4%	94.2%	94.0%	93.8%	
説明	財政構造の弾力性を判断する指標 (経常的経費充当一般財源／経常一般財源等) 【前年度決算】				

指標 2	実質公債費比率				財政課
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度	
8.6% (平成 29 年度)	8.0%	7.4%	6.8%	6.1%	
説明	借入金の返済額及びこれに準じる額が標準財政規模を基本とした額に対する比率【前年度決算】				

指標 3	町税の収納率（現年分）				税務課
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度	
98.4% (平成29年度)	98.5%	98.6%	98.7%	98.8%	
説明	町税（国民健康保険税除く）全体の現年分収納額／調定額				

指標 4	町税の収納率（過年分）				税務課
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度	
21.4% (平成29年度)	19.6%	19.6%	19.6%	19.6%	
説明	町税（国民健康保険税除く）全体の過年分収納額／調定額				

主な取組

取組 1	(継続) 財政構造の弾力性の確保	財政課
収支の均衡を図りつつ、住民福祉の向上に寄与していくよう、義務的経費の節減と一般財源の確保により、財政の弾力性を高めていきます。		
取組 2	(継続) 適正な予算編成・執行管理の推進	財政課
予算編成や予算執行を通して、財源の確保とともに経費節減に努め、重点事業等への予算を効果的に配分できるようにします。		
取組 3	(継続) 財源確保対策の強化	財政課
町税収入の安定確保はもとより、地方交付税の的確な算定や国県補助金及び町債等の有効活用、町有財産の有効運用及び処分、さらには新たな財源の検討など、様々な財源確保策に取り組みます。		
取組 4	(継続) 町税収納率の向上	税務課
口座振替の推進、町税等収納補助員の臨戸訪問、コールセンターによる電話催告及び差押の実施によって、町税等収納率の向上に取り組みます。		

施策 8-3-2

計画的な財政運営の推進

財政課

目指す成果

社会経済情勢の的確な把握と分析に基づいた財政見通しのもと、将来世代に一定水準以上の負担をさせないよう、計画的な財政運営が推進されている。

成果指標

指標 1	将来負担比率			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
38.60% (平成 29 年度)	37.9%	37.2%	36.5%	36.0%
説明	将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模を基本とした額に対する比率【前年度決算】			
指標 2	財政調整基金残高			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
709百万円 (平成 29 年度)	750百万円	785百万円	815百万円	850百万円
説明	計画最終年度末の基金残高1,000百万円を目標に、毎年度計画的に積み立てを行う。			

主な取組

取組 1	(継続) 財政計画に基づく効率的かつ公正な財政運営の推進
毎年度、財政計画を検証しつつ見直しを行い、常に中長期的な視点で効率的かつ公正な財政運営を推進します。	

取組 2	(継続) 町債の適正かつ計画的な借入
町債現在高を減少させるため、返済額以上の借入をしないことを原則とし、計画的に将来の負担を軽減していきます。	

取組 3	(継続) 基金の適正な確保と運用
社会経済情勢の変化に伴う新たな財政需要に即応できるよう、決算剰余金等により積極的な積立てを行い、適正な財政調整基金残高を確保します。	

取組 4	(拡充) 公会計の整備と公表
公会計の適正な基準に基づく財務書類を効率的かつ正確に作成し、町の財務状況を町民に分かりやすく公表します。	

施策 8-3-3

公共施設等の適正管理の推進

財政課

目指す成果

行政サービスの高度化を図るための情報システムが適切に管理されるとともに、老朽化した公共施設等の更新・長寿命化などが計画的に行われている。

成果指標

指標 1	公共施設等の長寿命化の推進			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
2 箇所 (平成 2 9 年度)	2 箇所	3 箇所	4 箇所	5 箇所
説明	建築年度や老朽化状況を考慮した上で、計画的かつ適切な予算措置による改修工事を行った施設数			

指標 2	各種サーバ・システムが異常停止した日数			
現状値	平成 3 1 年度	平成 3 2 年度	平成 3 3 年度	平成 3 4 年度
0 日 (平成 2 9 年度)	0 日	0 日	0 日	0 日
説明	各種サーバ・システムが異常停止し、翌開庁日までに復旧できなかった日数			

主な取組

取組 1	(拡充) 公共施設等の長寿命化の推進
長寿命化計画に基づき、長期的かつ新たな視点をもって公共施設等の長寿命化や更新を計画的に実施し、行政サービスの維持・向上と財政負担の軽減・平準化を図ります。	
取組 2	(継続) 情報システム等の適切な管理の推進
行政の簡素・効率化と住民サービスの向上のため、情報システム等のセキュリティ対策など適切に管理されるように努めます。	



ふれあいプラザさかえ



役場庁舎 窓口

政策8-4 時代に即応できる町政運営に努めます



(1) 現況と課題

- ◆町長は、まちの将来像や方向性などを全職員に浸透させるとともに、職員や町民の協力のもとリーダーシップを發揮し、総合計画を推進していかなければなりません。そのため、政策会議の充実など、町長が町政運営に関する重要課題等について、政策的な判断が出来る体制を整備する必要があります。
- ◆元気なまちづくりを進めていくためには、町民ニーズの変化や、国・県の制度改正及び社会情勢の変化に的確に対応していくことが求められています。そのため、次期総合戦略の策定に取り組むとともに、新たなまちづくり制度の積極的な活用、また、町単独では解決が困難な課題に対し、国・県の支援を得るため積極的な要望活動を行っていく必要があります。
- ◆今後は、町を取り巻く広域的課題の解決や効率的な行政運営の実施のためには、更なる広域連携が求められています。そのため、消防行政や廃棄物処理、成田空港圏の地域振興、公共交通機関の充実等、広域的な行政課題については、近隣市町などとの連携により取り組むことが必要となっています。
- ◆社会情勢、行政課題、町民ニーズが大きく変化している中で、それらに適切かつ柔軟に対応していくことが求められています。そのため、効率的、効果的に計画を推進する組織づくりを進めるとともに、組織としての総合力を高めるための人財開発を推進し、適正な定員管理を進める必要があります。

(2) 施策の体系

政策8-4 時代に即応できる町政運営に努めます

施策8-4-1 トップマネジメントの強化

施策8-4-2 社会情勢の変化への的確な施策対応の推進

施策8-4-3 広域連携によるまちづくりの推進

施策8-4-4 時代に則した組織づくりの推進

(3) 施策の内容

施策 8-4-1

トップマネジメントの強化

企画政策課

目指す成果

町長が、町の将来像や方向性を全職員に共通認識させ、リーダーシップを発揮して総合計画が推進され、元気なまちづくりが出来ている。

成果指標

指標 1	基本計画の指標達成割合			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
— (平成 30 年度)	100%	100%	100%	100%
説明	各年度の前期基本計画の施策達成割合			

指標 2	町民の生活満足度			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
51.8% (平成 30 年度)	—	—	—	60.0%
説明	町民意識調査の「住みやすい」「どちらかと言えば住みやすい」と回答した人の割合			

主な取組

取組 1	(継続) 基本計画進行管理の推進
各施策が効率よく効果的に実施されているか、施策評価などを活用した進行管理により基本計画の着実な推進に取り組みます。	

取組 2	(継続) 政策会議の充実
町政の基本方針や町の重要政策、条例案、予算案その他の議会の議決を要する案件、重要課題など町長が政策的に判断できるよう政策会議の充実に取り組みます。	

取組 3	(継続) 各種施策の方向性を的確に決定するための情報の充実
総合計画の着実な推進のため、町長が適切に意思決定できるよう、施策・事業の進行状況等の情報提供の充実に取り組みます。	

施策 8-4-2

社会情勢の変化への的確な施策対応の推進

企画政策課・財政課

目指す成果

町民ニーズの変化や国・県の制度改正に的確に対応することにより効率的な行政運営が行われている。

成果指標

指標 1	新たな国・県補助制度活用数				企画政策課
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	
— (平成 30 年度)	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業	
説明	各年度の新たな国・県補助制度を活用した数				

主な事業

事業 1	(新規) 第 2 次栄町総合戦略策定推進事業	企画政策課
平成 31 年度で第 1 次の栄町総合戦略が満了することから、若者の定住人口の増加、子育て環境の整備、雇用機会の拡充などに継続して取り組み、地方創生の更なる深化を図るため、新たな総合戦略を策定し推進します。		

主な取組

取組 1	(継続) 新たなまちづくり制度の積極的な活用	企画政策課
国や県、民間が行う様々なまちづくりへの助成制度の中から、町が実施する事業に沿った助成制度を選択し、積極的な活用に取り組みます。		
取組 2	(継続) 国・県等への積極的な要望活動	企画政策課
町単独では実現、解決が困難な課題に対し、国・県の支援等を得るため、積極的な要望活動に取り組みます。		
取組 3	(継続) 情報システム等の整備・充実	財政課
行政の簡素・効率化と住民サービスの向上のため、情報システム等の整備・充実に努めます。		

施策 8-4-3

広域連携によるまちづくりの推進

企画政策課

目指す成果

広域的な課題を解決するために、成田空港関連市町など近隣市町との密接な連携が取れてい る。

成果指標

指標 1	新たな広域連携数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
— (平成 30 年度)	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業
説明	各年度の成田空港圏関係自治体等と新たに連携した事業数			

主な取組

取組 1	(拡充) 成田空港の機能強化による新たな広域連携の推進
成田空港の機能強化を町のメリットとして最大限に活かすため、関係市町と連携した広域なまちづくりに取り組みます。	

取組 2	(継続) 広域連携による効率的な行政運営
広域的な行政運営が求められており、町にとって広域的に実施した方が効率的な事務については、関係する市町と連携し、広域的な行政運営に取り組みます。	

取組 3	(継続) 市町村合併に関する情報の収集
市町村合併は、現在、近隣市での新たな動向はありませんが、合併の機運が高まった時に対応できるよう情報の収集に取り組みます。	

施策 8-4-4

時代に則した組織づくりの推進

総務課

目指す成果

社会情勢などの変化や職員数の減少に柔軟に対応できるよう組織を編成するとともに、職員が自らの役割と責任を自覚し、スピード感とコスト意識を持って課題解決に向け行動出来ている。

成果指標

指標 1	職員研修受講件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
58 件 (平成 29 年度)	62 件	64 件	66 件	68 件
説明	自治センター等の研修を受講した件数			

指標 2	若手職員からの提案件数			
現状値	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
0 件 (平成 29 年度)	10 件	12 件	14 件	16 件
説明	若手職員からの提案件数 【町長との意見交換会における提案数】			

主な取組

取組 1	(継続) 効率的・効果的な組織づくりの推進
政策の方向性や組織規模等を考慮し、効率的・効果的に計画を推進する組織づくりに取り組みます。	

取組 2	(継続) 適正な定員管理の推進
行政需要に迅速かつ柔軟に対応できるよう、職員を減員しつつも多様な任用形態により適正な定員管理に取り組みます。	

取組 3	(継続) 人財開発の充実
計画の推進に必要な人材を確保し、組織としての総合力を高めるため、計画的に職員を研修に参加させることや、若手職員からの提案を聞き町政に活かすなど、人財開発に取り組みます。	

資料編

資料1. 栄町議会の議決すべき事件を定める条例

○栄町議会の議決すべき事件を定める条例

平成23年9月26日

条例第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき条例で定める議会の議決すべき事件は、栄町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2. 栄町政策審議会設置条例

○栄町政策審議会設置条例

平成23年9月26日

条例第12号

(設置)

第1条 総合計画等の策定及び推進、簡素で効率的な町政を実現するための行政改革(第3条第2号において「行政改革」という。)の推進その他の町政に関する重要事項について調査審議するため、栄町政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において「総合計画等」とは、栄町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び当該基本構想に基づき栄町の行政全般に係る政策又は施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画並びに栄町の個別の行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画をいう。

(所掌事務)

第3条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 総合計画等の策定に関する事項
- (2) 行政改革の推進を図るための大綱の策定に関する事項
- (3) 総合計画等又は前号の大綱に基づく政策又は施策の推進及び評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町政に関する重要な事項

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、地方公共団体の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は意見書若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策主管課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

(栄町総合計画審議会設置条例及び栄町行政改革推進委員会設置条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 栄町総合計画審議会設置条例(昭和43年栄町条例第15号)
 - (2) 栄町行政改革推進委員会設置条例(昭和60年栄町条例第20号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に栄町総合計画審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について栄町総合計画審議会がした調査審議の手続は審議会がした調査審議の手続とみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年栄町条例第13号)の一部を次のように改正する。

資料3. 栄町政策審議会委員名簿

任期 : H30.3.26～H32.3.25

No.	氏 名	分 野	備 考	確認欄
1	石 井 滋	行政経営	司法書士	
2	石 塚 秀 德	産業	土地改良区役員	
3	大 野 久 男	産業	「緑耕舎」代表 JA関連直売所連合会代表	
4	勝 田 幸 司	健康福祉	ながと幼稚園理事長	
5	川 上 榮 一	生活基盤・環境	土地家屋調査士	
6	小 澤 慶 和	行政経営	千葉経済大学教授ビジネスライフ学科長 栄町総合戦略会議会長	
7	池 田 和 彦	産業	栄町商工会会長 栄町総合戦略会議委員	
8	塚 田 淳 長	協働	NPO法人ひと まち俱楽部代表	
9	鈴 木 夏 実	産業	株式会社わたや代表取締役 栄町総合戦略会議委員	
10	中 澤 一 夫	健康福祉	栄町健康づくり推進協議会会長	
11	八田 羽 和 枝	協働	成田空港地域共生・共栄会議 共栄ワーキングメンバー	
12	山 田 恵	教育	栄町ドラムウィンドアンサンブル	
13	船 越 勝 行	産業	日本食研ホールディングス株式会社 千葉本社総務部次長 栄町総合戦略会議委員	

資料4. 質問書及び答申書

1. 栄町第5次総合計画基本構想（案）について（質問）

栄企第64号
栄町政策審議会様

栄町第5次総合計画基本構想（案）について（質問）

このことについて、栄町政策審議会設置条例第3条の規定により質問します。

平成30年11月22日

栄町長 岡田 正市

記

1 質問趣旨

本町では、昭和47年に「水と緑の田園観光都市」をスローガンとした「栄町基本構想」を策定し、平成元年及び平成12年、平成24年に改定を加えながら、まちづくりを進めてきました。

しかしながら、本町を取り巻く環境は、平成24年の「栄町基本構想」改定の頃に比べ、成田空港の更なる機能強化の見通しが示されたことや、訪日外国人旅行者の大幅増加、さらに全国的な地方創生の動きが加速するなど大きく変貌しています。

また、少子高齢化、歪な人口構造への対応、予期せぬ大規模災害への備え、老朽化しつつある都市基盤の更新の取り組みなどは、本町でも喫緊の課題であり、さらに、それらに伴う一層の財政負担の増加、地方分権・地域主権への制度改革など、地方自治体にとって変革の時代を迎えています。

このような社会経済情勢のもと、町民の期待に応えられる自立したまちとして、「栄町」ならではの魅力を高め、「誇りと愛着のもてるまち」として持続的に成長していくことが求められています。

そこで、人口減少に歯止めをかけ、歪な人口構造の転換、また、変化する社会情勢に的確に対応し、本町独自の魅力を引き出した元気なまちにするための基本的な指針として示す、栄町第5次総合計画基本構想（案）について審議をお願いするものです。

2 質問事項

別添「栄町第5次総合計画基本構想（案）」について

2. 栄町第5次総合計画基本構想（案）について（答申）

答申 第1号
平成30年11月28日

栄町長 岡田 正市 様

栄町政策審議会
会長 小澤 慶和

栄町第5次総合計画 基本構想（案）について（答申）

平成30年11月22日付け、栄企第64号で諮問のあった栄町第5次総合計画 基本構想（案）について、栄町政策審議会設置条例第3条の規定に基づき、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと認めます。

なお、今後の基本計画及び実施計画の策定に際しましては、町民からの意見聴取に努められるようご配慮願います。

3. 栄町第5次総合計画前期基本計画（案）について（諮問）

栄企第84号
栄町政策審議会様

栄町第5次総合計画 前期基本計画（案）について（諮問）

このことについて、栄町政策審議会設置条例第3条の規定により諮問します。

平成31年2月14日

栄町長 岡田 正市

記

1 諒問趣旨

栄町政策審議会におきまして、ご審議いただいた「栄町第5次総合計画 基本構想」が平成30年12月の町議会定例会において可決されました。

これを受け、基本構想で掲げる将来像「ひとが元気 まちが元気 みんなでつくる水と緑のふるさと さかえ」の実現に向け、政策を具体化した前期基本計画（平成31年度：2019年度～平成34年度：2022年度）の案について、貴審議会の意見を求めるものです。

2 諒問事項

別添「栄町第5次総合計画 前期基本計画（案）」について

4. 栄町第5次総合計画前期基本計画（案）について（答申）

答申 第2号

平成31年2月18日

栄町長 岡田 正市 様

栄町政策審議会
会長 小澤 慶和

栄町第5次総合計画 前期基本計画（案）について（答申）

平成31年2月14日付け、栄企第84号で諮問のあった栄町第5次総合計画 前期基本計画（案）について、栄町政策審議会設置条例第3条の規定に基づき、当審議会において慎重に審議した結果、その内容は概ね適切なものと認めます。

資料5. 栄町第5次総合計画の策定経過

平成29年

2月28日	議会（全員協議会説明）
3月29日	平成28年度第1回栄町政策審議会（策定スケジュール等について）
5月 2日	町長説明（策定方針について）
5月16日	町政策会議（策定方針について）
5月30日	議会（全員協議会説明）
6月15日	地区別懇談会（理事会）説明
7月15日	地区連絡協議会
7月27日	町民意識調査内容打合せ（第1回）
7月27日	総合計画策定支援業務委託業者選定委員会
8月 8日	町民意識調査内容打合せ（第2回）
8月14日	町民意識調査内容打合せ（第3回）
9月 6日	議会（全員協議会説明）
9月 6日	総合計画策定支援業務委託業者プロポーザル方式により決定
10月13日～	町民意識調査実施 (町内満16歳以上の方、2,000人を対象に、郵送発送 回収率38.7%)
10月31日	地区連絡協議会（役員会）
10月18日	町政策会議（町民意識調査について）
11月12日	地区別懇談会 安食小学校区
11月12日	〃 旧北辺田小学校区
11月18日	〃 旧酒直小学校区
11月18日	〃 龍角寺台小学校区
11月18日	〃 布鎌小学校区
11月19日	〃 安食台小学校区
11月28日	議会（全員協議会説明）
12月11日	栄町社会福祉協議会との懇談会
12月18日	若者との懇談会
12月19日	栄町民生・児童委員協議会との懇談会
12月20日	子育て世代との懇談会
12月21日	栄町商工会理事会との懇談会

平成30年

1月11日	農業委員会との懇談会
1月23日	栄町住民活動支援センター運営委員会との懇談会
2月 2日	町政策会議（町民意識調査結果について）
2月27日	議会（全員協議会）
3月26日	平成29年度第1回栄町政策審議会（第5次総合計画について）
8月 7日	町政策会議（基本構想（案）について）
9月 3日	議会（全員協議会）
10月12日	平成30年度第1回栄町政策審議会
10月22日～	基本構想（案）パブリックコメント実施
11月 2日	
11月22日	平成30年度第2回栄町政策審議会（基本構想（案）諮問）
11月27日	議会（全員協議会）

資料編

- 1月28日 栄町政策審議会より（基本構想（案）答申）
1月24日 議会 基本構想上程
1月24日 議会 議決

平成31年

- 1月15日 町政策会議（前期基本計画（案）について）
1月22日～ 基本構想（案）パブリックコメントに対する町の回答公表
1月22日～ 前期基本計画（案）パブリックコメント実施
2月7日
2月14日 平成30年度第3回栄町政策審議会（前期基本計画（案）諮問）
2月18日 栄町政策審議会より（前期基本計画（案）答申）